

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

平成 27 (2015) 年 6 月  
びわこ学院大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等.....	1
II. 沿革と現況.....	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価.....	6
基準 1 使命・目的等 .....	6
基準 2 学修と教授 .....	19
基準 3 経営・管理と財務 .....	51
基準 4 自己点検・評価 .....	74
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価.....	81
基準 A 教育と福祉の統合・融合 .....	81
基準 B 地域連携・貢献 .....	83
基準 C 実践力・人間力の育成 .....	87
V. エビデンス集一覧.....	91
エビデンス集（データ編）一覧.....	91
エビデンス集（資料編）一覧.....	92

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1 建学の精神と大学の教育理念

びわこ学院大学（以下「本学」という。）は、滋賀文化短期大学の人間福祉学科児童福祉専攻を母体にして、平成 21（2009）年 4 月に四年制の高等教育機関として発展的に創設された。本学は、学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 余年にわたり実践してきた地域への貢献を建学の精神としており、地域社会に主体的に係わり、持続的発展に貢献しようとする意欲ある人材の育成を目指している。また、本学唯一の学問領域「教育福祉学部」においては、福祉の心をもつ教育・指導者の養成を教育理念として、人間学をベースに学理と実践を統合するための柔軟な教育課程を編成している。

本学の建学精神と教育理念は、学校法人滋賀学園寄附行為及びびわこ学院大学学則に次のように謳っている。

#### ○学校法人滋賀学園寄附行為

【資料 F-1】より

第 3 条 この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。

#### ○びわこ学院大学学則

【資料 F-3】より

第 1 条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。

2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

3 教育福祉学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする。

### 2 本学の使命・目標

滋賀県では高等教育機関が南部や東北部に集中し、中部地域での大学の空白時期が長年続いた。当地域における行政機関や経済界、教育関係者にとっては、大学の立地は積年の悲願であった。

学校法人八日市女子学園（現学校法人滋賀学園）は、こうした地域事情を背景として、各方面から寄せられた高等教育機関への篤い想いに応え、平成 2（1990）年に「滋賀文化短期大学（生活文化学科）」を開学した。その後、平成 6（1994）年にはいよいよ現実になってきた少子高齢化社会を見据えた地域福祉の第一線を担う人材養成に向けて「人間福祉学科」を開設し、実務を重視した教学を実践しており、開学以来、2,500 人余の職業人を輩出し、その多くは、市内もしくは県域に職場を得てきた。

本学はこうした短期大学での福祉教育の実績を基盤に、少子化社会における乳幼児や就学児の健やかな成長に携わる深い人間愛と福祉の心を身につけた教育者と地域スポーツ教育に携わる実践的知識と技術力を備えた人材の育成を教育目的としている。

### 3 大学の個性・特色

今日の教育現場においては、子どもの学習意欲の低下や心身に障がいをもつ児童の増加、跡を絶たない陰湿ないじめなど、一朝一夕には解決しえないさまざまな課題が輻輳している。こうした状況を克服するためには学校、家庭そして地域社会が有機的に連携、協調しながら総合力を発揮していかなければならない。また、教育者には確かな教育力はもとより、学校問題への適応力や地域社会の構成員としてのパートナーシップなど、地域に根差したより幅広い教育実践活動が求められている。

こうした観点から、教育福祉学部では、学校法人滋賀学園が経営する滋賀学園中学・高等学校及び附属こども園『あっぷる』での教育実習を通して学びの意義を自得する一方、障がい者、高齢者の介護施設での実務体験や、地域社会でのボランティア活動などを教学に取り入れ、福祉マインドの涵養と社会人としての良識、実践力の修得に努めているところである。

このため、教育と福祉の学修形態の緩やかな融合を重視した学際的で柔軟な教育課程を編成しており、このことは、本学の教育目的であり、特色といえる。

また、県内には小学校教諭・高校教諭・養護教諭の教員養成課程を擁する四年制大学は、国立の滋賀大学の教育学部のみで、進学志望者や教育関係者の教育需要に十分に答えきれていない状況にある。私学ならではの特性や持ち味を生かした創造的な教育システムや教育手法の実践に関係者から期待が寄せられている。

本学のシンボルマークは、次のコンセプトにより作成している。



びわこ学院大学の頭文字「B」と琵琶湖の波がモチーフ。カラーは滋賀県と本学の象徴である琵琶湖を表す「青」と、スクールカラーである「紺」を用い、ダイナミックな動きを見せる波形のデザインによって、大学とそこに集う学生たちのたゆまぬ成長と邁進、発展をイメージ。また、全体の形は膨らみかけている蕾を象形しており、青、紺のカラーは、大学と学生たちの知性を表現し、学生たちの知性の蕾が、今まさに大きく花開こうとしている姿、そして、蕾のなかに子どもたちを包みこむ優しさに満ちた人間形成を表現している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、昭和 8 (1933) 年に八日市市 (現東近江市) 浜野町に開設された「和服裁縫研究所」をはじめりとしている。創始者 森 はな は、日本の美風を身につけた婦女子の育成を教育理念として、地域の子弟教育に限りない情熱を注ぎ、これまで多数の善良な家庭人を育てるとともに、隣人や地域社会と連携して社会発展に献身的に取り組む有為な人材を世に輩出してきた。

こうした地道な教育活動は、次第に衆目を集めるところとなり、昭和 30 (1955) 年に「八日市和洋女子専門学院」を、昭和 51 (1976) 年には専修学校「八日市女子専門学校」並びに「八日市高等女子専門学校」を、昭和 59 (1984) 年には「八日市女子高等学校」を開校し、教育機関としての地歩を固め、平成 2 (1990) 年には八日市市布施町で専門学校を母体とした「滋賀文化短期大学 (生活文化学科)」を開学するに至った。

本短期大学は、建学の精神に沿って女性の社会活動に必要な知識と技能を育成する「生活文化学科」の単一学科でスタートした。その後、福祉分野での人材需要に応えるため、平成 6 (1994) 年に「人間福祉学科 (介護福祉専攻・人間福祉専攻)」を開設し、介護福祉士や社会福祉士など市民福祉の第一線で活躍する人材を養成してきた。さらに、平成 9 (1997) 年には男女共学制に移行するとともに、平成 10 (1998) 年には本学科に「児童福祉専攻」を加え、保育士の養成にも力を注いできた。

このような地域に根差した実務者養成の教育実績が評価されるようになり、より高度な専門的知識と技術力の修得に対する受験生や地域社会からの要請もあって、平成 21 (2009) 年に教育福祉学部子ども学科 (1 学部 1 学科) の四年制単科大学として、「びわこ学院大学」が発展的に創設された。さらに、学年進行を終えた平成 26 (2014) 年度において、スポーツ教育に係わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的として、「スポーツ教育学科 (入学定員 40 名)」を開設した。

なお、大学名には、本学が地域と共生し、地域の発展に貢献する人材育成を目標とする高等教育機関として、滋賀の風土・文化、自然、産業などを教育実践のフィールドとしていることに鑑み、これを象徴する「琵琶湖 (びわこ)」を冠したところである。

## びわこ学院大学

○ 学園全体の年表を掲げ、沿革を示す。

昭和 8	(1933)年	1月	創始者 森 はな 和服裁縫研究所 開設
昭和 30	(1955)年	11月	八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42	(1967)年	4月	校名を八日市女子学園に改称
昭和 44	(1969)年	10月	準学校法人八日市女子学園 設立 初代理事長に 森 はな 就任
昭和 51	(1976)年	4月	専修学校として認可を受け、 校名を高等課程 八日市高等女子専門学校 専門課程 八日市女子専門学校に改称
昭和 58	(1983)年	11月	学校法人八日市女子学園 設立
昭和 59	(1984)年	4月	八日市女子高等学校 被服科 開校
昭和 62	(1987)年	4月	八日市女子高等学校 教養科 開設
平成 元	(1989)年	12月	滋賀文化短期大学設置認可を受ける
平成 2	(1990)年	4月	滋賀文化短期大学 生活文化学科 開学
平成 2	(1990)年	4月	八日市女子高等学校 普通科 開設
平成 6	(1994)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻 人間福祉学科 人間福祉専攻 開設
平成 8	(1996)年	4月	第2代理事長に森 美和子 就任
平成 8	(1996)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員 増
平成 9	(1997)年	4月	法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 9	(1997)年	4月	滋賀文化短期大学男女共学制を開始
平成 9	(1997)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻の入学定員 増
平成 10	(1998)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻 開設
平成 10	(1998)年	4月	滋賀文化短期大学 生活文化学科の入学定員 減
平成 11	(1999)年	4月	八日市女子高等学校を男女共学制とし、 校名を滋賀学園高等学校に改称
平成 13	(2001)年	12月	滋賀文化短期大学 図書館棟 竣工
平成 15	(2003)年	4月	滋賀学園中学校 開校
平成 19	(2007)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻の入学定員 増 生活文化学科及び人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員 減
平成 21	(2009)年	4月	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開学
平成 21	(2009)年	4月	滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に改組 ライフデザイン学科 開設
平成 25	(2013)年	4月	びわこ学院大学附属こども園「あっぷる」 開園
平成 26	(2014)年	4月	びわこ学院大学 教育福祉学部 スポーツ教育学科 開設



### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 【事実の説明】

###### ア 使命・目的

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 余年にわたり一貫して掲げてきた『地域に貢献する人材の育成』を建学の精神としている。

このような観点に立って、本学学則の第 1 条（目的）において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-1】

こうした学部目的を基本方針として、子ども学科では「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成」を、また、新設のスポーツ教育学科では「スポーツ教育に係わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成」をそれぞれの学科目的としている。【資料 1-1-1】

いずれにおいても“地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成”が、大学の教育目的・使命として具体的かつ明確に位置付けられている。

###### イ 教育研究目的

現代社会においては、ヒトから人間への発達を支援する教育、さらに、それを社会的にサポートするシステムが求められており、子どもを総合的に研究する「子ども学」の構築が急がれる。

21 世紀を生き抜く子ども達や社会、とりわけ地域社会にとって、高等教育機関に期待することは、教育学や保育学、福祉学といった特定の職域で求められる専門的知識や技術の修得に加えて、経済学、法学などの社会科学系の知識や比較文化、哲学などの人文学系の知識の修学とこれら知見の応用力である。

未来社会を託す子どもたちの自立心を育むには、一人ひとりの人格と個性が尊重されるなかで、不断の向上心と円満な人間性を自得する生育環境や活動空間の存在が必須であり、家庭、学校及び地域社会が連携しながら、自らの役割と使命をしっかりと果たし

ていかなければならない。

こうした認識のもとに、本学が目指す「子ども学」は、乳幼児から児童期の子どもの心身の成長・発達を連続したプロセスとして捉え、かつ、折々の時代の社会思潮やしくみといった文化的社会環境も成長過程に密接に係わることから、教育学・保育学・福祉学を基軸（ベース）としながら、社会科学や人文学系の学際的学問領域も教育活動に採り入れた未来志向の子ども学の構築である。

具体的には、乳幼児や児童期での一人ひとりの心と身体の微妙な変化に素早く気づき、分析する。あるいは予見して適時・適切に指導やケアができる総合的な措置能力である。また、子どもの成長過程では家庭・コミュニティ環境を含めた教育、保育・福祉活動などが重視されることから、子育て支援や教育福祉面での学校、家庭、行政、企業、NPO等の効果的な連携方策やコミュニケーションのあり方、マンパワーの確保等についての実践的な研究を行う。

一方、「子ども学」を中心としたこれまでの教育研究を通して、子どもたちが直面している環境の問題性として、インターネットやゲームなどのバーチャルな次元の拡大が指摘されてきた。また、近年はコミュニケーションの破局により対人関係が貧しくなり、直接的な社会体験の不足と身体的な知の低下が確認されている。

こうした子どもたちを取り巻く新たな潮流に対処するため、子ども学の経験を踏まえ、スポーツ教育学を教育研究する「スポーツ教育学科」を設けることにより、実体験や身体的な知の意味を教育していくこととした。

スポーツ教育では、これまでの個人の身体能力や健康という視点からの議論が主流であったが、これに加えて地域社会という立場からのアプローチを導入している。これは、建学以来の地域密着の理念に沿った取り組みであり、グローバルな世界を見据えつつ、むしろ地域との関係性において、スポーツの果たす役割を根本に据えたものである。

### 【自己評価】

本学の使命、教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則に具体的かつ明確に記載している。また、これらの基本的事項は大学の公式ホームページや大学案内、学生ハンドブックなどにおいて適宜公表している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】学校法人滋賀学園規程集（2-11 びわこ学院大学 学則）第1条 【資料 F-3】より

### 1-1-② 簡潔な文章化

#### 【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、1-1-①イ「教育研究目的」で記述したとおりであるが、これらの内容を学生が正しく理解することは勿論のこと、日常的に自覚し、主体的に行動することが重要であることから、各年度の学生ハンドブックの前書き部分において、より簡潔なわかり易い文章で次のように掲載している。

びわこ学院大学の基本理念と教育目的には、「地域に貢献できる人材育成」を建学の

精神として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-2】

【自己評価】

「寄附行為」「大学学則」「学生ハンドブック」等に明示されている大学の使命や教育目的は明確かつ簡潔に記載されている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-2】 2015 学生ハンドブック (p.4) 基本理念と教育目的 【資料 F-5】 より

**(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)**

教育目標については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・維持しつつ、大学を取り巻く環境の変化に敏感に対応することが肝要である。具体的には少子化に伴う大学淘汰、グローバル化がもたらす社会環境の変化、さらにはそれらを背景とする高等教育機関への期待感など、地域社会や受験生が大学に求める存在意義は時代変革を背景に大きな転換期にある。

こうした観点から、大学の教育目的をより具体的に実践するため、子ども学科の教育課程について適宜見直しを行う一方、平成 26 (2014) 年度において、社会の人材需要に呼応して新学科「スポーツ教育学科」を開設した。

今後は、このスポーツ教育学科を充実するとともに、新たな教育課程を模索する。

**1-2 使命・目的及び教育目的の適切性**

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

**(1) 1-2 の自己判定**

基準項目 1-2 を満たしている。

**(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)**

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の建学理念『地域に貢献する人材の育成』は、地域が必要とする職能人のニーズに応えることにある。本学が位置する滋賀県東部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。【資料 1-2-1】

本学が目指す福祉の素養と深い教養を身に付けた教諭・保育士や地域スポーツなどを

## びわこ学院大学

サポートする人材を養成することは、地域の人的需要に沿ったものといえる。

本学は、教育福祉学部子ども学科の単一の学部・学科からスタートしたが、今日、子どもの発達段階において、コミュニケーション能力や対人関係の形成など、いわば、身体的な体験や知の見直しが喫緊の課題となっていることから、平成 26 (2014) 年度において、身近な地域社会を舞台にスポーツの実体験を通して心身の成長・発達を支援する「スポーツ教育学科」を開設した。

子ども学科では、ヒトが誕生から人間として成長していく過程をサポートし、一人ひとりの子どもの個性を引き出して、自立・発展させる指導力を身につけた教育者・保育者の育成を行っている。また、スポーツ教育学科では、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関する高度な専門性の修得を基本としながら、今日教育現場で生じている“いじめ・不登校・引きこもり”などさまざまな事象への対応や保護者との有効なコミュニケーションの形成、教育への情熱と倫理観で困難に立ち向かう心身ともにたくましい人材の養成を目指している。

これらの教育課程においては、「教育」と「福祉」をそれぞれ別の学問領域として位置付けるのではなく、双方を融合させた新しい学びの体系として構成している。学部の基幹科目として、[表 1-2-1] のとおり「教育福祉学」「子ども教育学概論」「子ども福祉学概論」などが開講されており、福祉のこころを身に付けた教育者・保育者の養成を目指して、学生が主体的に履修できるように配慮している。【資料 1-2-2】

本学の教育課程の編成は、“テキストは人間 フィールドは地域社会” を基本ベースとしており、個性・特色といえるものである。

本学は、一学部からなる単科大学であることから、学部・学科での教育目標の達成が本学の教育目的を実現する、いわば表裏一体の関係にある。

### 【自己評価】

本学では、教育と福祉のそれぞれの学問領域を融合させ、全人格的な指導者の育成を志向しており、こうした教育理念は教学上に反映され、本学の個性・特色となっている。また、それらの内容は、印刷物等の媒体を通して明示しており、学内外への周知に努めている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-2-1】平成 26 (2014) 年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成

【資料 1-2-2】2015 シラバス (pp.30-32,pp.121-123)

【資料 F-5】より

[表 1-2-1] 教育福祉学部の基幹科目群

【資料 F-5】より抜粋

子ども学科		スポーツ教育学科	
・教育福祉学	・子ども福祉学概論	・教育福祉学	・スポーツ教育学
・人間福祉概論	・子ども教育学概論	・福祉学概論	・地域スポーツ計画論
・子ども学総論	・子ども学総合演習	・教育学概論	・地域スポーツ実践論

### 1-2-② 法令への適合

#### 【事実の説明】

びわこ学院大学学則第1章総則第1条（目的）において、「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。また、教育福祉学部の教育目的として子ども学科にあつては、「子どもに関する広範な知識・技術を教授研究し、教育・保育及び福祉に関する高度な専門性を有する人材を育成する」、スポーツ教育学科では、「スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材を育成する」こととしており、学則第1条に則っている。このことから、本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法の定めを遵守し、その理念に沿ったものとなっている。【資料 1-2-3】

#### 【自己評価】

大学の使命や教育目的は、法令などを遵守しているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-3】 学校法人滋賀学園規程集（2-11 びわこ学院大学 学則）第1条 【資料 F-3】 より

### 1-2-③ 変化への対応

#### 【事実の説明】

本学では、月1回定例的に開催される「自己点検・評価委員会」及び「FD委員会」と同委員会主催による「FD/SD研修会」などにおいて、大学を取り巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などについて広く議論し、本学の教学内容や学務運営に活かすよう努めている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

平成26（2014）年度においては、子どもたちが直面する社会経験不足や身体的知力の低下、さらには直接的なコミュニケーションの希薄化といった子どもをめぐる社会の変化に対応するため、地域とのローカルなネットワークの中でスポーツ教育学を研究する「スポーツ教育学科」を開設した。

学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施するため、今まで大学事務部に所属していた「入学センター」を学部・短期大学部に関わる教育・研究組織として位置づけるとともに、共同研究センターを廃止して、新たに「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織として設置した。

「入学センター」では、学生募集に関わる広報や入試業務、「実習・実践支援センター」では、教育実習や施設・企業実習等に関わる学生支援、「進路・就職支援センター」では、進路指導や就職活動に関する学生支援を主な業務にしている。さらに「外部連携研究センター」では、地方自治体や企業、地域住民との連携に関わる教育研究活動を推進するとともに、外部資金獲得に関する業務を主な内容としている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

## びわこ学院大学

なお、この再編作業に関しては、平成 25（2013）年度末に学長指名によって編成された「組織再編検討プロジェクト」メンバーによって原案が作成され、企画・運営委員会（平成 26 年度「企画運営会議」に変更）において学長提案という形で提示された。その後、この構想に基づいて関連部署に関わる規程改訂作業を行い、最終的には平成 26（2014）年 12 月における理事会において決定がなされた。【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】

また、教授会の傘下にある 15 の委員会をはじめ、ともすれば縦断的に運営されていた進路・就職指導や実習・実践支援、地域連携事務などに統合的かつ機能的に対処するため、横断的な組織体制に改めた。

なお、昨年度策定した「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向などを見据え、所要の見直しを明文化しており、経営計画推進プログラムにおいて、適切な改善策等について明記することとしている。【資料 1-2-13】

### 【自己評価】

本学では「子ども学科」のあり方を検証するなかで、子どもを取り巻く新たな社会潮流・変化に対応するため、これまでの教育経験をもとに「スポーツ教育学科」を開設した。また、現行の教育手法やシステム等については、学内の関係機関での審議を踏まえつつ、社会の変化に適応できるよう所要の見直しを進めている。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-4】学校法人滋賀学園規程集（2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程）

【資料 1-2-5】学校法人滋賀学園規程集（2-47 びわこ学院大学 FD 委員会規程）

【資料 1-2-6】平成 26（2014）年度 FD/SD 研修会開催状況

【資料 1-2-7】学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 1-2-8】学校法人滋賀学園規程集

（4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程）

【資料 1-2-9】学校法人滋賀学園規程集

（4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程）

【資料 1-2-10】学校法人滋賀学園規程集

（4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程）

【資料 1-2-11】平成 26（2014）年 4 月 企画運営委員会配布資料

【資料 1-2-12】平成 26（2014）年度 9 月および 12 月理事会議事録

【資料 1-2-13】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域の高等教育機関としての使命と本学の建学精神を具現化していく上で、現行の教育目標と社会潮流との整合性について随時検証を加え、大学運営に反映していくことが肝要である。特に、学園の総合力を発揚するうえで、本学と滋賀学園中学・高等学校との有機的連携を深めていかなければならない。

開学以来6年を経過して、大学運営上の課題や改善点が顕在化しつつあるが、学内の所定機関や関係部局において協議・検討し、議論の輪を広げ、段階的に是正を図ることとしている。また、これらの内容については学内イントラネット等を通して、教職員や関係者への周知に努める。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

#### (2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

##### 【事実の説明】

本学は、開学以降、設置認可申請時（平成20（2008）年6月3日）に大学設置審議会に提出した調書に準拠して運営している。平成20（2008）年度の大学開設準備作業においては、主として学長予定者と大学開設準備室が中心となって学園の建学精神を範とした本学の使命・目的などの方向付けを行ってきたが、この調書作成過程においては全教職員が議論に参画しており、大学の使命・目的などについては十分なる理解と支持が得られる結論が導き出されている。

また、役員に対しては、年度初めの理事会と評議員会において、学長から教学内容の説明にあわせて本学の使命・教育目的の取り組み方針について報告するとともに、当該年度の最後の理事会においても、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明のなかで、教育目的の達成状況について総括しており、十分な理解と承認が得られているものと認識している。

この他、学則をはじめとする基本的な規程の改廃や地元自治体、各種団体との連携、交流活動について、教授会での議論を踏まえて理事会と評議員会の承認を得ており、この点についても、役員と教職員の理解と支持が得られている。【資料1-3-1】

##### 【自己評価】

建学の精神等で示された使命や目的については、大学設置申請の事務手続などを通じて役員及び教職員の理解が深められており、また、「大学案内」「学生募集要項」「学則」や「学生ハンドブック」等の印刷物により、学内外への啓発を図っている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-1】平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第 【資料 F-10】より

### 1-3-② 学内外への周知

#### 【事実の説明】

学内外への広報については、周知対象を大きく受験生・保護者と社会一般、新入生を含む在学学生及び卒業生と産業界といった 3 つの分野に大別し、対象ごとに広報内容にメリハリをつけ、啓発と周知に努めている。

まず、受験生・保護者と社会人一般に対しては「大学案内」「紫野 (広報誌)」「本学ホームページ」などの印刷物と電子媒体を通して周知を図っている。【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

また、新入生には受験前の「オープンキャンパスでの説明会」「大学案内」や入学後の「入学式での学長の式辞」「入学オリエンテーション」「学生ハンドブック (学則)」「シラバス」「本学ホームページ」等さまざまな機会や印刷物等を通して、本学の教育理念の説明とあわせて (1-3-③のイ) に示される 3 つのポリシーの啓発に努めている。

さらに、在学学生については、入学時でのオリエンテーションのほか、「スタディスキルズ」「キャリアデザイン」等の講義を通して、また、コースの選択時においても、コースの内容を十分理解させるなかで、本学の教育理念・目標について適切に説明している。

【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】【資料 1-3-9】【資料 1-3-10】

この他、一般社会や卒業生、産業界への周知広報については、「就職用パンフレット類」「紫野 (広報誌)」「紫茜 (同窓会誌)」「本学のホームページ」などを通し各方面への啓発に努めている。【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】【資料 1-3-12】

教職員においては、各媒体 (印刷物やホームページ、学内イントラネットを活用した情報共有システム等) を活用して、教育目的等の啓発・周知と情報の共有に努めている。

#### 【自己評価】

建学の精神 (理念)、使命・目的及び教育目的などは、さまざまな媒体 (「大学案内」「シラバス」「学生ハンドブック」「広報誌」「大学パンフレット」等) を通して学内外に周知できているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-2】2016 大学案内 【資料 F-2】より

【資料 1-3-3】平成 26 (2014) 年度 紫野 (広報誌)

【資料 1-3-4】ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/>

【資料 1-3-5】平成 27 (2015) 年度 入学式での学長式辞

【資料 1-3-6】平成 27 (2015) 年度 オリエンテーション 実施要項

【資料 1-3-7】2015 学生ハンドブック (p.4) 基本理念と教育目的 【資料 F-5】より

【資料 1-3-8】2015 シラバス (p.2) デイブ・ロマホ・リシ、カキユラムホ・リシ 【資料 F-5】より

【資料 1-3-9】2015 シラバス (p.23,27) 「キャリアデザイン I, II」シラバス 【資料 F-5】より

【資料 1-3-10】 2015 シラバス (p.22,26) 「スタディスキルズ I, II」 シラバス 【資料 F-5】 より

【資料 1-3-11】 平成 26 (2014) 年度 企業向けパンフレット

【資料 1-3-12】 平成 26 (2014) 年度 紫茜 (同窓会誌)

### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 【事実の説明】

#### ア 中長期的な計画

本学の教育・学術を展開するにあたり、建学理念と教育目的の根幹ともいえる『地域に貢献する人材の育成』を確たるベースにしながら、社会・産業界の質的な変化や社会システム、生活スタイルの変容など社会・経済・文化の流れにしなやかに順応し、地域人の一員として力強く生きる資質の養成を最重視しなければならない。

こうした観点にたつて、平成 26 (2014) 年度において策定した中期経営計画には、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や地域連携を締結している近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映させている。また、これらから得られた知識・情報については、「3 つの方針 (ポリシー)」に活かしている。【資料 1-3-13】

#### イ 3 つのポリシー

本学では、学科ごとに、建学の精神のもと大学の使命・目的及び教育目的を実現するために次の 3 つのポリシー (アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー) を定め、教育体制と教育内容の整合を図っている。また、これらの取り組みについて学内外への周知に努めている。

#### ○アドミッションポリシー

##### <子ども学科>

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有するとともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的に関わり、学校・家庭・行政・NPO などの教育・福祉に係る連携・協働のもとに、次世代の子どもの育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じていることができる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

##### <スポーツ教育学科>

- ・スポーツについて、多角的・専門的に研究したいと思う人
- ・スポーツを通じて、人間教育や地域形成を行うことに強い情熱を有する人
- ・地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・企業・NPO などとの連携・協働に関わっていく意欲のある人

- ・地域社会の多様性を理解し、地域の固有性に根ざした取り組みを世界にアピールしたい人
- ・スポーツを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育や福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

○カリキュラムポリシー

- ・教育福祉学部では、教育学、福祉学、保育学、スポーツ科学、心理学、社会学などの広範な分野の教育・研究を行い、教育と福祉の視点を持った子育てとスポーツ教育のスペシャリストを養成するとともに、教育、福祉、保育、スポーツの広い分野で社会に貢献できる人材を育成する。

○ディプロマポリシー

<子ども学科>

- ・子どもの心身の成長・発達に対し、一人ひとりの学習や生活を支援しうる教育、保育、福祉について専門知識を修得している。
- ・教育をめぐる様々な問題状況を積極的に予見・発見し、的確な処置のできる視座を有している。
- ・教育者として教育への情熱と倫理観をもち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、社会の一員として適切な行動ができる。

<スポーツ教育学科>

- ・人間の発達や地域の発展に対し、スポーツが貢献しうるための専門的知識や技能を修得している。
- ・スポーツをめぐる様々な問題状況を積極的に発見し、的確な判断のできる視座を有している。
- ・スポーツ教育への情熱と倫理観を持ち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・人間と地域に対し高い関心をもち、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間と地域に対し直接的な関わりを基本とし、現場での適切な行動ができる。

【自己評価】

上記の3つのポリシーのもとで、本学の建学の精神『地域に貢献する人材の育成』に沿った教育体制・教学内容を整備している。なお、これらのポリシーについては、近年大学等を取り巻く環境が大きく変化しつつあることに鑑み、適宜見直しを加え、社会変容に順応していきたい。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-3-13】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

【資料 1-2-7】に同じ

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【事実の説明】

本学の教育福祉学部子ども学科では、年少児の情操豊かな成長を手助けする保育者・教育者の養成に向けて、子どもの養育を学問的に追及する教育研究を実践している。また、スポーツ教育学科では、最近の子どもが高度情報化時代を反映してバーチャルな世界に没入し、心身の健全発展に大きな阻害要因となっていることから、スポーツ活動を通じて身体的な体験と知の見直しを指向している。

子ども学科は、「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」に分かれ、学生の志向に沿ってより細かな教育が可能な形態となっており、教学上の課題調整はそれぞれの「コース会議」での審議をもとに、「学科会議」で総合調整が図られている。この学科会議はスポーツ教育学科においても同様に組織されており、学科に在籍する助教以上の教員で構成している。学科目標の検証と達成シナリオ、学生動態の共通理解など、教育・研究、運営に関する事項の審議や学科特性を生かした教育の企画立案などで機能している。

コース会議及び学科会議で審議された事項について、横断的、総合的に調整・審議する機関として、「教授会」が組織されている。本学の教授会は、学部が単一であることから、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教の全教員のほか、事務局長で構成し、教学面の要望等が迅速かつ効果的に対処できるよう事務局から総務課が参加している。会議の開催は、月1回（第4水曜日）を定例教授会とし、学長または構成員の過半数からの要請により臨時の教授会を開催することができるとしている。【資料 1-3-14】

なお、上記教授会で審議する事案をあらかじめ検討、調整するとともに、当面する諸課題を協議する組織として「企画運営会議」を置いている。構成メンバーは、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、入学部長、図書館長、入学センター長、進路・就職支援センター長、実習・実践支援センター長、外部連携研究センター長、及び学長が推薦する教員の他、事務部門からは事務局長、総務課長で組織し、学長が主宰する。会議は月1回（毎月第1水曜日）を定例会議とし、学長の意向により、臨時に開催することがある。【資料 1-3-15】

このほかに、教授会の下部組織として、専門的事項を審議、起案、実行することを目的として、15の委員会が組織され、役職により出席する規定委員と学科が推薦する委嘱委員で構成されている。

また、教育福祉学部在籍する学生の学修や多様な活動を支援する機関として、4つの独立したセンター（「入学センター」、「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」、「外部連携研究センター」）を併設しており、学生の学修と並行して、単位修得とは関わりなく学生が主体的に学究する教育環境を整えている。【資料 1-3-16】【資料 1-3-17】【資料 1-3-18】【資料 1-3-19】

この他、本学が地域に貢献する人材育成を教育理念としていることに鑑み、学生が入学時から、地域の教育現場での教育ボランティアや地域住民との交流などを通して、卒業後に地域活動に自主的に参加し、指導的役割を担うよう意識付けを行っている。これらの取り組みは、「[図 1-3-1] びわこ学院大学組織機構図」で示す体制の下に適正に執行されている。

本学における意思決定プロセスは、コース会議から学科会議で一定の方向付けを行い、



### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

近年、大学運営は先行きが見通せない試練の時を迎えている。とりわけ、少子化の進行に伴う大学志望者の減少は、熾烈な学生確保や大学の大衆化による学力低下、さらには科学技術やグローバル化の進展が相俟って、これまでの延長線上にはない斬新な取り組みが求められるようになっていく。

幹線交通から距離をおく本学の地理的条件や、単科大学として学問領域が限定されることなどの負の側面をしっかりと直視し、これらを適確に克服していくための不断の見直しは、本学の持続的発展にとってより重要である。

こうした現状認識のもとに、学生が意欲的に学べる環境づくり、例えば、体験型の教育やキャリア教育など学生が学びの目的を自得するための仕掛け、即ち、新たな教育システムや教育手法を取り入れていくことにより、教学の質的向上はもとより、学生がめざす職業人の育成土壌として機能するものと認識している。

#### [基準 1 の自己評価]

本学は開学以来、『地域に貢献する人材の育成』を教育理念とし、これを具現化するための3つのポリシーを策定し、教育条件や研究体制の整備を図ってきた。

教育福祉学部では、福祉の心を身に付けた教育者の育成を究極目的としていることに鑑み、学科ごとに教育と福祉を組み合わせた独創的な教育課程の編成をもとに、教学内容の深化と学生の学業への目的意識の涵養に努めてきた。しかしながら、本学は開学後の歴史が浅いこともあって、大学の存在感や教学の成果が内外の教育関係者に十分浸透できていない状況にある。学生確保に向けての効果的な情報発信と免許や資格取得のための学修になお一層力を入れ、教育力の質的向上を図っていきたい。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-1-① 入学者の受け入れの方針の明確化と周知

##### 【事実の説明】

入学者の受入れについては、子ども学科及びスポーツ教育学科ごとに定めているアドミッションポリシーに基づき実施している。

この内容については、「大学案内」「学生募集要項」「本学ホームページ」等に明示するとともに、各学科の受け入れ方針とあわせて、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座、高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等さまざまな機会を通して詳細に説明している。また、こうした対面的な働きかけと並行してフェイスブック等のソーシャルネットワークシステム等を活用して、潜在的な志願者の開拓を行っている。

具体的には、平成 26（2014）年度に開催した 9 回のオープンキャンパスでは、学科の教育目標やカリキュラムの説明、個別入試説明などを実施しており、この他、高等学校の要請による高大連携講座や出前授業、高等学校生徒（1、2 年生含む）のキャンパス見学会などの高等学校や生徒達を対象とした多様なチャンネルを通してアドミッションポリシーを念頭においた大学の受入れ方針の説明と周知に努めている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

中でも、スポーツ教育学科は、開設 2 年目で、受験生や学校関係者に十分浸透していないことが懸念されることから、これの啓発に注力している。

##### 【資料 2-1-3】～【資料 2-1-9】

各学科の人材育成の目的とアドミッションポリシーは、次のとおりである。

#### ア 子ども学科

本学科は、「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」の 2 コースに分かれ、教育や保育の領域において福祉の視点から子どもの成長や子育てをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッションポリシーを定めている。

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有するとともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人

## びわこ学院大学

- ・保護者や地域コミュニティに積極的に関わり、学校・家庭・行政・NPOなどの教育・福祉に係わる団体・機関との連携・協働のもとに、次世代の子どもの育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じていることができる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

### イ スポーツ教育学科

スポーツを軸として教育・福祉の現場や地域の活性化に取り組む人材、及びトップアスリートをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッションポリシーを定めている。

- ・スポーツについて、多角的・専門的に研究したいと思う人
- ・スポーツを通じて、人間教育や地域形成を行うことに強い情熱を有する人
- ・地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・企業・NPOなどとの連携・協働に関わっていく意欲のある人
- ・地域社会の多様性を理解し、地域の固有性に根ざした取り組みを世界にアピールしたい人
- ・スポーツを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育や福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

### 【自己評価】

アドミッションポリシーを念頭においた入学者の受入れ方針が明確に公示されており、高等学校や受験生への啓発、周知が適正に行われているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-1-1】びわこ学院大学 学生募集要項 【資料 F-4】より
- 【資料 2-1-2】オープンキャンパス参加状況
- 【資料 2-1-3】高校教員対象 平成 27 年度入試説明会 実施要項
- 【資料 2-1-4】オープンキャンパス 2014 （チラシ）
- 【資料 2-1-5】平成 26（2014）年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座
- 【資料 2-1-6】平成 26（2014）年度 出前授業（プレカレッジ）日程一覧
- 【資料 2-1-7】平成 26（2014）年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録（県外）
- 【資料 2-1-8】平成 26（2014）年度 キャンパス見学会日程表
- 【資料 2-1-9】スポーツメンタルサポート （チラシ）

### 2-1-② 入学者の受入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

#### 【事実の説明】

本学での入学者選抜業務は、「入学センター規程」に基づき適正かつ公正な体制のもとで実施しており、業務の総括は、規程に定める入試本部がこれを行っている。

## びわこ学院大学

開学以来、多彩な学生の獲得をめざして、受験生の入試種別の選択肢を拡充するなど、入学者選抜方法の多様化に努めてきた。

入学者選抜の実施方針、入試内容、学生募集要項等に関する事項については、入試委員会での協議の後、学部教授会の審議を経ることになっている。また、入学試験問題については、入試問題作成委員会から問題作成を委嘱された本学教員による各教科の入試問題作成チームによって作成され、入学試験実施委員会の管理・運営のもとで採点が行われる。その際、出題者間で複数回のチェックを行うなど、採点ミスの発生防止に努めている。なお、合否判定にあたっては、入試判定委員会及び編入学等委員会による一次案をもとに学部教授会での審議を経て、合格者を決定している。【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】

### ア 子ども学科

学生募集要項に本学科に関するアドミッションポリシーを記載し、その啓発と周知に努めている。このことは、本学科が目指す「教育福祉学の視点に立つ子ども学の構築」、「現代の子どもについての多面的な考究」、「福祉のこころと技術を持つ教員の養成」及び「教育の視点と方法を持った福祉の専門家の養成」といった教育理念を深く理解し、学修への高い意欲や良好な人間関係の構築を志向する学生確保を念頭においたものである。

なお、入試本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。【資料 F-4】

AO 入試	本学教員による模擬授業を受講し、与えられた課題に沿ったレポート作成、自己 PR 書に基づく本学教員との個別面談試験により合否を判定する。
推薦入試 (公募制度)	小論文または教養問題 <sup>1)</sup> のいずれかと本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (指定校制度)	本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (自己推薦制度)	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
一般入試	2 科目受験 <sup>2)</sup> と書類審査により合否を判定する。
大学入試センター 試験利用入試	大学入試センター試験の対象科目により合否を判定する。
社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問と書類審査により合否を判定する。

1)…国語と英語の基礎問題      2)…国語と英語または数学より 1 科目を選択

### イ スポーツ教育学科

本学科においても、学生募集要項でアドミッションポリシーの周知・徹底をはかって

## びわこ学院大学

おり、学科の教育理念である「スポーツ教育学を学ぶための十分な基礎学力を有する」、「中学校の保健体育教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「高等学校の保健体育教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「特別支援学校教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「スポーツに関連する職業分野で活躍する」及び「障がいのある子どもたちを支援することに、やりがいや使命を感じられる」等の視点をよく理解し、スポーツ活動や障がい児支援などに主体的に行動する学生の確保を念頭においたものである。

なお、本学科においては、特に AO 入試に関して受験時のミスマッチを防ぐために、オープンキャンパス等での事前相談を設けている。【資料 2-1-12】

入試本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。

AO 入試 (論文重視型)	小論文、自己 PR 書及びスポーツ活動報告書に基づく本学教員との個別面談試験により合否を判定する。受験にあたり、事前相談を課している。
AO 入試 (活動重視型)	小論文、自己 PR 書及びスポーツ活動報告書に基づく本学教員との個別面談試験・書類審査(スポーツ活動実績証明書)により合否を判定する。受験にあたり、事前相談を課している。
推薦入試 (公募制度/実技型)	小論文または 2 科目受験 <sup>1)</sup> のいずれか、本学教員との集団での面接試験と実技試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (公募制度/総合型)	小論文または 2 科目受験 <sup>1)</sup> のいずれか、本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (指定校制度)	本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (自己推薦制度)	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
一般入試(実技型)	2 科目受験 <sup>2)</sup> と実技試験と書類審査により合否を判定する。
一般入試(総合型)	2 科目受験 <sup>2)</sup> と書類審査により合否を判定する。
大学入試センター 試験利用入試	大学入試センター試験の対象科目により合否を判定する。
社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問・書類審査により合否を判定する。

1)…国語と英語の基礎問題                      2)…国語と英語または数学より 1 科目を選択

本学科の入学者の選抜は、基本的には子ども学科に準じた内容となっているが、スポーツ指導者養成の視点から、AO 入試、推薦入試、一般入試の各分野においては、スポーツ活動実績等の書類審査及び実技試験を取り入れている。

入学者の受け入れについて、本学では、これまでも多様な試験種目ごとに、実施方法と成績評価の両面から繰り返し見直しを進めているが、平成 26 (2014) 年度に行った各種入試合

## びわこ学院大学

格者の入学後の成績（GPA）調査では、AO 入試、推薦入試、一般入試の各入学者間において成績に偏りが無いことを確認している。なお、既に制度化している入学前学習の内容や実施方法等についての改善・充実を通して、入学後の学修に係る基礎学力の維持、向上と学修保証を図ることとしている。【資料 2-1-13】【資料 2-1-14】

### 【自己評価】

本学においては、学科ごとの教育目的を視座においた入学試験を実施しており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜が公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに実施されているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-10】学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 2-1-11】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部

入学試験の組織体制図（平成 27 年度入試）

【資料 2-1-12】AO 入試実施要項、AO 入試事前相談報告書（スポーツ教育学科）

【資料 2-1-13】入試種別ごとの GPA（平成 26（2014）年度入学生）

【資料 2-1-14】『～夢へ向かって～入学前学習ノート』

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【事実の説明】

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育・研究環境の維持、確保を念頭に、在籍学生の安定的確保に向けて、入学センターを中心に全学挙げての精力的な取り組みを進めてきた。開学後の入学者数の動向は、総じて増加傾向にあるが、学科によってややバラツキがあり、平成 27（2015）年度における学部としての定員充足率は、86.7%に留まった。【資料 2-1-15】

学科ごとに検証すると、以下のとおりである。

#### ア 子ども学科

入学定員は、平成 21（2009）年度の開学当初より 80 人である。開学初年度から教職員が一丸となった入試広報活動や在籍学生に対する濃密な進路指導等が功を奏し、入学者数は増加傾向にあり、平成 27（2015）年度の入学者は 75 人（充足率 93.7%）であった。

#### イ スポーツ教育学科

入学定員は 40 人である。平成 27（2015）年度の入学者は 29 人（充足率 72.5%）であった。初年度である平成 26（2014）年度は 18 人と定員を大きく下回る結果となったが、これは、本学科の設置認可手続上、広報開始時期が募集年度である平成 25（2013）年度 11 月以降にずれ込んだことが理由として挙げられる。

## ウ 大学全体

本学の入学定員に対する入学者数の比率は、平成 21 (2009) 年度〈1 年目〉66.3%、平成 22 (2010) 年度〈2 年目〉77.5%、平成 23 (2011) 年度〈3 年目〉100%、平成 24 (2012) 年度〈4 年目〉93.8%、平成 25 (2013) 年度〈5 年目〉113.8%、平成 26 (2014) 年度〈6 年目〉73.3%と推移しており、新学科の開設で苦戦したものの、総じて改善が図られている。【資料 2-1-15】

平成 27 (2015) 年度〈7 年目〉は、入学者選抜にあたり進路相談会や高等学校の要請による高大連携講座や出前授業、スポーツメンタルサポート事業、高等学校生徒のキャンパス見学及び高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等に教職員を挙げて取り組んだことで入学者数が増え、学部全体では 104 人(充足率 86.7%)となった。その結果、入学定員に対する入学者数もほぼ適正水準に近い状態となり、教育環境の確保という観点からも、概ね評価できるものと判断している。

【資料 2-1-16】【資料 2-1-17】【資料 2-1-18】

### 【自己評価】

新学科（スポーツ教育学科）の開設で入学定員及び収容定員が拡充し、教育環境の適正化が図られつつあるが、定員の未充足状態が続いていることから、これの克服に向けて全学挙げて取り組むこととする。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-15】 入学者数、定員充足率 推移（過去 5 年）

【資料 2-1-16】 平成 26 (2014) 年度 本学参加の進路相談会等一覧

【資料 2-1-17】 資料請求者、進学相談会・学内イベント参加者の総数

【資料 2-1-18】 水口高等学校 キャリア形成支援事業

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26 (2014) 年度の学内組織の改編に伴い、入試制度全体の見直しが図られたことにより、平成 28 (2016) 年度入試業務は、「びわこ学院大学入学センター規程」に基づく入学試験実施本部がこれを行う。これにより、入試実施に係る組織体制がより明確かつ公正に機能しうるものとなった。

今後の 18 歳人口の動向や受験志望分野の多様化が進むなか、「入学検定料フリーパス制度」や「ファミリー優遇制度」といった優遇制度に加えて、「特別奨学生制度」及び「スポーツ特別奨学生制度」など本学独自の奨学生制度を充実させるとともに、高大連携講座の拡大等により、優秀な人材の確保に努める。

以上の通り学生の受入れについては、これまでアドミッションポリシーに沿って入試制度や試験内容等について見直しや改善を図り、一定定着しつつある。しかしながら、全国的には入試制度のあり方が論議されている時期でもあることから、これらの推移を見守りながら本学独自の態勢整備に向けて、研鑽を深めていきたい。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2 の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

##### 【事実の説明】

本学学則の第 1 条第 2 項には教育福祉学部子ども学科の教育目的として、「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」としている。

また、同条第 3 項にはスポーツ教育学科の教育目的として、「スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする」と規定している。

これらの教育目的をもとにして、ディプロマポリシーを学科ごとに、カリキュラムポリシーを両学科共通のものとして設定し、教育課程の編成方針を明確にしておき、「2015 学生ハンドブック」「2015 シラバス」にそれぞれ明記している。【資料 2-2-1】

##### 【自己評価】

本学では、教育目的を踏まえて教育課程の編成方針を策定しており、これらの内容は大学案内やシラバスを通して学生及び教職員に明示し、啓発、周知を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-1】 2015 シラバス (p.2) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー 【資料 F-5】 より

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### 【事実の説明】

##### ア 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

教育課程の編成にあたっては、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づき、各学科における学年ごとの教育目標を明らかにしている。また、教育課程の体系的編成という点では、小学校、幼稚園、養護教諭、保育士、社会福祉士（以上、子ども学科）、中学・高校教諭（保健体育）、特別支援学校教諭（以上、スポーツ教育学科）の養成課程ごとに教育目標を設定し、各学年次における履修目標を明らかにするなど、子ども学科及びスポーツ教育学科の教育課程編成は、教育効果の高揚を意図したものとなっている。

##### 【資料 2-2-2】

子ども学科では、平成 26（2014）年度において、前年度に見直しを行った新しいカリキュラムを実施している。それは次の通りである。

- ・卒業必修単位 124 単位のうち、教養教育科目を 20 単位以上、専門教育（学科コア、基幹、展開、発展）科目を 90 単位以上とし、残りの 14 単位は学生の選択に基づき履修できるよう自由度を持たせるとともに、子ども学科の学生がスポーツ教育学科の科目を履修することも可とする。
  - ・高等学校教諭免許課程（福祉）科目の廃止と、社会福祉士の国家試験受験資格、スクールソーシャルワーカーの資格取得に必要な科目等の新設
  - ・各科目の学習時間の確保と学習効果の向上のために CAP 制を実施してきたが、対象外科目の見直しを進め、当該科目の一部を削減した【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】
- また、平成 26（2014）年度において、学科、教養教育課程、各養成課程のカリキュラムに関して、養成すべき学生像、教員・保育士像を視座においた体系的、系統的な科目配置のあり方について、学科会議や教養教育専門委員会、実習小委員会において検討し、学科、教養教育課程、教員・保育士の各養成課程のそれぞれでカリキュラムマップを完成させた。【資料 2-2-5】
- さらに、これらのカリキュラムマップを踏まえて、子ども学科とスポーツ教育学科のカリキュラム（教養教育課程を含む）と養成課程ごとのカリキュラムについて、教務委員会がシラバスの第三者チェックを行い、各科目の授業内容について提言を行った【資料 2-2-6】

## イ 教授方法の工夫・開発

教授方法については、平成 26（2014）年度「FD 委員会」を中心に次の取り組みを行った。

- ・教員間での公開授業を例年と同じく 11 月から 12 月にかけて実施し、授業改善を図った。【資料 2-2-7】
- ・また、授業評価アンケートを春学期、秋学期の最終月に実施し、アンケート結果については個々の教員がコメントをすることを通じて（このコメントは大学ホームページ上で学生等に公開）、自身の授業改善のための省察を行った。【資料 2-2-8】
- ・第 1 回 FD 研修会では、平成 26（2014）年度において再試験制度が廃止されたことによって懸念される学生の学業成績や免許・資格取得の可否などへの影響と成績評価のあり方について、教員間での共通認識を図った。【資料 2-2-9】
- ・第 2 回 FD 研修会では、「発達障がい」が疑われる学生の特徴とその対応のあり方について本学教員が講演を行い、これをもとに活発な質疑応答と議論が展開され、教員間で「発達障がい」に対する理解を深めた。【資料 2-2-10】
- ・第 3 回 FD 研修会では授業運営に焦点をあて、授業は教員と学生が作り上げるものとの認識をもとに、本学学生の受講規律（受講マナー・ルールの徹底化）についてグループ・ディスカッションを行い、望ましい授業の在り方について確認した。【資料 2-2-11】

## 【自己評価】

本学では、平成 26（2014）年度において見直しを行った新たな教育課程の編制方針に則って教育課程を体系的に再編成した。また、FD 研修を通して、教授方法の工夫・開発を適切に実施している。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 2-2-2】 子ども学科、スポーツ教育学科、各養成課程の各教育目標一覧
- 【資料 2-2-3】 2014 学生ハンドブック (p.35) 科目配置表 (2011~2013)
- 【資料 2-2-4】 2014 学生ハンドブック (p.41) 科目配置表 2014
- 【資料 2-2-5】 子ども学科、スポーツ教育学科、教養教育課程、各養成課程のカリキュラムマップ
- 【資料 2-2-6】 シラバスの教務委員会チェック資料
- 【資料 2-2-7】 平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書
- 【資料 2-2-8】 平成 26 (2014) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)
- 【資料 2-2-9】 平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書
- 【資料 2-2-10】 平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会報告書
- 【資料 2-2-11】 平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書

**(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)**

ディプロマポリシーや養成すべき教員・保育士像に基づいてカリキュラムマップのさらなる精緻化を図るとともに、それをもとに平成 30 (2018) 年度実施予定の新カリキュラムの検討を進める。また、教授方法では、3 度の FD 研修会での取り組みを踏まえた研修を次年度以降さらに深めていく。

**2-3 学修及び授業の支援**

《2-3 の視点》

**2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実**

**(1) 2-3 の自己判定**

基準項目 2-3 を満たしている。

**(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)**

**2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実**

**【事実の説明】**

本学では、教務課、進路支援課、教職支援課の職員が中心になって、1 年生の入学段階から 4 年間を見据えた履修計画とそれを踏まえた履修指導を行っている。また、その後の各学期の開始時においても同様の取り組みを行っている。【資料 2-3-1】

さらに、本学独自の取り組みとして、「学修の記録」という記録ファイルを全学生に配布し、適宜記入させている。これは、学生に将来目標の設定とそのための 4 年間の学習計画を策定させ、その進展状況を自らが確認・評価することにより、学生の学習意欲・行動を持続・発展させることを意図したもので、学生が常に自己を振り返り、やる気を触発する上で有効に機能している。「学修の記録」は、クラス・ゼミ担当教員が確認し、

各学期での学生との面談時において、適宜、助言や支援を行っており、1年生の入学段階から4年間一貫して実施している。【資料 2-3-2】

また、オフィスアワー制度を平成 26（2014）年度秋学期から実施した。学生が必要に応じて自由に教員と面談ができる態勢を整えたが、本学は小規模大学であることから、教員は可能な限り研究室をオープンにして相談や話し合いなどを行っており、学修支援は適切に機能している。【資料 2-3-3】

なお、休学中の学生については、クラス・ゼミ担当教員や教務課職員が電話や書面を通じて学生本人とコンタクトを取り、復学指導を行っている。また、留年中の学生についても、所属ゼミには在籍のまま、ゼミ担当教員が電話や面談を行うなど適時・適切な支援を講じている。

本学では学生の基礎学力の向上や進路選択の動機付けをねらいとして、入学直後より4年間継続してきめ細かな取り組みを進めている。

その一つは、入学前学習として、AO 入試や推薦入試で入学する新入生を対象に、「学び」に必要な構えを身につけさせるため、めざす職業や必要な免許・資格、そのための履修科目と学外実習、さらには講義の聞き方、ノートの取り方などを教授している。その二つは、基礎学力の向上である。1,2 年生を対象に、外部業者と連携して基礎学力養成講座（平成 27（2015）年度から「基礎学力養成演習」実施）、試験対策 S（スタンダード）講座、採用対策 A（アドバンス）講座を開設している。また、3,4 年次には教員採用試験や公務員採用試験を念頭に、面接・討論、小論文対策などの学内講座を開設しており、これらの講座の運営は、進路支援課と教職支援課の職員が中心となって対応している。また、スタディスキルズ I・II、キャリアデザイン I・II の科目においても、該当の授業回において進路指導・支援を行っている。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

また、基礎学力の向上と並行して、教員や幼稚園教諭、保育士志望の学生に対し各実習指導と連携し、ボランティア活動などを課すことで、学生の目的意識を高め、また現場での実践力を高める取り組みを行っている。

加えて、教員や保育士に必要なピアノの練習については、音楽科教員によって1年生時から、ピアノビギナーズ教室、ピアノステップアップ講座を開設して個別指導を行なっている。【資料 2-3-7】



このように、学生の基礎学力の修得から資格取得、就職対策に至るまで教員と職員が連携して計画・継続的に学生の目的実現に向けて支援を行っている。

学外実習における学生指導では、まず1年生時の12月に実習オリエンテーションを、

2年生時の5月には実習ガイダンスを実施している。実習面談では、学生に学外実習の参加要件を提示するなかで、学外実習に求められる能力や心構えをもとに個別具体の課題を明確に自認させ、その上で、所要の学習指導や生活指導などを行っている。

これは、その後の実習事前指導、所定の実習、実習事後指導まで連動させるもので、これら一連の学外実習に対する指導は、小学校、養護、幼保、高校福祉の各実習小委員会に属する教員が進路・教職支援課と連携して行っている。【資料 2-3-8】

本学は、ティーチング・アシスタント（TA）制度は運用していないが、スチューデント・アシスタント（SA）制度を取り入れ、授業において活用している。具体的には、学外実習を終え、教員採用試験に合格した4年生が2年生、3年生の教員・保育士養成課程の科目の授業に入り、同じ目標を持つ後輩学生へのゲスト・スピーカーとしての講演や、特定のテーマのもとでのグループ・ディスカッションの企画、進行に当たっている。こうした取り組みは、後輩学生の学習に対するモチベーションの高揚に寄与している。

【資料 2-3-9】

### 【自己評価】

本学では、「学修の記録」という取り組みによって、学生へのきめ細かな学修支援を行っており、学生と教員との信頼関係づくりの基ともなっている。そして、教員と職員の協働やスチューデント・アシスタント（SA）の活用などは、学修や授業支援の充実・向上に適切に機能しているものと認識している。また、本学では、入学前学習、学生の基礎的学力の向上対策や教育ボランティア活動によって総合的な学力の育成に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-1】スタディスキルズ 第2回目授業 資料

【資料 2-3-2】学修の記録

【資料 2-3-3】オフィスアワーの時間帯（学生用掲示資料）

【資料 2-3-4】『夢へ向かって～入学前学習ノート』

【資料 2-1-14】に同じ

【資料 2-3-5】教職・就職対策講座事業

平成 26（2014）年度 教職支援課事業報告

平成 26（2014）年度 幼保採用・教員採用対策講座

講座、模試案内 [7枚]

【資料 2-3-6】2015 シラバス (p.22,26)「スタディスキルズⅠ,Ⅱ」シラバス 【資料 F-5】より

2015 シラバス (p.23,27)「キャリアデザインⅡ」シラバス 【資料 F-5】より

【資料 2-3-7】子ども学科全1年生対象音楽準備講座のお知らせ

【資料 2-3-8】実習オリエンテーション 資料

実習ガイダンス 資料

【資料 2-3-9】「教科教育法 体育」における SA の取組み資料、

学生のレポート、取組風景 [写真]

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

個々の学生へのきめ細やかな学修支援、授業支援をさらに進めていくために学内での

学生情報の共有化を進める。具体的には、教務課が有している学生の成績情報（特に、学習上の課題を有する学生について）にすべての教員がアクセスできるような仕組みを整備し、これをもとにして、個々の教員だけではなく、学科、コース、実習小委員会等においても、学生への効果的な支援策の実行が可能となる。また、入学前学習や「学修の記録」を使用した指導の充実を図り、教育ボランティア活動への主体的な取り組みを誘導するとともに、基礎学力の向上対策、教員採用試験、公務員採用試験対策に活かしていく。そのために専任の特任教員が指導に当たる指導体制をつくる。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### 【事実の説明】

単位認定要件は、学則第7章（教育課程及び履修方法等）、「びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程」の第4章（「試験及び成績評価」）において、単位の認定、試験及び成績評価について規定している。これは、「2015 学生ハンドブック」に明示し、履修オリエンテーションなどにおいても学生に周知している。【資料 2-4-1】

##### 【資料 2-4-2】

また、シラバスには各科目についての成績評価の方法を明示している。【資料 2-4-3】

これらの規程と平成 24（2012）年度に策定した「成績評価基準」に基づき、成績評価と単位認定を行っている。【資料 2-4-4】

さらに、平成 27（2015）年度には各科目のシラバスにおいて、学生が各授業回の内容を理解できるよう必要な予習・復習時間を具体的に明示しており、単位認定の基準、単位制度の浸透に努めている。【資料 2-4-5】

また、平成 26（2014）年度は、平成 25（2013）年度の協議に基づいて再試験制度を廃止した。この措置に伴って、成績評価における教員間での齟齬が懸念されることから、前述のように、第 1 回 FD 研修会において成績評価の仕方について意思統一を図った。

##### 【資料 2-4-6】

進級の認定要件は特段の定めはないが、卒業認定については、学則第9章（卒業及び学位）、「びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程」の第7章（「卒業資格」）で明示しており、これに基づいて卒業判定教授会において厳正に審議、決定している。【資料 2-4-7】

## 【自己評価】

本学では、単位認定及び卒業認定要件の基準に関する規程を定め、学生に適正に明示するとともに、個々の単位認定、卒業認定にあたって厳正に適用している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-4-1】 学校法人滋賀学園規程集 (2-11 びわこ学院大学 学則)

【資料 F-3】 より

【資料 2-4-2】 2015 学生ハンドブック (pp.141-147)

びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程

【資料 2-4-3】 2015 シラバス 各科目の下蘭「成績評価の方法」

【資料 F-5】 より

【資料 2-4-4】 「成績評価基準」(2012 年度策定)

【資料 2-4-5】 2015 シラバス 各科目授業内容の右蘭「予習・復習の欄」

【資料 F-5】 より

【資料 2-4-6】 平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-9】 に同じ

【資料 2-4-7】 平成 26 (2014) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)

### (3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 26 (2014) 年度から再試験制度を廃止したが、学生の成績評価や免許状・資格の取得などに影響が生じることも懸念される。このことから、学科・コース会議や、実習小委員会において対応策を協議するとともに、教員による学生への授業支援や進路支援への働きかけをより一層強化していくこととしている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### 【事実の説明】

##### ア キャリア教育のための支援体制を整備

教育福祉学部子ども学科では、「子ども教育コース」及び「子ども福祉コース」の 2 コースを設定し、学生の志望をもとに在学時の所属分けを行っている。【資料 2-5-1】

平成 26 (2014) 年度においては、入学時では「子ども教育コース」及び「子ども福祉コース」のいずれかを選択し、1 年次秋学期の成績発表終了後に実習指導担当教員との面談をもとに、3 年次で志望する「実習指導」の履修について方向付けを行った。【資料 2-5-2】

このことにより、学生は多様な進路志望を持つ学生と交流でき、教員においても、自

身の専門性を社会的・職業的自立に向けた指導に生かせるようになった。

また、一種のインターンシップである教育ボランティアについては、従来 A~D の 4 科目が置かれていたが、平成 26 (2014) 年度より名称を A-I、A-II、B-I、B-II に改め、学生に相互の関連性を分かり易くした。【資料 2-5-3】

この教育ボランティア体験 (各 28 時間) や福祉ボランティア体験 (5 日間) を、教育実習・保育実習を履修する前提条件の一つとすることで、学生は教育・福祉の現場を実態的に認識することができ、進路選択の判断に生かされている。

2 年次には、教養教育科目として「キャリアデザイン I」「キャリアデザイン II」を必修科目として置いている。「キャリアデザイン I」では、キャリアとは何か、大学生活とキャリア課題など基本的なことを修学させている。また、「キャリアデザイン II」では、2 つのコースごとに担当教員がそれぞれ学生に進路情報を提供するとともに、学生自身に希望職種を調べさせ、自らが作成した「私のキャリア新聞」を受講者全員の前で発表させ、就職に対する自己啓発を図っている。また、このことは、発表内容や方法だけでなく、発表後の質疑応答についても準備させることになり、プレゼンテーション技能の向上にも役立っている。【資料 2-5-4】

さらに、「キャリアデザイン II」では、学生が主体となって、本学の大学祭のメインイベントである「わくわくフェスタ」の企画・準備・運営を行っている。「わくわくフェスタ」は、地元の幼児・児童を対象とした遊びやイベントを実施するボランティア活動である。1・2 年生が主体となって取り組むこの活動を具体化していく中で、学生には設計・調整の実践能力を修得することができ、その後の学習や進路選択においても貴重な体験となっている。【資料 2-5-5】

一方、教育課程の外でのキャリア教育として、外部業者による各種の「講座」を活用しつつ、大学教職員による独自の「講座」も開設している。平成 26 (2014) 年度の場合、具体的には、1 年春学期に「基礎学力養成講座」(14 コマ)、1 年秋学期に「試験対策スタンダード講座」(16 コマ)、2 年春学期に「試験対策アドバンス講座」(16 コマ)、2 年秋学期に「採用対策スタンダード講座」(10 コマ)、3 年春秋学期に「採用対策アドバンス講座」(20 コマ)、4 年春学期に「採用対策直前講座」(12 コマ) を毎週継続的に開いている。【資料 2-5-6】

## イ 就職・進学に対する相談・助言体制

平成 21 (2009) 年度から平成 24 (2012) 年度までは、学生の進路全般に関して、就職・進学の教員組織としての「進路委員会」と「子ども学科会議」において、毎月定期的に審議・情報交換を行ってきた。また、平成 25 (2013) 年度には組織体制の見直しに伴い、学生支援課進路係と総合教育支援センターの機能を合体させ、「進路支援課」及び「教職支援課」に名称変更し、同時に事務室の統合を図った。このことにより、学生が志望する小学校・幼稚園・保育園・福祉施設・一般企業の職種に沿った総合的な支援を行う体制が整備されると同時に、学生にとっても進路に関わる窓口が一本化されたことで、一カ所で総合的な進路情報を得ることができるようになった。

これと併行して進路指導の業務を総合的に推進する「進路・就職支援センター」を設けた。【資料 2-5-7】

具体的には、進路支援課には就職担当を、教職支援課には教職担当をそれぞれ配置して、日常的に学生の相談への対応・支援・指導などを行っている。定例の「進路・就職支援センター企画運営委員会」では、進路支援課と教職支援課で作成された資料をもとに、進路ガイダンス・教職対策講座・就職対策講座・個別面談などに関する最新情報を共有し、学生一人ひとりの進路目標を実現するための支援を行っている。

就職・進路に関する資料なども、両課の室内や外部の掲示板に張り出し、積極的に情報提供を行っている。

平成 26 (2014) 年度には、これまで放課後に実施していた 1 年次から 3 年次までの「基礎学力養成講座」「試験対策講座 S、A」を 5 時限目までの時間割の中に配置し、就職対策講座のより一層の充実を図った。【資料 2-5-8】

また、平成 27 (2015) 年度からは、この「基礎学力養成講座」と並行して、基礎学力における課題が大きい新 1 年生を対象として「基礎学力養成演習」を少人数指導形式で開講する。これは、入学段階に「学部テスト」を実施し、この試験の結果、「学力」等において課題が予想される学生を受講者（必修）とするものである。こうした入学段階からの綿密な講座の実施は、基礎学力や「実習に求められる学力」の修得に大いに機能している。【資料 2-5-9】

また、1・2 年生のクラス担当教員や 3・4 年生のゼミ担当教員が「学修の記録」を活用して行う学生との個別面談においても、一人ひとりの学生の状況を把握しながら、進路・就職についての相談を丁寧に行っている。さらに、必要に応じて、クラス・ゼミ担当教員と支援課職員との情報交換も行われ、進路・就職支援に反映されている。

なお、本学卒業生の就職状況は [表 2-5-1] に示すとおりである。これによると、2 年連続して卒業生全員が教育福祉関係を中心に職を得ており、教職員が一丸となって指導・支援を行った成果といえる。

## 【自己評価】

本学では、入学定員 80~120 人という小規模な大学の特性を逆に生かし、10 人以下規模のクラス・ゼミにおいて、きめの細かい学習指導・小集団活動などが実施されてきた。キャリアガイダンスにおいても、「キャリアデザイン I、II」などの授業を活用しながら、小集団で「わくわくフェスタ」に取り組みさせることで、学生の協働意識とコミュニケーション能力が育成されている。

また、進路指導部門を「進路支援課・教職支援課」として一体化したことで、進路に迷う学生に対する職業の紹介や就職支援が、より迅速かつ効果的にできるようになった。

### <エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-5-1】 2015 学生ハンドブック (p.30,34,38,44) カリキュラム 【資料 F-5】 より

【資料 2-5-2】 実習参加要件 (学外実習オリエンテーション資料)

【資料 2-5-3】 2015 学生ハンドブック (p.46) 授業科目読み替え表

【資料 2-5-4】 2015 シラバス (p.23,27) 「キャリアデザイン I、II」シラバス 【資料 F-5】 より

【資料 2-5-5】 平成 26 (2014) 年度 わくわくフェスタ資料

【資料 2-5-6】 平成 26 (2014) 年度 採用試験対策実施報告

## びわこ学院大学

【資料 2-5-7】 学校法人滋賀学園規程集

(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部進路・就職支援センター規程)

【資料 2-5-8】 2014 授業時間割

【資料 2-5-9】 2015 授業時間割

[表 2-5-1] 卒業生の進路先の状況 データ編【表 2-11】より抜粋

	平成 26 (2014) 年度		平成 25 (2013) 年度		平成 24 (2012) 年度	
	教育・福祉関係	43	68.3%	39	73.6%	32
小学校	11		9		7	
養護 (高・中・小)	0		1		5	
特別支援学校	1		2		0	
幼稚園	4		4		3	
保育園	16		11		12	
障がい者施設	6		8		2	
高齢者介護施設	4		0		3	
その他福祉施設	1		4		0	
一般企業	10	15.9%	12	22.6%	6	13.3%
進学	3	4.8%	0	0.0%	2	4.4%
家事・その他	7	11.1%	2	3.8%	5	11.1%
合計	63	100%	53	100%	45	100%

### (3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

キャリアガイダンスに関しては、将来、次の二点についての見直しを予定している。

その一点は、各般の職業情報の収集である。小学校教諭・養護教諭・幼稚園教諭・保育士・福祉施設職員などの職種に関する情報は比較的豊富であるが、子ども学科ならではの、いわゆる子どもについての知識・技能が生かせるその他の職種に関するものや、新規に開設したスポーツ教育学科が養成する保健体育や地域スポーツなどに関するタイムリーな情報提供をより充実することである。インターンシップ制度として拡充することも一案と考えられる。

今一つは、進路・就職支援のための支援プログラムである。これまでも、「就職支援講座」などの講座は豊富に提供されてきたが、学生がこれらに意欲的に取り組む意識、風土づくりが未成熟である。そのため手段の一つとして単位化することも考えられるが、1、2年生の「クラス活動」のための時間を時間割の中に確保し、小集団活動を支援しながら、早い時期から就職への動機付けを行うことも熟思していきたい。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

##### 【事実の説明】

教育目的の達成状況について、平成 26（2014）年度の卒業生をもとに考察すると、平成 26（2014）年度の卒業生の進路は【表 2-11】（エビデンス（データ編））のとおりである。小学校、幼稚園の教員、保育士として就職した卒業生は 50.8%で、児童福祉施設、介護福祉施設などの社会福祉施設に就職した卒業生は全体の 17.5%となっている。

##### 【資料 2-6-1】

また、免許状・資格の取得状況についても、卒業生数 63 人において小学校教諭は 21 人、幼稚園教諭 36 人、保育士 31 人、養護教諭 7 人、高校教諭（福祉）1 人である。【資料 2-6-2】

これらの結果から、子どもに関わる教育・保育・福祉の専門職を養成するという子ども学科の教育目的（本学学則第 1 条第 2 項「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」）は概ね達成しているものと考えられる。

また、平成 26（2014）年度では、本学の初めての試みとして、学生が就職した一般企業の評価を把握するため、企業向けのアンケート調査を実施した。具体的には、①本学卒業生の印象について 20 項目を列挙して、それぞれに 5 段階で評価するとともに、②その企業が採用にあたって重視する項目を先の 20 項目の中から 5 点を選択してもらった。【資料 2-6-3】

これをもとに、企業が「採用にあたって重視する点」と「本学卒業生の印象評価」（平成 24（2012）年度・平成 25（2013）年度卒業生）の対応関係を分析したところ、[表 2-6-1] に示すとおり、20 項目中「採用にあたって重視する点」の上位 10 項目の内 8 項目が、「本学卒業生の印象評価」の上位 8 項目と一致し、企業が求める学生を送り出せていることが確認できた。このことから、本学の建学の精神である「地域に貢献する人材の育成」が社会的に評価されていることが実証されたところである。

##### 【自己評価】

先述のように、卒業生の進路状況、免許状・資格の取得状況から、子どもに関わる教育・保育・福祉の専門職を養成するという子ども学科の教育目的を達成している。また、本学は、専門職養成という教育目的に向けて、学修や生活環境、教職員の支援が効果的に機能しており、卒業生の就職先の企業アンケートからも、本学の建学精神である「地

域に貢献する人材の育成」は内外に浸透しているものと認識している。

<エビデンス集 (データ編) >

【表 2-11】 平成 26 (2014) 年度 卒業生の進路状況

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-6-1】 平成 26 (2014) 年度 卒業生の進路一覧

【資料 2-6-2】 平成 26 (2014) 年度 卒業生の免許状・資格の取得状況

【資料 2-6-3】 学生が就職した企業を対象としたアンケート調査

[表 2-6-1] 「企業が重視する点」と「本学卒業生の印象評価」の比較

平成 24・25(2012・2013)年度卒業生  
就職先企業・施設アンケート調査 (大学)

・採用にあたって、  
どのような点を重視されますか

・本学の卒業生の印象について、  
どのように評価されますか

(社)

(5段階評価の平均)

1	熱意・意欲がある	22
2	責任感がある	15
3	誠実である	14
4	社会常識がある	12
5	人への思いやりがある	11
5	コミュニケーション能力がある	11
7	協調性がある	10
8	チャレンジ精神がある	8
9	主体性がある	6
9	専門知識・技術がある	6

1	誠実である	4.2
2	人への思いやりがある	3.9
3	責任感がある	3.8
3	粘り強さがある	3.8
5	協調性がある	3.7
5	仕事への理解力がある	3.7
7	熱意・意欲がある	3.6
8	社会常識がある	3.5
8	行動力がある	3.5
10	コミュニケーション能力がある	3.3
10	主体性がある	3.3
10	柔軟性がある	3.3

## 2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### 【事実の説明】

教育内容・方法及び学習指導等の改善については、Ⅱ-2-2 で記述したとおり、春学期、秋学期の学期末に実施する「授業評価アンケート」をもとに行っている。このアンケートは、13項目にわたる質問項目を設定しており、数値化したアンケート結果は教員に返却され、個々の担当科目ごとにその結果についてのコメントを加え、大学ホームページ上で学生に公開する。この一連の取り組みを通して、担当教員は授業内容や指導方法にフィードバックし、教育目的の達成に向けた所要の改善を講じている。【資料 2-6-4】

また、先述した、卒業生の進路状況、免許状・資格の取得状況、就職先の企業アンケート等の結果については「進路・就職支援センター企画運営委員会」等で議論を重ねるとともに、データの整理と蓄積を行っている。これらの取り組みをもとに、平成 30(2020)年度実施の新カリキュラムの調整に活かしていく予定である。

**【自己評価】**

本学では、教育内容・方法、学習指導の改善に向けて、授業評価アンケートを実施し、その評価結果は個々の教員にフィードバックしている。こうした取り組みは、教員の教育姿勢を刺激することとなり、教育目的の達成に向けて教育力の全般的なレベルアップが図られているものと認識している。また、卒業生に関する各種のデータは新カリキュラムの編成に有効な資料となることから、引き続き実施する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-4】平成 26（2014）年度 授業評価アンケート報告書（春学期、秋学期）

【資料 2-2-7】に同じ

**(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）**

学生による授業評価アンケートについては、授業を受ける上での当事者意識、責任感を高めるために記名方式を検討する。

また、学生が就職した企業アンケートの調査結果によると、「コミュニケーション能力がある」の項目についての印象評価点が 10 位と低位であったことから、4 年間の学修やボランティア活動などを通して、コミュニケーション能力の育成に焦点化していく。具体的には、授業においてディスカッションなど双方向性のある方法の比重を高めることや、大学祭等において学外からの参加者との交流を重視していきたい。

**2-7 学生サービス**

**《2-7 の視点》**

**2-7-① 学生生活の安定のための支援**

**2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用**

**(1) 2-7 の自己判定**

基準項目 2-7 を満たしている。

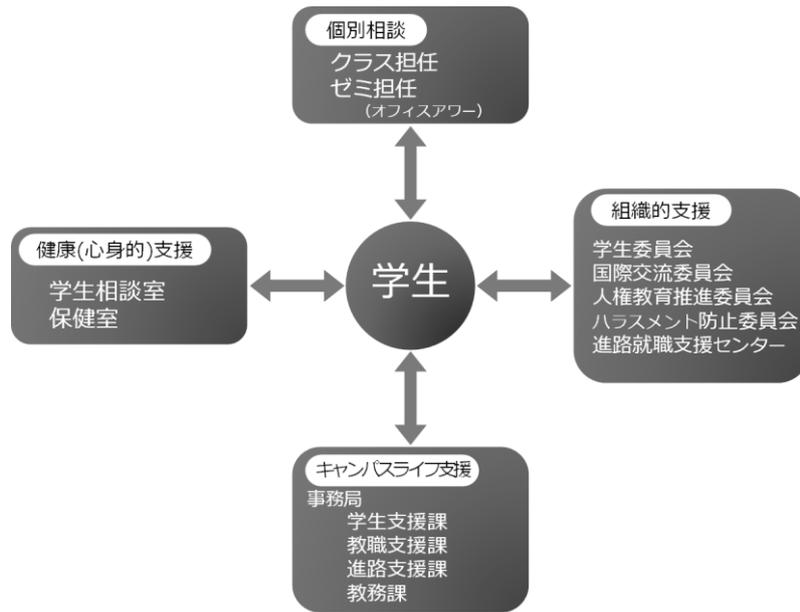
**(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**2-7-① 学生生活の安定のための支援**

**【事実の説明】**

学生が充実した学園生活を送ることができる環境づくりは、学業の質を高める上でも重視すべき課題である。本学では、「学生委員会」と「進路・就職支援センター」が中心となって、[図 2-7-1] のとおり学生支援に関するさまざまな制度設計や窓口業務のほか、「学生アンケート」による意識調査など全学的な学生支援活動を展開している。この他、学生生活の安定に資する組織として「人権教育推進委員会」と「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権意識の高揚とハラスメント等の防止に力を入れている。

[図 2-7-1] 学生支援体制組織図



個別分野ごとの取り組みは、次のとおりである。

#### ア 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

学生サービスと厚生補導業務を所轄する「学生委員会」では、月次の定例会議において学生生活全般に関する支援の在り方等について協議を行っている。【資料 2-7-1】

また、事務組織としては、学生部に教職支援課、進路支援課及び学生支援課の3課を置き、学生からのさまざまなニーズに対応している。

教職支援課及び進路支援課では、学生の進路・就職等に関する相談・指導業務を所掌しており、学生支援課では、日常的な窓口対応のほか、学生が学業に専念できるよう生活面や経済面、健康面からのサポート業務を主としている。【資料 2-7-2】

#### イ 学生の人権保障とハラスメント防止等の対応

学内に「人権教育推進委員会」及び「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権を保障するための取り組みを行っている。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】

なお、「ハラスメント防止委員会」は、従来「セクシャル・ハラスメント防止委員会」と称していたが、他者に対する発言・行動等で相手を傷つけるようなさまざまな事象にも包括的に対処する視点から名称を変更した。

学生のための人権研修は、[表 2-7-1] のとおり毎年 11～12 月に取り組みを行っている。平成 21 (2009) 年からは人権問題を多面的に学修するため、講演会や DVD などによるさまざまな事例の検証をクラスやゼミの時間を活用し、内容を深めるようにしている。

ハラスメント防止対策については、4 月のオリエンテーション時に啓発資料を配布するとともに、掲示板での啓発ポスターの貼付など、日頃から意識喚起に努めている。また、相談者への対応については、教員 4 人によるセクシュアル・ハラスメント相談員を掲示板に公示するほか、学生支援課にメール・ホットラインを開設して携帯電話からの

びわこ学院大学

メール相談にも、気軽に、いつでも、迅速に対処できるよう態勢を整えている。

なお、当該委員会では [表 2-7-2] のとおり取り組みを行っており、平成 26 (2014) 年度においては、ハラスメントに関する事例や訴えは届いていない。

[表 2-7-1] 人権学習会開催状況

年度	学生対象研修	教職員対象研修
2014 年度	デートDV ってなに? 講師：NPO おうみ犯罪被害者支援センター 松村裕美 氏	「心は常に柔らかく 耕していなければならない」 講師：普照房 慈弘 氏

[表 2-7-2] セクシャル・ハラスメント防止委員会の状況

年度	取 り 組 み 内 容
2014 年度	新入生オリエンテーション時において、セクシャル・ハラスメント防止の注意啓発

《平成 26 (2014) 年 12 月より、ハラスメント防止委員会に改称》

ウ 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構による奨学金受給者は、[表 2-7-3] のとおり、平成 26 (2014) 年度では第一種 19 人、第二種 115 人、第一種と第二種の併用 11 人、計 145 人であり、学生のおよそ 2 人に 1 人が奨学生である。また、奨学金を希望する学生の主な理由は、保護者の就労の不安定さや傷病等による離職などによるものが多い。

本学独自の奨学金制度としては、[表 2-7-4] のとおり、特別奨学金（入学金・授業料免除）、ファミリー優遇制度（入学金免除）及び授業料減免制度がある。平成 26 (2014) 年度は特別奨学金対象者が 9 人、ファミリー優遇制度については 9 人が適用を受けており、該当する比率は 21.1% である。減免制度が適用されている学生は 1 人である。

返済や利子の支払いの必要のない特別奨学金を利用して、小学校・中学校・高校の教諭や特別支援教諭、公立の幼稚園教諭・保育園の保育士などの教育者のほか、社会福祉士等をめざして勉学に力を入れる学生が徐々に増加している。【資料 2-7-5】

また、在学学生を対象として、成績の優秀な者には、授業料等を半額免除する制度も設けられている。【資料 2-7-6】

[表 2-7-3] 日本学生支援機構（日本育英会）奨学生の状況

平成 27 (2015) 3 月 31 日現在

年 度	学生数 (A)	受 給 学 生 数				割合 (B/A)
		第一種	第二種	併用	計 (B)	
2011 年度生	66	3	28	0	31	47.0%
2012 年度生	72	2	31	2	35	48.6%
2013 年度生	92	4	31	3	38	41.3%
2014 年度生	90	10	25	6	41	45.6%
計	320	19	115	11	145	45.3%

[表 2-7-4] 本学独自の奨学生の状況（四年制のみ）

平成 27（2015）3月 31日現在

年 度	学生数 (A)	奨学制度別受給学生数					計 (B)	割合 (B/A)
		①	②	③	④	⑤		
2011 年度生	66	4	0	0	6	0	10	15.2%
2012 年度生	72	4	0	0	4	0	8	11.1%
2013 年度生	92	2	0	0	7	1	10	10.9%
2014 年度生	90	9	3	0	9	0	21	23.3%
計	320	19	0	0	26	1	49	15.3%

- ※ ①特別奨学生制度・・・成績が優秀で本学の教職支援プログラム等に積極的に参加し、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭・保育士等の職に就く意欲が特に強い者に授業料及び施設設備費の半額を、単年度単位で免除する制度。
- ②スポーツ教育特別奨学生制度・・・本学の教職支援プログラム等に積極的に参加し、中学校教諭（保健体育）・高等学校教諭（保健体育）・特別支援学校教諭等の職に就く意欲が特に強い者、または、本学スポーツ教育学科の中核となり、リーダーシップを発揮し学科の活性化に貢献することが期待できる者に授業料及び施設設備費の半額を、単年度単位で免除する制度。【資料 2-7-7】【資料 2-7-8】
- ③在学生対象成績優秀者特別奨学生制度・・・年間累計 GPA が在籍学年で上位 10 位以内にあり、かつ、GPA の目安として 3.50 を超える者。本学の教職支援プログラム等に積極的に参加する者。小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭・保育士等の職に就く意欲が特に強い者に授業料及び施設設備費の半額を、単年度単位で免除する制度。
- ④ファミリー優遇制度・・・入学生の兄弟・姉妹・親子が本学を卒業しているか、現在、在学している場合は、入学金の半額を免除。同時在籍の場合はさらに、同時在学期間中の授業料を半額免除する制度。
- ⑤台風等の自然災害で被災した受験生への学費等特別措置制度・・・災害救助法が適用される自然災害で被災した受験生・入学生に対する学費等減免制度。

### エ 学生の課外活動に対する支援

平成 21（2009）年度からは大学と短期大学部の学生との合同によるクラブ・サークル活動が行われるようになった。平成 27（2015）年度の団体数は 22 団体となっている。

#### 【資料 2-7-9】

また、認定されたクラブに関しては、活動内容に応じ、学友会から活動費を支給している。

### オ 「学友会」運営支援

学友会活動の大きな事業としては、毎年 11 月 3 日に開催される大学祭や各種ボランティア活動、卒業時の記念事業などがある。特に、学生が企画から運営全般にわたって主体的にプロデュースする大学祭には近隣住民の参加が多く地域の風物詩的な存在になっており、学生の大きな励みにもなっている。【資料 2-7-10】

**カ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等**

学生相談室については、4月のオリエンテーション時に学生相談案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知する一方、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス及びゼミを担当する教員から利用を促している。カウンセラーは、学生の相談状況及び対応方法等について学生委員会で情報提供し、共有化を図っている。

平成26(2014)年度における相談室の利用状況は[表2-7-5]のとおりであるが、本学では日頃からクラス・ゼミ担当教員が相談者となり、問題解決にあたっていることもあって、傾向として、学生が相談室を利用するのは、相当深刻な事態になった段階で、行動することが多い。また、コース別会議や実習小委員会では、特に“気になる学生”に対するケアの時間を確保し、教員間での意見交換を行うとともに、情報の共有に努めている。

全学生を対象にした定期健康診断で異常が見つかった者への適切な保健指導を行うとともに、相談する学生で医学的な治療を必要とするときは、その都度校医と連絡をとり、然るべき指示のもとに対処している。なお、カウンセラー担当教員やクラス・ゼミ担当教員の話を経ると、平成26(2014)年度における相談事案は例年と同傾向にあり、友人関係や保護者の経済的な問題、将来の就職等が主なものとなっている。

[表2-7-5] 学生相談室利用件数(短大・四大含む) (人)

年 度	相 談 時 間	のべ利用者
2014年度	月・木 12:00~15:00	26

**【自己評価】**

小規模校の特性を活かして、教職員が一丸となり、入学時から学業、健康・生活や経済援助、交友関係などにわたって、きめ細かな個別支援がなされており、学生サービスや厚生補導においても一定水準の対応が維持できているものと認識している。また、人権・セクハラ研修においても、身近な事例をもとに理解が深められている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-7-1】学校法人滋賀学園規程集(2-35 びわこ学院大学 学生委員会規程)

【資料1-3-17】に同じ

【資料2-7-2】学校法人滋賀学園規程集(1-5 事務組織規程)

【資料2-7-3】学校法人滋賀学園規程集(2-37 びわこ学院大学 人権教育推進委員会規程)

【資料2-7-4】学校法人滋賀学園規程集(2-39 びわこ学院大学 ハラスメント防止委員会規程)

【資料2-7-5】学校法人滋賀学園規程集(2-45 びわこ学院大学 特別奨学生規程)

【資料2-7-6】学校法人滋賀学園規程集(2-58 びわこ学院大学 在学生対象成績優秀者特別奨学生規程)

【資料2-7-7】学校法人滋賀学園規程集(2-59 びわこ学院大学 スポーツ特別奨学生規程)

【資料2-7-8】学校法人滋賀学園規程集(2-60 びわこ学院大学 スポーツ教育S種特別奨学生規程)

【資料2-7-9】平成26(2014)年度 クラブ・サークル一覧表

【資料2-7-10】平成26(2014)年度 紅葉賀祭パンフレット

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見や要望は、卒業者を対象としたアンケートと在校生に対する学生生活実態調査、そして意見箱の設置によって把握に努めている。卒業生を対象としたアンケート調査では、大学生活での感想や後輩を念頭においた改善事項が主な内容になっており、これらはFD委員会で分析検討し、翌年度の第1回教授会で委員会報告として公表している。

また、平成26(2014)年度に実施した「学生生活に関するアンケート調査」は、学生生活のうち、住居、経済生活、交友関係、学内施設の利用、課外活動、卒業後の進路等、37項目を調査項目としており、在校生の61.8%から回答が寄せられた。【資料2-7-11】

意見箱については、食堂と学生ホールに設置しており、定期的にチェックしたうえで、必要に応じ学生委員会に報告している。

こうした定型的な意向調査とは別に、毎年、「学長と学生・学友会代表の懇談会」が設けられており、平成26(2014)年度においてもたれた会議では、食堂利用、スクールバス・駐車場、図書館、キャンパスアメニティーなど施設・設備の利用に係わることや教育指導のあり方、経済面での支援など、大学生活全般に関する事項が話し合われた。

### 【資料2-7-12】

これらの要望事項については、財政面や施設構造、制度面からの制約もあって直ちにに対応できない事項もあるが、例えば、一部トイレのウォシュレット化や駐車場の舗装など取り組みが可能なものについては適宜改善策を講じている。また、ソフト面ではキャンパス内での喫煙禁止について、受動喫煙防止の観点から全面禁煙に向けて段階的な取り組みを進めている。【資料2-7-13】

なお、意見・要望に関する全般的な対応方針については、まずは学生委員会で分析評価したうえで、企画運営会議で協議し、可能な事項から所要の改善措置を講じることとしている。

### 【自己評価】

学生生活全般に関する学生たちの意見・要望は、アンケート調査などを通して適正に把握しており、その分析結果については、取り組み可能なものから順次対応している。学生サービスについては、小規模大学であることから教職員が個別に対応するケースが多く、それらを各学科会議やコース会議等の議題に載せ、情報の共有化に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-7-11】平成26(2014)年度「学生生活に関するアンケート調査」票と集計結果

【資料2-7-12】平成26(2014)年度 学長と学生との懇談会記録

【資料2-7-13】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画

### (3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

#### ・ 学生生活の支援

本学では、小規模校の強みを活かして、クラス・ゼミ活動や授業における小集団活動などの身近なくりのなかで学生同士の交流を支援し、学生の間関係調整力の涵養に努めている。また、実習指導での活動や大学祭における「わくわくフェスタ」などの取り組みは、学生の連帯感を高めるうえで有効に機能している。しかし一方で、周囲になじめない学生が少なからず存在することから、企画・運営、活動内容等について多面的に見直すこととしている。

人権研修においては、クラス・ゼミでの顔見知りの関係から本音が出し易く、互いの生き方が確認できる点は評価できるが、開催方法が固定化しており、新鮮さに欠けるとの指摘もあることから、課題の設定や取り組み方法等についての検証が求められている。また、ハラスメント防止研修も学生の視線で話題（例えばパートナー関係など）を取り上げるとともに、親しみの湧く啓発資料などにより、自分の問題として関心をもつように工夫する必要がある。

#### ・ 学生の意見・要望に対する対応

学生生活に関する学生の要望は、学生委員会で集約している。これまでは食堂利用、スクールバス、談話室の拡張、キャンパスアメニティーに関する課題等があり、可能な事項から順次改善を加えているが、先送りされているものもある。今後、アンケート調査を定量的に集約し、中期経営計画に位置付けるなど具体化のシナリオを提示していきたい。

社会情勢の変化に伴って、学生が抱える悩みや大学への期待感は、年々複雑・多様化しており、直ちに解決策が見いだせない事例も多くなっている。これまでは、さまざまな生活相談に関して、クラス・ゼミの担当者が受容的な態度できめ細やかな支援を行ってきたが、専門的視点から一步踏み込んだ対応ができるよう体制面での整備が求められる。こうしたことから、平成 27（2015）年度においては、体調不良者への日常的な対応はもとより、精神面での悩みを持つ学生に対するメンタルな相談ごとにも対処できる保健室担当者を配置した。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD（Faculty Development）をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

## (2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 【事実の説明】

本学の教員数は、大学設置基準及び教職課程認定基準を充足しており、教学上必要な教員を適切に配置している。また、教員構成は、「学士（子ども学）」及び「学士（スポーツ教育学）」の学位取得に関わる教育学、福祉学、スポーツ学などを専門とする教員が中心となっている。【資料 F-6】

専任教員 23 人の年齢構成については、60 代以上が 9 人（39.1%）、50 代が 6 人（26.1%）、40 代 6 人（26.1%）、30 代以下が 2 人（8.7%）となっており、教育課程の運用に支障のない状況である。

専任・非常勤の教員数は 87 人で、その内訳は、専任教員数が 24 人、非常勤教員数が 63 人となっている。また、専任教員による開設授業科目数は 146 科目、非常勤では 82 科目となっており、専任教員の占める授業科目比率は 64.0%である。【資料 2-8-1】

#### 【自己評価】

年齢構成や職位構成にやや偏りがみられるものの、大学設置基準に定める教員数、教授数を確保するとともに、「学士（子ども学）」及び「学士（スポーツ教育学）」の専門分野に応じて必要な専任教員を適切に配置している。なお、平成 26（2014）年度開設のスポーツ教育学科は学年進行中であり、完成年度の平成 29（2017）年度には基準を充足する予定である。

<エビデンス集・データ編>

【表 F-6】 全学の教員組織

【表 2-15】 専任教員の学部ごとの年齢別の構成

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-1】 2015 学生ハンドブック（p.164,165）びわこ学院大学教員名簿【資料 F-5】より

### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD（Faculty Development）をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

#### 【事実の説明】

教員の採用、昇任に関する資格審査は、「びわこ学院大学教員選考規程」に基づき適切に実施している。教員の選考にあたっては、人事委員会において最終学歴と学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに一次選考を行い、教授会の審議を経て、学長が理事長に推挙し、理事会において決定する。【資料 2-8-2】

採用形態は、任期を設けない採用と年限を固定した任期制採用を併行して実施している。【資料 2-8-3】

この他、本学の教育目的をより戦略的に進めるため設置している 4 センターには、平成 27（2015）年度において高等学校等で教育経験がある職員（高等学校校長経験者）を実務家教員として配置し、専門性を活かした学修・就職支援を行っている。【資料 2-8-2】

教員評価については、平成 26 (2014) 年度より実施しており、具体的には各教員は「教育研究活動等の業績申告票」に、研究、教育、学内貢献、社会貢献の 4 項目について当該年度の実績を記入し、学長に提出する。学長は、提出された申告票の各項目を評価し、それらを集約する形で総合評価 (5 段階) をするとともに、所感を記入したうえで各教員に評価結果を通知している。【資料 2-8-4】【資料 2-8-5】

教員の研修、FD 活動については、先述のように、FD 委員会を中心に平成 26 (2014) 年度は次の取り組みを行った (詳細は基準Ⅱ-2-2 を参照)。

- ・教員間での公開授業 (11・12 月) 【資料 2-8-6】
- ・授業評価アンケート (春・秋学期の各学期末) 【資料 2-8-7】
- ・第 1 回 FD 研修会「成績評価基準～再試験制度廃止に伴う課題～」(7 月)  
【資料 2-8-8】
- ・第 2 回 FD 研修会「『発達障がい』が疑われる学生への対応について」(10 月)  
【資料 2-8-9】
- ・第 3 回 FD 研修会「授業規律 (授業受講時のルールづくり) について  
【資料 2-8-10】

#### 【自己評価】

教員の採用・昇任等は、所定の規程に基づき適正に実施しているものと判断している。また、教員の資質向上や能力の開発に向けて、FD 委員会を中心に研修会等を適宜実施している。

#### <エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-8-2】学校法人滋賀学園規程集 (2-13 びわこ学院大学 教員選考規程)

【資料 2-8-3】学校法人滋賀学園規程集 (2-2 びわこ学院大学 就業規則) 第 3 条

【資料 2-8-4】平成 26 (2014) 年度 教育研究活動等の業績申告票

【資料 2-8-5】平成 26 (2014) 年度 教育研究活動業績に関わる教員評価結果報告書

【資料 2-8-6】平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書 【資料 2-2-7】に同じ

【資料 2-8-7】平成 26 (2014) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)  
【資料 2-2-8】に同じ

【資料 2-8-8】平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書 【資料 2-2-9】に同じ

【資料 2-8-9】平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会 【資料 2-2-10】に同じ

【資料 2-8-10】平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書 【資料 2-2-11】に同じ

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### 【事実の説明】

本学は、教育・保育の現場での指導者育成を教育目的の柱としていることに鑑み、知性と教養を養うための教養科目を開講してきた。平成 26 (2014) 年度において、教養教育のあり方や体系的な位置づけ、実施体制などを考察するための組織として、教務委員会の中に「教養教育専門委員会」を設置し、集中的に協議を行った。この専門委員会においては、開学した平成 21 (2009) 年度以降の教養教育課程の課題や教養教育の内

容と専門教育の関連性などについて検証を行い、ここでの議論をもとに、新たに教養教育課程におけるカリキュラムマップを作成した。【資料 2-8-11】

このカリキュラムマップは、学科及び免許ごとに履修科目を系統的に、関連性をもたせて体系化したもので、学生には効果的な履修が可能になり、学修成果の向上に資することができる。さらに、2-2-②でも述べたが、このカリキュラムマップをもとに子ども学科の教育課程における各科目のシラバスについて、教務委員会が第三者チェックを行った。【資料 2-8-12】

#### 【自己評価】

教養教育を効果的に推進するためのカリキュラムマップを作成した。このカリキュラムマップにより、学生にとっては効率よく履修科目が選択できることになり、教育効果の高揚が期待できるものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-11】 教養教育課程カリキュラムマップ

【資料 2-8-12】 シラバスの教務委員会チェック資料

【資料 2-2-6】 に同じ

#### (3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教員体制は大学設置基準を満たしているが、教員配置では教員の年齢構成やキャリアは多様であり、学生の実態や課題、特性などをもとにした学生指導、授業方法、進路指導のあり方などについて教員間での一定の共通理解が必要である。また、教員確保に際しては教育力の維持向上の視点から、一部公募方式の導入を検討したい。

### 2-9 教育環境の整備

#### 《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

#### (2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎及び施設・設備等については、それぞれ設置基準を満たしており、教育目的を達成するための環境は適正に整備されている。また、大学施設の全般についてバリアフリーや建築物の耐震基準などの安全性は確保されており、学内 LAN や IT 機器・設備など情報教育基盤も整っている。なお、これら施設・設備に関する学生からの要請については、アンケート調査などをもとに、緊急性の高いものから改善に努めている。【資料 2-9-1】 【資料 2-9-2】

## びわこ学院大学

施設等の概要は以下のとおりである。

### ア 土地・校舎面積

本学の校地面積は、短期大学部と共用で 20,104 m<sup>2</sup> であり、大学設置基準第 37 条と短期大学設置基準第 30 条の規定により算出される必要な面積 5,800 m<sup>2</sup>（収容定員学生数 580 人×10 m<sup>2</sup>）を上回っている。また、校舎面積は 7,874 m<sup>2</sup> であり、大学設置基準第 37 条の 2 と短期大学設置基準第 31 条で規定されている必要な面積 5,738m<sup>2</sup> を満たしている。なお、建屋全体が 3 階以下に抑えられており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスとなっている。

[表 2-9-1] 校地・校舎面積

単位：(m<sup>2</sup>)

区 分	収容 定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	420 人	4,200	20,104	3,388	8,322
びわこ学院大学短期大学部	160 人	1,600		2,350	
計	580 人	5,800		5,738	

### イ 教室

講義室は、大講義室（240 人）[1 室]、特別講義室（200 人）[1 室]、中講義室（90 人）[5 室]、小講義室（36 人）[3 室]を備え、すべて AV 機器等によるマルチメディアに対応した装置を整備している。また、実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室 [1 室]、理科室[1 室]、音楽室[1 室]、ピアノレッスン室[10 室]、子ども教育実習室 [1 室]、行動観察室[1 室]、介護・養護・看護実習室[1 室]、入浴介助実習室[1 室]、造形室[1 室]、コンピュータ室[3 室]となっている。

各実習室には、それぞれの教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備えており、これらの実技室・実習室は授業に使用するほか、学生の空き時間における自学自習の使用を認めている。この他、研究室は、個室が 38 室（短期大学部教員も含む）あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

### ウ 体育施設

体育館（909 m<sup>2</sup>）は、更衣室、シャワールームを完備し、また、運動場（6,194 m<sup>2</sup>）は全面に人工芝を整備している。他にテニスコート（2 面）を備え、授業や課外活動等に使用している。平成 26（2014）年 8 月に完成したスポーツ教育棟の 1 階にはトレーニングルーム、シールドルーム、実験室が設けられており、授業で活用するほか、トレーニングルームでは部活動などの個人利用も可能である。あわせて、部活動の充実、活性化につながるよう、シャワールームを含めた部室棟を整備した。

また、第 2 グラウンド（仮称）として、陸上競技の数種目が活動できる多目的グラウンドを隣地に計画しており、平成 27（2015）年 11 月の供用開始を目途に準備を進めている。

## エ 図書館

本学の図書館（1,098.49 m<sup>2</sup>）は、閲覧席 102 席、視聴覚コーナー22 席、ブラウジング席 26 席、検索コーナー6 席、ノートパソコン 11 台及び閉架書庫一室で構成し、蔵書は教育及び福祉の専門書を中心に和書 54,105 冊、洋書 3,401 冊、学術雑誌 166 種、AV 資料 2,314 点である。

開館時間は平日 9:00～21:00、年間入館数（平成 26（2014）年度）は延べ 33,497 人となり、年々増加の傾向にある。所蔵図書及び AV 資料はすべてデータベース上で検索可能である。車椅子に座ったままでの利用ができるように、本棚が低く通路が広い設計となっている。

また、本学関係者に加え、広く地域社会にも開放することで大学としての地域貢献の一翼を担っている。利用申し込み数としては例年 30 人前後ではあるが、地元市民や受験を控えた高校生あるいは絵本好きの小学生など幅広い層の人たちが各々の目的に応じて利用されており、21:00 までという開館時間も「学校帰りや仕事帰りにゆっくり利用できるのありがたい。」と好評を得ている。

## オ その他の共用施設

学生の共用施設としては、学生食堂（150 席）と学生ホール（110 席）がある。食堂については、全面的に専門業者に運営を委託しているが、学生の登校日に波があることから、法人において一定額を補助している。また、学生ホールに設けられている飲食コーナーでは、軽食や飲料が低廉価で提供されており、学生と教職員との懇談やミーティングの場として有効に機能している。

## 【自己評価】

大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備も教育課程の適正な運営が可能である。また、耐震基準やバイリアフリーなどの安全管理面についても所要の対応がなされており、学修環境は良好なものであると判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-9-1】大学設置基準 別表第三

【資料 2-9-2】2015 学生ハンドブック (p.170)

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図 【資料 F-5】より

## 2-9-② 授業を行う学生数の適正な管理

### 【事実の説明】

本学においては、通常の講義は現有の教室で問題なく対応できているが、実習、演習の科目については、多数の履修登録があった場合はこれを少人数に分割して、きめ細やかな指導が行えるよう配慮している。特に、専門領域の基礎となる教養教育科目（実習）にあつては、学修効果を上げるため、複数の教員が担当するなど、手厚い指導体制を整えている。

学生規模とそれに応じた教室等は概ね満たしているが、今後カリキュラムや時間割の

内容次第では、その実施稼働率は満杯になることが予想できることから、教室等の稼働状況の見直しと効率化を図っていききたい。【資料 2-9-3】

#### 【自己評価】

授業科目や教育内容によってクラスを分割したり、複数の教員が担当したりするなど、きめ細かい指導体制が整っていると判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-9-3】 教室等の稼働状況

#### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学の整備は平成 2（1990）年度で、学舎等の建造物は全て耐震構造で整備しており、防災面でも一定配慮されている。

授業を行うクラス人数については、多人数の科目では 2 クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。

スポーツ教育学科に係る実技授業については、近接の市営施設を利用しているが、運用上の制約もあって、限られた時間帯での使用となっている。学生の増加に伴い実技種目の多様化が予想されることから、これの対応が求められる。また、図書館では蔵書の増加に伴い、書架の補充が必要となっている。学生や教職員に対する情報サービスや研究支援機能の充実に向けて、計画的に態勢整備を図っていききたい。

#### 【基準 2 の自己評価】

本学は、子ども一人ひとりの個性を引き出して自立・発展させる指導力を身につけた教育者・保育士、施設職員、企業人の育成を教育・研究の柱としている。

基準 2 の「学修と教授」にあっては、学生の受け入れ、教育課程と教授方法、学修や授業、学生の支援、学修評価、教員の配置等において、入学から卒業までの学修や学生生活の充実に向けた環境整備に教職員が一体となって適切に対応している。

今後とも 4 年間の教育課程のさらなる充実に向けて取り組んでいく。まず、学生の受け入れ段階においては、入学前学習の内容とその実施方法の改善を通して、入学後の学修に求められる基礎学力の維持、向上を図るとともに、入学後の学修との連続性を図る。そして、入学後の 4 年間の教育課程においては、カリキュラムマップを、ディプロマポリシー、養成すべき人材像などに基づいて練り上げるとともに、それをもとに教育課程の充実を図り、同時に、平成 30（2018）年度実施予定の新教育課程の検討を進める。

また、学生へのきめ細やかな学修支援や授業支援、進路支援の充実も重要である。個々の教員だけではなく、学科、コース、実習小委員会、教職支援課、進路支援課などが連携して、学生への支援と働きかけを組織的に強化していくよう努める。

大学が提供するさまざまな支援・サービスについては、学生生活が円滑に送ることができるよう満足度を指標とした取り組みを進めるとともに、人権やハラスメントに対する意識啓

## びわこ学院大学

発を徹底するほか、学生への経済的支援や健康・悩みごと相談などの体制整備を図る。

この他、大学の施設・設備は、大学設置基準を満たしているが、スポーツ教育学科の開設に伴い、アスリートや体育系の指導者の養成に必要な教学・体育活動の環境整備について、計画的に実施する予定である。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

##### 【事実の説明】

学校法人滋賀学園の経営理念として「この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。」と、寄附行為に明記している。また、建学の精神については、「国際的視野に立ちながら、将来ますます多様化する未来社会に対応していくことができるように、広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、人間愛に満ち、自立心に富んだ、有為の人間を育成するものであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成を目指す。」としている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行している。なお、平成 27（2015）年度の早期に、本学の建学の精神や大学の社会的使命を共有するため、「建学の精神」「教育目的」「中期経営計画」等を記載した小冊子を作成して全教職員に配布する予定である。

##### 【自己評価】

本学園では、教育基本法及び学校教育法の遵守はもとより、各法令に準拠した規律ある管理運営を行っている。個別具体の事案にあたっては、教授会をはじめとする各種委員会において誠実に取り組まれており、本学の経営に一貫性を確保している。また、本学の建学の精神が地域社会への貢献であることに鑑み、地域との連携を重視した大学運営に努めている。

##### <エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-1-1】学校法人滋賀学園規程集（1-1 寄附行為） 【資料 F-1】に同じ
- 【資料 3-1-2】2015 学生ハンドブック（p.2） 建学の精神

### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 【事実の説明】

本学の使命・目的を堅実に推進するためには、教育の質の向上と機能的な組織体制が求められる。

大学の教学運営に関しては、教務、学生支援、学生進路等該当委員会での審議結果を踏まえながら、教授会において総括的な協議を行っている。また、学部・短期大学部にまたがる諸事案については、学長が主宰する「企画運営会議」での総合調整を経て、全教職員が協働して業務を執行している。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

なお、平成 26 (2014) 年度からは、今まで大学事務部に所属していた「入学センター」を学部・短期大学部に関わる教育・研究組織として位置づけるとともに、共同研究センターを廃止して、新たに「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織として設置した。このことにより、学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施することができ、学生の学修や就職活動を実効的に支援する体制が整った。

学校法人と大学運営の連携については、学長は法人の理事会の常任理事と評議員会の評議員を兼任し、学園の意志決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本的方針や事業の進捗状況等について自ら説明するなど、審議と議決に参画しており、大学と法人の間での意思疎通は確保されている。【資料 3-1-5】

また、大学運営に関わる主要事項については、企画運営会議や教授会等に諮る前に「三役会議」において意見調整が図られており、使命・目的の推進態勢は整っている。

#### 【自己評価】

以上のように、理事会または教授会等の審議をもとに、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力し合いながら戦略的かつ継続的な取り組みを続けている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 3-1-3】学校法人滋賀学園規程集 (2-1 びわこ学院大学 組織運営規程)

【資料 3-1-4】学校法人滋賀学園規程集

(4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)

【資料 3-1-5】学校法人滋賀学園規程集 (1-2 理事会会議規則)

学校法人滋賀学園規程集 (1-3 理事会業務委任規則)

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

#### 【事実の説明】

本学における寄附行為、学則及び諸規程等の大学経営に係る基本的事項は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等大学の設置運営に関する法令に準拠して定めている。また、大学設置基準に定める基準教員数、校地・校舎面積等についても法令に定める基準を満たしている。この他、理事長や学長による通達や教職員法令や諸規程などに規定されている届出事項等についても、関係法令等に即して適正に執行されており、全ての

教職員は遵法精神をもって業務遂行に当たっている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

#### 【自己評価】

現在「内部監査室」は設けていないが、監事による監査や会計監査法人による監査のほか、大学事務職員による定期的な点検・確認を実施しており、コンプライアンス面も含む学園のガバナンスは機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-6】 学校法人滋賀学園規程集（2-11 びわこ学院大学 学則） 【資料 F-3】より

【資料 3-1-7】 学校法人滋賀学園規程集（2-2 びわこ学院大学 就業規則）

【資料 3-1-8】 学校法人滋賀学園規程集（1-7 文書取扱規程）

【資料 3-1-9】 学校法人滋賀学園規程集（1-15 経理規程）

【資料 3-1-10】 学校法人滋賀学園規程集（1-17 固定資産税および物品管理規程）

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 【事実の説明】

##### ア 環境保全

本学は、東近江市の緑豊かな自然に囲まれた布引丘陵に立地し、特に、正門付近のアカマツの自然林群は、昔日の面影を留める貴重な風景を形成しており、キャンパスのシンボルとなっている。

CO<sub>2</sub>削減や節電などの省エネ対策については、エネルギー削減に関する行政等の指針に基づき積極的に取り組んでいる。全教室における室温を夏季（28度）、冬季（20度）に設定し、これを遵守するほか、大教室における扇風機による空気循環、教職員のクーレビズなど、学生と教職員が一体となって節電対策を実行している。【資料 3-1-11】

キャンパス内での喫煙については、これまで数か所での分煙措置を講じてきたが、受動喫煙防止法の施行に伴い、将来の全面禁煙を前提として「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学内禁煙推進計画」を策定し、受動喫煙防止に向けての取り組みを行っている。【資料 3-1-12】

##### イ 人権

当地域での人権学習は、行政と運動団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識には高いものがある。本学においても人権意識啓発の一環として、隔年で「人権研修会」や「セクハラ研修会」を実施し、大学人としての高い倫理性と責任ある行動を自覚させている。また、全学生に対しては「人権教育（教養基礎科目）」の履修を通して人権への見識を深めるほか、セクシャル・ハラスメントについては、学生ハンドブックに「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を掲載するとともに、セクハラ研修リーフレットの配布などにより意識啓発に努めている。

なお、個別事象に対しては、学生支援課への情報ホットラインを設けるとともに、4

人の教員が相談員となり、臨機に対応することとしている。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

#### ウ 個人情報保護

平成 15 (2003) 年に「個人情報保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園においても「学校法人滋賀学園個人情報の保護に関する規程」を制定し、学園の業務の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護に努めている。また、同様に平成 16(2004) 年に「公益通報者保護法」が制定されたことから、「学校法人滋賀学園公益通報者保護規程」を定め、公益通報者の保護と受信通報の処理にあたっている。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

#### エ 安全管理

大学におけるさまざまな危機的事象の発生に対し、迅速かつ適切に対応するための「危機管理規程」を制定し、本学における危機管理や対処方法等についての態勢整備を行った。【資料 3-1-17】

防災訓練については、毎年東近江消防署の協力のもとに、学生及び教職員による地震・火災等の避難実地訓練を実施している。また、有事での学内関係者への通報の迅速化と災害時における安否所在確認に資するため「緊急時連絡網」を作成し、全教職員が保持している。【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】

本学は、学生のマイカー通学を認めていることから、年度当初のオリエンテーションにおいて、地元の東近江警察署生活安全課の職員による交通安全指導を実施している。【資料 3-1-20】

校舎等の建造物は耐震構造となっており、概ね震度 5 までの地震には安全要件を満たしているが、本学キャンパスが東近江市の災害時の広域避難場所に指定されていることに鑑み、非常時における学生、教職員の迅速な避難をはじめ、近隣からの避難者の受入れ体制のあり方等を検証するため「危機管理委員会」を設置し、防災・減災と人命の安全確保のための「危機管理基本マニュアル」を作成した。【資料 3-1-17】【資料 3-1-21】

AED は、講義棟及び体育館に各 1 基を配置し、使用方法については年度始めのオリエンテーションにおいて、所轄の消防署員が教職員や学生に対する啓発指導を行っている。【資料 3-1-22】

この他、オーム、アレフなどのカルト集団の対策についても、東近江市との連携のもとに、学生や教職員への啓発に努めている。

#### 【自己評価】

昨今の異常気候の常態化や社会情勢の変化等により、想定外の自然災害や事件・事故が予想されるなかで、学生が安心して勉学にいそしめる教育環境の整備は普遍の課題といえる。特に、地震、豪雨などによる天変地異に備えての危機管理について実効ある取り組みが求められている。本学では、環境への配慮、人権意識の徹底、防災意識の高揚など地域の行政機関等との連携を密にしながら組織的に取り組んでいるものと評価している

## びわこ学院大学

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-11】 省エネ対策揭示

【資料 3-1-12】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画 【資料 2-7-13】 に同じ

【資料 3-1-13】 人権研修会・セクハラ研修会実施要項

【資料 3-1-14】 学校法人滋賀学園規程集（4-19 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部  
セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン）

【資料 3-1-15】 学校法人滋賀学園規程集（1-10 個人情報の保護に関する規程）

【資料 3-1-16】 学校法人滋賀学園規程集（1-23 公益通報者保護規程）

【資料 3-1-17】 学校法人滋賀学園規程集

（4-16 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程）

【資料 3-1-18】 平成 26（2014）年度 避難実地訓練実施要項

【資料 3-1-19】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 緊急時連絡網

【資料 3-1-20】 平成 27（2015）年度 新入生オリエンテーション 実施要項【資料 1-3-6】 に同じ

【資料 3-1-21】 危機管理基本マニュアル

【資料 3-1-22】 2015 学生ハンドブック （p.170）

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図 【資料 F-5】 より

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【事実の説明】

教育情報については、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号「大学の教育研究上の目的に関する事」から第 9 号「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事」に掲げる事項について、本学のホームページや学生ハンドブック、シラバス、紫野（広報誌）等の刊行物により公表している。

財務情報については、ホームページ上で計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表）と監査報告書を公開している。また、本部事務室においても一連の調書を常備し、一定の手続きを経て閲覧に供している他、大学の広報誌（紫野）においても掲載し、説明責任を果たしている。【資料 3-1-23】【資料 3-1-24】

#### 【自己評価】

教育情報と財務情報は、刊行物及び大学ポータル、本学ホームページにより適切に公開しているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-23】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/>（教育/財務情報）

【資料 3-1-24】 平成 26（2014）年度 紫野（広報誌） 【資料 1-3-3】 に同じ

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育福祉学部では、子ども学科が平成 26（2014）年に第二期生を社会に送り出し、また、新設のスポーツ教育学科では第一期生を迎え、新たな形での大学運営がスタートした。

本学は、これまで地域社会に貢献する人材の育成を基本としながら、地域に開かれた大学運営を心掛けてきたが、市民に対する認知度は未だ十分とは言い難い状況にある。

このため、これまで同様に、大学の経営面での誠実性と安定性を追求することはもとより、社会の理解と信頼の獲得と維持に向けて、より一層の情報公開に努める。また、地域の発展や市民福祉の向上に寄与するために大学の知的資産を有機的に活用し、地域社会から信頼される教育機関として認知度を高めていきたい。

この他、地震や台風等の自然災害や新型コロナウイルスの感染、環境汚染などに対する学生の安心・安全を確保するため、その基本となる危機管理規程や危機管理マニュアルなどに基づき、実効ある取り組みを進める。また、大学キャンパスという公共性も考慮し、広域的な危機管理体制の在り方について、地元自治体や住民との連携のもとに検討を進める。

### 3-2 理事会の機能

#### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【事実の説明】

学校法人滋賀学園寄附行為において、「理事会」は本学の最高意思決定機関と位置付けている。寄附行為第 16 条には理事会の定数を 6～8 名と定めており、各理事一人ひとりが学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。理事の選任区分は、1 号理事「びわこ学院大学の学長」、2 号理事「滋賀学園高等学校の校長」3 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 3 名以上 4 名以内」、4 号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者 1 名以上 2 名以内」となっている。また、理事会の開催及び審議事項は、年 2 回（5 月・3 月）の定例会のほか、必要に応じ臨時に開催しており、法人の全体予算・決算、財務管理・運営、主要な規程の改廃のほか、学則に定める学科構成、入学定員、授業料の改定などの主な事項について審議決定を行っている。なお、監事は 2 名が定数で、このうち 1 名は公認会計士の資格を所持しており、両名とも理事会に出席し、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

現在の役員は理事 8 名、監事 2 名の定数で構成しており、平成 26（2014）年度に開催された 6 回の理事会への理事の出席状況は 89.5%であり、ほぼ 9 割に届く良好な審議態勢の中で本学園の最高意思決定機関としての機能を十分果たしている。

【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

【自己評価】

理事、監事及び評議員等の構成は適正で、会議への出席率も高い。職務は適確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保されているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】学校法人滋賀学園規程集（1-1 寄附行為）	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-2-2】学校法人滋賀学園規程集（1-2 理事会会議規則）	
学校法人滋賀学園規程集（1-3 理事会業務委任規則）	【資料 3-1-5】に同じ
【資料 3-2-3】役員及び評議員名簿	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-2-4】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-2-5】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】に同じ

**(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）**

近年、高等教育機関を取り巻く環境は日々変化している。こうした中で、足腰の強い法人経営を行うためには、スピード感のある意思決定と行動の機動性が求められる。新たな社会的価値観やグローバル化の進展等時代の変遷に適応できる人材の登用に配慮するとともに、現場の状況把握や他法人の先進事例等の情報収集に努めたい。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

《3-3 の視点》

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**(1) 3-3 の自己判定**

基準項目 3-3 を満たしている。

**(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

【事実の説明】

本学の教学上の意思決定は、学部構成が 1 学部 2 学科であることから、学長が議長となる学部教授会において、学務運営全般にわたって審議・決定している。教授会には各分野を専門的に調査・検証する委員会を設けており、学長や教授会からの諮問をはじめ、教学上の事案に関して掘り下げた協議を行っている。

また、人事、予算、外部連携など大学運営に関する基本的事項については、教授会での審議に先立ち、法人理事長、学長及び事務局長からなる「三役会議」において調整を図っている。なお、大学と法人全般に係わる事項、即ち、予算・人事、規程の整備、組織の改編、施設整備、対外的な交流（提携、協定等）等については、学校法人の理事会

及び評議員会において審議、了承を得ることとしている。

大学運営に係る組織と権限及び責任については、以下のとおりである。

#### ア 大学運営の組織の整備

本学は、[図 3-3-1] に示す組織体制をもとに学務運営を行っている。

教授会については、平成 26 (2014) 年度は毎月第 4 水曜日に開催した。その構成は、教授、准教授、専任講師、助教及び事務局長で組織し、学長が会務を主宰する。

教授会には下部機関として 15 の委員会を組織している。これらの委員会は月次の定例日に開催し、学長または教授会からの諮問事案をはじめ、教学・教務に係る事務作業などについての具体的な検討を行い、その内容を学長に報告する。学長はこれらの検討結果をもとに、必要と認める事項について教授会に諮り、その審議経過をもとに最終決定を行う。

主要な委員会の活動状況は以下のとおりである。

##### 1) 教務委員会

教育課程の編成、運営をはじめ、学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関する事項を協議し、教授会に上申するほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することなどを審議検討する。平成 26 (2014) 年度は、12 回開催した。【資料 3-3-1】

##### 2) 学生委員会

学生が学園生活を円滑に過ごすことができるよう総合的支援を行うことを目的として設置されている。また、進路支援や学生会・課外活動支援などの学生支援を行っており、平成 26 (2014) 年度は、12 回開催した。【資料 3-3-2】

##### 3) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質の向上に資する組織的な取り組みの提案、実行などを所掌している。平成 26 (2014) 年度は、11 回開催した。【資料 3-3-3】

##### 4) 図書館委員会

附属図書館として、充実した図書館運営の在り方を協議することを目的に設置されており、平成 26 (2014) 年度は、8 回開催した。【資料 3-3-4】

学士教育課程の教学組織については、教育福祉学部子ども学科には「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」の 2 つのコースを設け、学科会議と個別のコース会議を組織している。学科や各コースからの審議・要望事項については、学部長がとりまとめ、学長に提案する。ただし、平成 26 (2014) 年度については、学長が学部長を併任したため、実質的には学科長から学長に報告・提案した。

この他、教育目的をより重層的に実践するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」「進路・就職支援センター」「外部連携研究センター」の学部教育を支援する 4 機関を開設している。

「入学センター」は、学生募集活動や入試事務を所掌するとともに、AO 入試等で早期に本学入学が決まった高校生に対する「入学前学習」の支援にあたっている。

「実習・実践支援センター」は、各種の実習に関わる業務全般を所掌するとともに、卒業生に対する実践指導も行っている。

「進路・就職支援センター」は、在学生の進路決定や就職指導を所掌するとともに、外部機関における学生のインターンシップ活動を支援している。

「外部連携研究センター」は、大学と地域との連携を深める各種事業の企画・実践や自治体や関係機関・団体との協賛活動など学外への発信機能を所管するほか、外部資金の獲得や関連する事項の情報収集及び調査・研究を実施する。

これらのセンターには、それぞれ「企画運営委員会」を置き、所掌事務に係る企画・運営と事業推進についての審議を行い、本学の教学活動を補完するとともに、地域の社会活動を支援し、活性化に寄与している。【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

## イ 権限と責任の明確性及びその機能性

本学運営の基本的方針については、「三役会議」で協議し、その内容に基づいて学長が業務執行することを原則としている。この「三役会議」は、各週の定例会議のほかに、緊急事案についてはその都度臨時に開催しており、協議内容については、「企画運営会議」において総合調整を図った後、教授会（事案によっては「事務局部課長会議」）を通して学内に周知している。【資料 3-3-9】

これらの組織は学長が主宰（「事務局部課長会議」にあつては事務局長）していることから、その権限と責任の所在は明確である。また、教授会の傘下にある常置の委員会等については、それぞれの委員会規程に基づき運営しており、委員長または代行者は円滑な運営と業務執行にあたる一方、全学横断的に確認を必要とする事項については、教授会において審議経過等についての報告を行う。【資料 3-3-10】

なお、学校教育法の改正に伴い、事務局による事前調整をもとに企画運営会議と教授会の議を経て学内諸規程についての所定の見直しを行った。その主たる事項は、学則第 63 条に定める教授会に関する規程であり、構成、審議事項の範囲等について大幅に改定した。

## 【自己評価】

大学運営にあたっては、開学以来大学設置申請書に即して、各組織のリーダーは責任感をもって職務を遂行しており、大学組織は有効に機能してきた。

また、学校教育法の改正に伴う諸規程の改訂を適正に行うとともに、完成年度（平成 24（2012）年度）を機に、「組織再編検討プロジェクトチーム」を設置し、平成 26（2014）年度からスタートした「スポーツ教育学科」を視野においた組織改編を実施した。これらの見直しにあたっては、権限と責任の所在を明確にすることを基本として、機動性と規律性に配慮している。

なお、[図 3-3-1]「教学組織」については、すべて規程を整備しており、各組織の権限と責任を明確にしているとともに、機能性も確保している。

# びわこ学院大学

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-3-1】 学校法人滋賀学園規程集 (2-34 びわこ学院大学 教務委員会規程)
- 【資料 3-3-2】 学校法人滋賀学園規程集 (2-35 びわこ学院大学 学生委員会規程)
- 【資料 3-3-3】 学校法人滋賀学園規程集 (2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程)
- 【資料 3-3-4】 学校法人滋賀学園規程集 (2-36 びわこ学院大学 図書館委員会規程)
- 【資料 3-3-5】 学校法人滋賀学園規程集  
(4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)
- 【資料 3-3-6】 学校法人滋賀学園規程集  
(4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)
- 【資料 3-3-7】 学校法人滋賀学園規程集  
(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)
- 【資料 3-3-8】 学校法人滋賀学園規程集  
(4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)
- 【資料 3-3-9】 学校法人滋賀学園規程集  
(4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)
- 【資料 3-3-10】 学校法人滋賀学園規程集  
(4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)

[図 3-3-1] びわこ学院大学 教学組織図



### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【事実の説明】

「理事会業務委任規則」では、「理事会は、びわこ学院大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務をびわこ学院大学学長に委任することができる」としており、学長には大学を統括して運営にあたる権限と責任が付託されている。【資料 3-3-7】

意思決定の具体的なプロセスは、[図 3-3-2] に示すとおり「三役会議」から「企画運営会議」「教授会」「学科会議」及び「コース会議」に至る各組織での協議を踏まえて意見集約を図っている。さらに、15 の委員会と「事務局部課長会議」が意思伝達と業務執行の補完的機能を果たしている。なお、一連の会議には関係する事務職員も参画していることから、実務レベルでの情報交換と意識の統一などコミュニケーションの促進にも機能している。

教学上の意思決定は、教授会が中核的機能を担っている。学長は教授会を主宰し、本学の将来構想や入試、教務、学生支援、学生進路等の事案について会議をリードし、集約された事項について、業務を指揮・執行する。また、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、学長推薦教員及び事務局長からなる「企画運営会議」では、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題などを横断的に協議・調整し、学長のリーダーシップのもとに、学務を実行している。

なお、学校教育法の改正により、大学におけるガバナンスの強化（学長のリーダーシップ）を図る視点から新たに学科長とコース主任を学長補佐に位置付けるとともに、学長選考に際しての規程の見直しを行った。

教授会の下に設置する委員会では、各委員会規則に則って運営され、委員長は審議経過を学長に報告するとともに、必要な事項については教授会の審議に付し、学長が最終決定を行う。一方、学部と短期大学部に共通する組織としての 4 センター（入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター、外部連携研究センター）は、各センター長がセンターの運営規則に則り職務を遂行している。特に、重要事項や全学的に取り組む事案等に関しては、教授会での審議を踏まえ、学長の了解の下で業務を執行している。

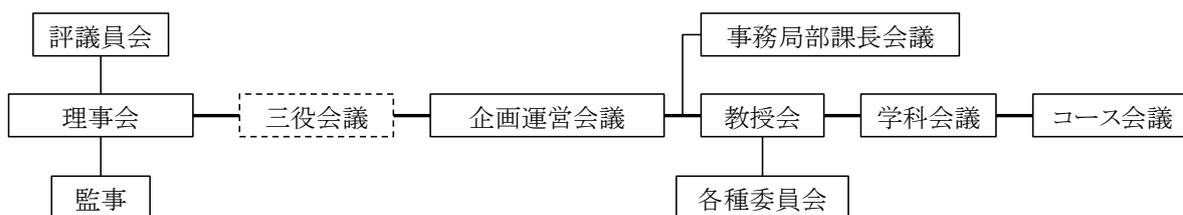
#### 【自己評価】

本学は、小規模大学としての特色を生かして事務執行のスピード化を重視している。管理・運営に関する全般的事項については、学長が主宰する企画運営会議において総括的な審議を行い、三役会議などを通して理事長との連携を適切に確保している。また、教学面については、学長を議長とする教授会で意志決定を行っており、学長のリーダーシップが適正に発揮される体制のもとで、組織的な大学運営が実行されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-7】学校法人滋賀学園規程集（1-3 理事会業務委任規則）

[図 3-3-2] 意思決定プロセス



### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

開学から6年を経過する中で、開学時に文部科学省へ提出した設置認可申請書をベースとして、堅実かつ誠実に学務運営に取り組んできた。また、新たに開設したスポーツ教育学科の運営に関しても、学長の指揮のもとに全教職員が協働して事務を遂行しており、建学精神の達成に向けて取り組むことができた。

この6年間に亘って実践してきた教学をはじめ、学生指導や実習システム、校舎・設備や教員組織等の整備などの実績をさらに一步前進させるため、学長の積極的なリーダーシップのもと、今まで以上に本学の関係機関、関係者との連携を深め、着実に推進していきたい。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

#### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

##### 【事実の説明】

学長は職指定で理事会の理事と評議員を兼務しており、学園の方針や意思決定を行う理事会構成員と大学経営の統括者としての任務から、いわゆる管理部門と教務部門双方の連携と調整が確保されている。また、日常的にも大学運営上の主要な事項については、法人理事長、学長及び事務局長（法人学園長兼務）の三者による「三役会議（毎週1回定例開催）」において、意見交換や情報の共有を図っており、本会議が法人と大学の責任者で構成されていることから、双方の大筋的な意思統一の場として機能している。

会議においては、①組織・機能の効率化、②教学内容の適正化、③教育・研究の質的

向上、④学生生活の利便性、⑤入学定員及び進路の確保、⑥他大学・行政機関との連携、⑦地域との協働など、大学の教育目的や社会的使命など総括的な事項が協議テーマになっている。【資料 3-4-1】

その場で意見集約された事項については、必要に応じて、[図 3-4-1] 学園管理運営組織図に示すとおり管理部門と教学部門の戦略的目標の実務的な協議と責任分担、情報共有の場となっている「企画運営会議」や「教授会」で審議し、それらの内容については学科会議、コース会議を通して全教職員に伝達されている。

一方、事務局サイドにおいても、毎月定例的に開催する事務部門の課長職以上で構成する「部課長会議」において、事務局長から適宜報告があり、部門間の連携は円滑かつ適切に行われている。この他、教職員の資質向上を図るため、SD・FD 研修会などを開催している。さらに教職員全体のコミュニケーションを図るため、理事長及び学長の訓話や、学内のコンピュータネットワークによる情報共有サイトを通して情報の共有と活用を行っている。【資料 3-4-2】

### 【自己評価】

健全な学園運営に向けて、学長が志向する教学方針を法人理事長が支える経営と教学の協働体制が整っている。また、学内では情報を共有するための多様なツールが整備されており、これらの有機的な活用を通して、学園関係者の意思疎通は図れているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

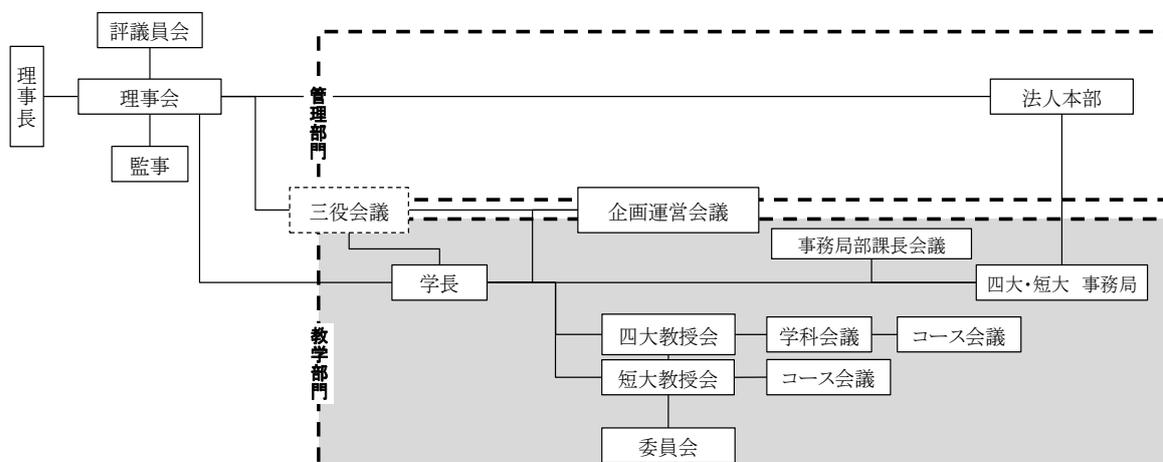
【資料 3-4-1】 学校法人滋賀学園規程集

(4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)

【資料 3-4-2】 学校法人滋賀学園規程集

(4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱)

[図 3-4-1] 学園管理運営組織



### 3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 【事実の説明】

本学園の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第6条により大学から学長が選任されているほか、法人と大学を兼任する職員1名が選任されている。また、「評議員会」においても、評議員に本法人が経営する学校を卒業した者から理事会において2名が選任されることになっており、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

この他、教授会と企画運営会議には事務局長と関係部課長が構成員（教授会はオブザーバー）となっており、学園運営にかかる主要事項について教学と経営の相互間での擦り合わせとチェック機能が発揮されている。

さらに、寄附行為第5条及び第15条において、監事の定数と職務を定めており、法人及び大学の管理運営全般についてのチェック機能を果たしている。「監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。以下、同じ。）または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。平成26（2014）年は、2名の監事が選任され、任期は4年となっている。なお、監事の理事会への出席状況は良好である。【資料3-4-3】

また、前述の評議員については、寄附行為第20条に設置を定めている。同第22条では評議員会は、諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散などこの法人の業務に関する重要事項を、また、同第23条では評議員会の職務として「この法人の業務及び財産の状況ならびに役員の仕事執行の状況について、役員からの報告を聴取し、役員に対して意見を述べ、または役員からの諮問にこたえることができる。」としている。

評議員の定数は13名以上17名以内。その選任（寄附行為第24条）内訳は、1号評議員「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部の学長」、2号評議員「滋賀学園高等学校の校長」、3号評議員「この法人の職員のうちから理事会において選任された者4名」、4号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者の中から理事会において選任された者2名」、5号評議員「評議員から選任された理事以外の理事1名以上2名以内」、6号評議員「この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、前五号に規定する評議員の過半数により選任された者4名以上7名以内」となっている。

現員は、1号・2号評議員各1名、3号評議員4名、4号評議員2名、5号評議員2名、6号評議員7名の計17名が選任されており、任期は4年である。

平成26（2014）年度中に開催した評議員会は、良好な出席（出席率70.5%）のもとに適切に運営されている。【資料3-4-4】【資料3-4-5】

#### 【自己評価】

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能するとともに、監事及び評議員の職務・使命も法令ならびに学園規程に則り適正に執行されており、ガバナンスは機能しているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-4-3】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況【資料 F-10】に同じ

【資料 3-4-4】学校法人滋賀学園規程集（1-1 寄附行為）【資料 F-1】に同じ

【資料 3-4-5】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 次第【資料 F-10】に同じ

### 3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【事実の説明】

理事長は、定期的を開催する「企画運営会議」や職員の部・課長で組織する「事務局課長会議」において、当面する課題への対応方針などについて訓辞するほか、必要に応じて、教授会、学科会議やその他の会議にも積極的に参加し、学園の経営方針や所信を伝達するとともに、教職員からの意見や提案を聴取するなど、相互の意思疎通を図っている。

この他、理事長と学長は、年度初めやさまざまな研修会などの機会を利用して、学園の将来展望などを講話し、教職員との認識や情報の共有化とコミュニケーションの円滑化に努めている。

現在のところ、教職員による提案制度は整備できていないが、毎年 1 月に実施する予算ヒアリングや事業計画の策定などでの施策協議や研修会における意見交換などを通して、一定の合意形式が図られている。また、教職員からの想起・提案については、学科会議や各委員会、教授会での調整を経て「三役会議」において集約されており、ボトムアップの意義は有機的に機能している。

一方、「学校法人滋賀学園稟議規程」では、学園運営に関する諸計画や教学、経営・管理等さまざまな事案についての稟議手順やその範囲、起案、決裁の方法などを定めており、これらの稟議過程での意見具申や調整等においても理事長や学長と教職員相互のコンセンサスは確保され、双方向型の学園運営がなされている。【資料 3-4-6】

#### 【自己評価】

理事長及び学長は、既定の会議や研修会などの多様な機会を通して教職員との意思疎通に努めており、トップのリーダーシップによる大学運営が円滑に機能している。また、本学は小規模校でもあることから日常的に理事長や事務局長、学長と教職員とが面談する機会も多く、ここでのコミュニケーションや、学内イントラネットなどを通しての意思疎通と情報の共有化が緊密に図られている。

こうしたプロセスをもとにリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-4-6】学校法人滋賀学園規程集（1-6 稟議規程）

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園が発展していくためには、管理部門と教学部門が車の両輪となって連携し、協働することが肝要である。本学園においては、理事会、三役会議や教授会等において、法人

と大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

今後とも、組織の質的な向上と学園のガバナンスの強化に向けて、各部門間での緊密な連携のもとに、有機的な教育体制を構築し、教育力の向上を図っていきたい。

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

#### 【事実の説明】

組織編成については、「法人本部規程」、「事務組織規程」及び「びわこ学院大学組織運営規程」に則って法人の部署の設置とその所管業務及び各課の事務分掌を定め、能率的に業務が行えるよう、役割を明確にしている。これらの規程に基づき、本学園全体の人員配置のバランスを考慮しつつ、大学の業務に適った適材適所の人事のもとに、効率的な業務執行を心掛けている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】

具体的には、法人の事務組織については、「[図 3-5-1] 学校法人滋賀学園組織」に示すとおり、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、大学と短期大学部の管理運営を所轄し、主として教育・研究を支援する大学・短期大学部事務局を設置しているほか、滋賀学園中学・高等学校ならびに附属こども園に事務室を置いている。

大学及び短期大学部は、大学事務局が短期大学部事務局を兼任しており、事務局長の下に総合企画部、総務部、教務部、学生部、入学部を置き、総務部には総務課、教務部には教務課、学生部には教職支援課、進路支援課及び学生支援課、入学部には入試広報課、図書館には図書課を設置し、それぞれの部局には専任職員を配置している。

また、入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター及び外部連携研究センターにはセンター長と事務局兼務の事務職員を置き、入試業務及び授業や教員の教育研究活動支援、地域とのさまざまな交流活動の窓口として機能している。

以上の各部には部長（次長）、課には課長、センターにはセンター長を置き、権限を分散するとともに責任の明確化を図っている。

【自己評価】

限られた人員であるが、学園の使命や目的、将来ビジョンを遂行するための柔軟な組織体制となっている。必要な人材を確保し、権限の分散化や責任の明確化を図るとともに、機動性も発揮している。

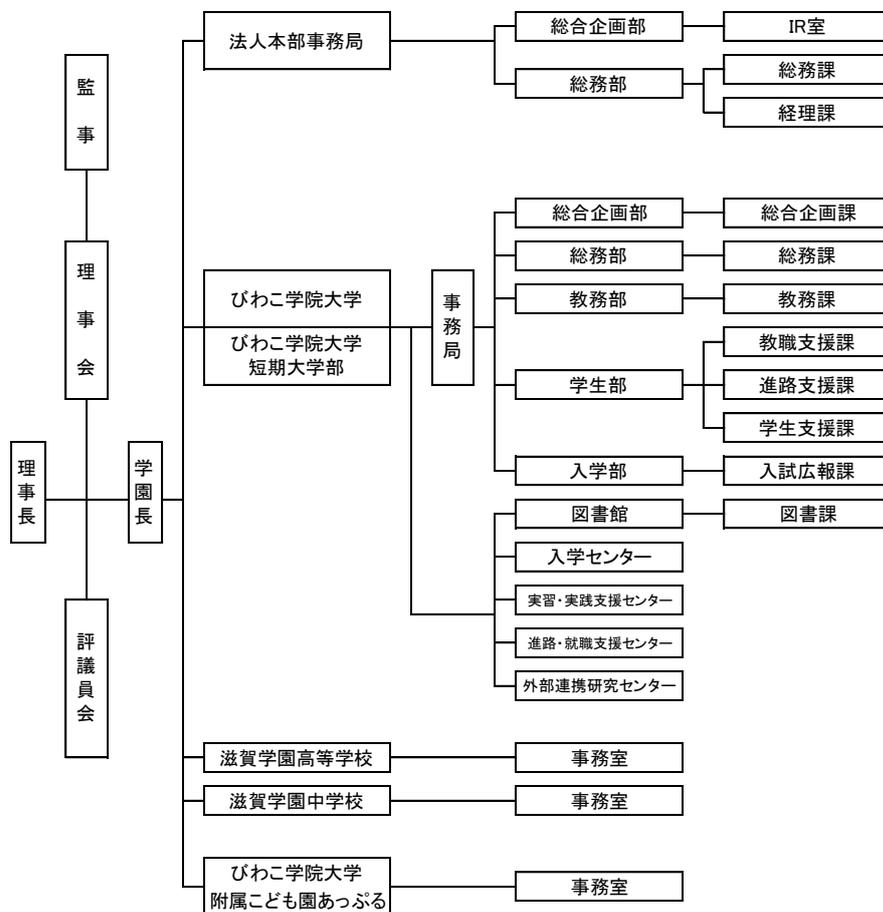
<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-1】 学校法人滋賀学園規程集（1-4 法人本部規程）

【資料 3-5-2】 学校法人滋賀学園規程集（1-5 事務組織規程）

【資料 3-5-3】 学校法人滋賀学園規程集（2-1 びわこ学院大学 組織運営規程）

[図 3-5-1] 学校法人滋賀学園組織



3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

本学園の管理部門は、法人本部の一部局である。本部事務局長は理事であり、大学、短期大学部及び滋賀学園中学・高等学校を統率している。大学・短期大学部は5つの事務部門、滋賀学園中学・高等学校にはそれぞれ1部門を置いている。本部事務局長は、それぞれの長と連携をとって業務を遂行している。

法人本部に置く「総合企画室」は、学園の将来展望や外部との連携・協働についての基本的事項を所掌している。

## びわこ学院大学

学務の業務執行については、学科が主体となって、学科長を中心に学部長と学長との連携を図りながら運営し、これを支援する事務局体制として、総務課、教務課、教職支援課、進路支援課及び学生支援課を設置している。また、教学面での事案については、教授会の諮問機関として各委員会を設置しているが、教学組織と事務組織あるいは事務組織間での連携を密にするため、横断的組織体を重視して教務に関する各委員会には事務職員も構成員として参画し、体制面での一本化を図っている。

いわゆる大学経営の総合調整を図る機関とし組織した「企画運営会議」では、学長、学部長、学科長、各委員会委員長などの教員の他に、事務局長と総務部長が参加しており、教務部門と管理部門相互の連携や意識統制、情報共有の機会となっている。

この他、全学的な常置委員会として設置している「教務委員会」、「学生委員会」、「入学センター企画運営委員会」、「図書館委員会」などにも、関係課長が参画しており、教学・経営に事務の意向が反映できる形となっており、業務執行の機動性は適正に確保されている。【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】

また、事務部門にあっては、「部課長会議」を組織している。毎月定例会議を開催しており、各種会議の決定事項の伝達やスケジュールの調整など事務局内の意見調整と事務機能の向上に向けての意見交換などが行われている。なお、これらの会議には必要に応じ理事長が出席し、情報の共有を図っている。【資料 3-5-8】

### 【自己評価】

法人の使命・目的の達成や教育・研究を支援するための業務体制が整備されており、適切に機能している。しかしながら、実務能力の脆弱性も否めないことから、次世代を担う人材の育成を計画的に進めるとともに、適正な人事配置による事務力向上に配慮する必要がある。

### <エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-4】 学校法人滋賀学園規程集（2-34 びわこ学院大学 教務委員会規程）

【資料 3-5-5】 学校法人滋賀学園規程集（2-35 びわこ学院大学 学生委員会規程）

【資料 3-5-6】 学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 3-5-7】 学校法人滋賀学園規程集（2-36 びわこ学院大学 図書館委員会規程）

【資料 3-5-8】 学校法人滋賀学園規程集

（4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱）

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【事実の説明】

大学・短期大学部事務局で実施する全体研修の場として、SD（Staff Development）研修会を年間 1 回ないし 2 回開催している。事務局長が中心となりタイムリーな研修テーマを設け実施している。また、学外研修として、業務内容の専門に特化した研修が大学関係団体により多数開催されていることから、実務分野職員の知識習得の機会として、若手からベテラン職員まで積極的な参加を促している。日本私立大学協会、日本高等教

育評価機構、私学経営研究会等関係団体が主宰する研修会や定例セミナーなど、延べ 82 人が参加している。

こうした機会を活用することで、大学職員としての意識の向上と他機関とのネットワークづくりなど実務知識の習得や情報収集に役立っている。この他、事務職員による朝の打ち合わせ時には輪番制でモーニングスピーチを行い、資質の向上に努めるほか、本学にとって見直しや新規導入が望ましいと思われる事項については、各課での協議をもとに改善に向けて提案するフィードバック体制も整えている。

平成 26 (2014) 年度も、多種多様な情報の収集や本学が進む方向性について共通認識を深めることなどを目的として SD と FD の合同研修会を実施した。【資料 3-5-9】

#### 【自己評価】

職員の現有体制がより一層機能するよう、研修機会の提供や自主研修の支援など、資質・能力の向上のための環境整備がなされているものと認識している。なお、懸案の「SD 委員会」については、平成 27 (2015) 年度当初において設置しており、上期に第 1 回の研修会を予定している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 3-5-9】 外部研修会等参加状況

【資料 3-5-10】 平成 26 (2014) 年度 FD/SD 研修会開催状況

【資料 1-2-6】 に同じ

### (3) 3-5 の改善・向上方策 (将来計画)

今日、少子化の進展に伴い、進学志望者の全入時代が到来するなど、大学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。こうしたなかで、大学の存在感を維持、高揚するためには、教員は教育と研究、職員は事務執行といった画一的な機能分担ではなく、互いに大学の将来を展望し、双方が補完しあう視点と大学人としての見識が求められる。

また、限られた組織体制であるが、教職員一人ひとりが持てる能力を存分に発揮できるよう適正な人事、組織編成に心掛けるとともに、高度な知識や対応力の修得に向けて、教員・職員との合同研修会の開催や外部研修への自主参加の支援など、教職員の潜在的能力がより一層発揚されるようさまざまな機会を効果的に活用しながら研鑽を深めていきたい。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

**(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

**【事実の説明】**

大学経営は、主として学生の学納金と補助金に依存しており、定数の充足状況が財務運営に大きく影響する。平成 24（2012）年度の完成年度を経て、第一期生が社会に巣立ったが、その進路が一定保証されたこともあり、子ども学科の定員は、平成 25（2013）年度以降概ね上昇基調にある。しかしながら、この先、学齢人口の減少に伴う学生確保の見通しが予断できない状況にあることや、平成 26（2014）年度開設の「スポーツ教育学科」の教学環境の整備に要した経費が当面の財政面を圧迫しており、堅実な財務運営が喫緊の課題となっている。このため、平成 27（2015）年度の予算編成に当たっては、教育力向上を原点とした財源の効果的な配分を行う一方、人件費及びその他の諸費用の節減を断行し、帰属収支差額に準拠した適正な予算配分に努めた。【資料 3-6-1】

中・長期的視点に立った財政運営については、平成 26（2014）年度において学校法人滋賀学園中期経営計画を策定したことから、平成 27（2015）年度以降においては、本計画の財務運営方針に基づき、事業計画の効率的な展開と経営の健全化に努めることとする。【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】

**【自己評価】**

教育福祉学部「スポーツ教育学科（入学定員 40 名）」が開設され、新学科の完成時には子ども学科入学定員 80 名と編入学定員を合わせると、大学が  $120 \text{ 名} \times 4 + 30 \text{ 名} = 510 \text{ 名}$  になり、短期大学部の  $80 \text{ 名} \times 2 = 160 \text{ 名}$  を加えると、収容定員数は 670 名となる。平成 27（2015）年度の定員充足率は 86.6%と、安全水準には至っていないが、これらの定員充足率 100%超を達成することにより、学納金、補助金、寄付金及び事業収入等によって、大学等の運営資金は一定確保できるものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-6-1】平成 27（2015）年度 予算編成方針の通達

【資料 3-6-2】平成 27（2015）年度 事業計画書

【資料 F-6】に同じ

【資料 3-6-3】学校法人滋賀学園「中期経営計画」…財務計画

【資料 1-2-7】に同じ

**3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

**【事実の説明】**

本学園は、びわこ学院大学、びわこ学院大学短期大学部、滋賀学園高等学校、滋賀学園中学校、びわこ学院大学附属こども園あつぷるを経営し、地域に密着した教育研究活動を展開している。学園全体の財務運営にあたっては、収支の均衡に配慮しながら教育研究内容を向上させることに重点を置き、学校ごとに積み上げた概算要求をもとに予算を編成している。

教育研究目的を達成するための運営資金については、学納金や補助金収入、事業収入を財源としている。平成 21（2009）年 4 月に開学したびわこ学院大学教育福祉学部が平成 24（2012）年に完成年度を迎え、この間の業績がほぼ当初計画通り推移したこと

もあって、帰属収支差額比率はプラスに転じたが、平成 26 (2014) 年度にあってはスポーツ教育学科の校舎建築のため赤字となった。しかし、学年進行によりスポーツ教育学科の完成年度には黒字になる見込みである。

理事長は現下の財政事情を踏まえて、1) 消費支出の均衡、2) 人件費割合の抑制 3) 教育研究の充実強化、4) 収入の拡充と支出の抑制などを柱とする予算編成方針を関係者に通達し、緊張感をもって作業するよう要請している。これを受けて編成された予算案は評議員会の意見を求め、理事会での議決によって成立した。

予算の執行に際しては、不要不急の経費の抑制、費用対効果の視点からの検証など予算の適正管理を基本としながら、事前の起案・稟議等において理解を深めており、これらの手続と決裁を経ない不透明な予算執行は行われていない。

決算については、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算案を作成し、監事による監査を受けた後、その意見を付して理事会で議決し、評議員会に報告し意見を求めている。決定後は、本学園のホームページ上に財務情報として公開している。

#### 【自己評価】

本学の平成 26 (2014) 年度における帰属収支差額比率は昨年度に引き続き黒字となったが、学園全体では施設整備に多額を要したことからマイナスで推移している。子ども学科同様、完成年度を迎えると、学園全体としても収支の均衡が図れるものと予想しており、健全化が図られるものと認識している。

#### (3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

帰属収入の柱である学生生徒納付金の安定的な確保は、入学定員に見合った学生の確保に他ならない。受験生の大部分を占める滋賀県内及び近畿地区での募集活動により一層力を入れる一方、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、日頃からの教水面や生活指導などでの細やかな配慮が欠かせない。

大学の財政運営にあたっては、単年度収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財政状況のバランスに配慮した取り組みを進める。

財政の健全化にとって、外部資金の導入は重要なテーマである。国や公的機関、民間団体等が企画する各種の科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けて、募集等に関する情報収集と啓発に努めるとともに、学長裁量によるインセンティブの支給金などにより学内で応募気運が高揚するよう積極的な働きかけを行う。

今後、加速度的に進展する少子化現象は、社会全体に大きな波紋をもたらすことになるが、大学等の高等教育機関にとっては存廃に係わる最重大事である。この試練を乗り越えるには、財務運営面での収支の確保と教育研究の魅力化である。そうした視点から、限られた財源をより効率的に教育研究に活用することを基本に、支出全般を一様に削減するのではなく、選択と集中によるメリハリのある財政運営を心掛けていきたい。具体的には、各学部・各学科が策定する将来を見据えた事業計画をもとに財務計画を策定し、特色ある学部運営の形成とこれを支える教職員の主体性の意識付けである。また、予算編成時期を早めることで限られた財源の配分先や用途をより綿密に考察することや、配分された予算が教育研究のために適正に執行されたかどうかの検証も重要であり、財務計画策定時の検討課題としていきたい。

### 3-7 会計

#### 《3-7の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

##### 【事実の説明】

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「経理規程」に準拠して、法人本部及び各学校の総務部門において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、私学経営研究会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、顧問会計事務所や監事（公認会計士）に随時問い合わせて、指導助言を受けている。【資料 3-7-1】

##### 【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、堅実な会計処理がなされており、所定の監査においても指摘事項がないことから、適正な執務が行われているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-7-1】学校法人滋賀学園規程集（1-15 経理規程）

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### 【事実の説明】

本学園では独立監査人と監事による会計監査及び業務監査を行っている。会計監査は、独立監査人により「昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号」に基づき、独立性が確保されたなかで、理事会の議事録をもとに取引内容・会計帳簿書類・決算関係書類の確認や備品等の実査など総括的な監査を受けている。平成 26（2014）年度の場合、1 名の公認会計士と 2 名の補助者によって元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合など往査執務を含め延べ 55 日ほどの監査が実施された。

非常勤の監事 2 名は、理事会及び評議員会にはほぼ毎回出席している。決算原案の作成後会計帳簿書類の閲覧・照合、財務担当者から決算概要の聴取など業務執行状況や財産内容等を監査しており、この結果については理事会及び評議員会において監査報告が行われている。

また、監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを通して学校法人の状況把握が行き届いたものとなるよう配慮している。

さらに、監事 1 名は毎年文科省主催の監事研修会に参加し、研修事項については事務局長にも報告されている。【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

【自己評価】

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学園の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-7-2】平成 26（2014）年度 監事監査報告書

【資料 3-7-3】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 次第

【資料 F-10】より

**(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）**

事務職員の実務知識の向上に向けて、外部研修等において研鑽をつむとともに、公認会計士及び監事との連携を密にし、会計業務を適切に処理する。

**[基準 3 の自己評価]**

経営・管理については、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令及び本学の諸規程に厳正に準拠しながら、地域との共存を視座とした大学運営に努めている。

理事会、教授会での戦略的意思決定や学長のリーダーシップは適正に発揮されており、また、稟議書の決裁や、法人と大学との組織的連携もスムーズに履行しており、業務執行も機能的に運営されている。特に、近年では大学経営において、事務職員が果たす役割・使命が質・量ともに重視されていることから、SD 委員会の機能向上に力を入れるとともに、学内外の研修会に積極的に参加し、能力・資質の向上を図っている。文部科学省主催の監事研修会にも毎年監事及び理事が出席している。

財務・会計については、平成 21（2009）年の開学から、学年進行に伴う学生数の確保により、帰属収支差額の改善が図られつつあるが、将来的展望は楽観できない状況にある。

財務計画に見合った予算編成を念頭に、効率的な予算執行に努める一方、新たな収入の確保にも全学を挙げて取り組み、学園の体力向上に努める。なお、本学園では借入金の依存度は妥当な水準にあることから、財務上の健全性は一定確保されている。

会計処理については、学校法人会計基準や関連の諸規程に準拠して事務執行がなされており、公認会計士及び監事による監査においても特段の指摘事項はなく、適正に処理されている。

以上のように、本学の「経営・管理と財務」については、理事長、学長のリーダーシップとガバナンスによって適正な組織運営がなされており、会計処理や監査体制も厳正に実行されている。今後も、経営基盤の安定化に向けて、中期経営計画の実効ある推進に注力し、キラリと光る個性ある大学として、将来にわたって存続していける体質の構築に努めていきたい。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

#### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

#### 【事実の説明】

本学の建学理念や大学の使命・目的については、学則に謳っているように、地域社会の未来に貢献する創意と意欲をもった人材の育成を基軸としている。【資料 4-1-1】

自己点検・評価は、本学の教育水準の向上と活性化を図り、もって建学の理念、社会的使命の達成に資することにある。このため、教職員自らが本学における教育研究活動と大学運営の実情等から光と影を客観的に把握し、今後の改革すべき方向等を自得していかなければならない。本学では開学直後から所定の委員会（「自己点検・評価委員会」）において、自己点検・評価事務に鋭意取り組んでおり、平成 24（2012）年度に初版を、平成 25（2013）年度に第 2 版の報告書を作成した。初版評価書の作成にあたっては、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学機関別評価基準 1～4 の項目に則して学内の関係部局・機関等の協力を得ながら実施したものであるが、エビデンスの整理や学内的な調整等に手間取るなど一部適正を欠く面もあった。こうした反省点を踏まえ、翌平成 25（2013）年度の自己点検・評価書（第 2 版）については、全学的な取り組みができ、教職員の意識の深化が図られたところである。【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

また、評価過程において明らかにされた教学上の問題をはじめ、大学の管理運営、財務などの諸分野における課題については、総合的視点から検証評価を加え、中期経営計画などを通して計画的に改善策を講じることとしている。

なお、平成 27（2015）年に予定している大学機関別認証評価に係る評価書の作成にあたっては、「認証評価基準と対応組織」の構図を明らかにし、各部門での主体的な取り組みを促すとともに、全学的な総合調整の場として設置した「びわこ学院大学認証評価連絡会議」は、学内での共通認識を図るうえで、有意義であった。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

#### 【自己評価】

本学の自主的な自己点検・評価は、四年制大学開学後の学年完成年度を機に実施したものであるが、自己点検・評価事務にかかる学内での認識が共有されていないこともあって、内容面での踏み込み不足や作業に時間を要したことなど反省すべき課題は多い。今回、「大学機関別認証評価」の受審にあたっては、これまでの反省点を踏まえ、全教職

員が協働しながら評価書の作成に取り組んだ。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】 学校法人滋賀学園規程集（2-11 びわこ学院大学 学則）第 1 条 【資料 F-3】 より

【資料 4-1-2】 平成 21（2009）年度～平成 24（2012）年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-3】 平成 25（2013）年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-4】 認証評価基準と対応組織の構図

【資料 4-1-5】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 認証評価連絡会議設置要項

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 【事実の説明】

自己点検・評価業務は、本学学則の第 63 条に定める教授会の下に組織する「びわこ学院大学自己点検・評価委員会」において、開学以来、月次の定例日に委員会を開催している。本委員会での審議事案は、教育・研究内容や実習活動など教学全般に関する事項から教職員の能力・資質の高揚など組織力の維持向上に亘っており、大学全体を総合的に俯瞰する役割を担っている。

本委員会の構成は「びわこ学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学部長の委員長のもとに、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長及びその他学長が指名した者で構成し、学長、理事長は、必要に応じオブザーバーとして参加する。【資料 4-1-6】

平成 26（2014）年度にあつては、月 1 回を基準に延べ 11 回開催され、FD 委員会との連携も視野に入れながら、自己点検・評価作業の実施やこれらの結果を踏まえた対応策の検討、さらには公表の方法などについて審議し、その内容については教授会をはじめ、学内の所定の各委員会や会議等において周知に努めてきた。【資料 4-1-7】

主な審議事項は、次のとおりである。

- ・平成 21（2009）年度～平成 24（2012）年度「びわこ学院大学自己点検・評価報告書」（初版）の総括及び改善・向上方策等の対応に関する事項
- ・平成 25（2013）年度「びわこ学院大学自己点検・評価報告書」の総括及び改善・向上方策等の対応に関する事項
- ・日本高等教育評価機構の認証評価の受審（平成 27（2015）年度）に向けての体制づくり、作成事務の分担に関する事項
- ・日本高等教育評価機構の認証評価受審に係る評価書作成の進行管理等（アンケートや公開授業の実施、エビデンスの整理、情報公開等）に関する事項
- ・その他、教学上の課題と対応策に関する事項

自己点検・評価業務については、全学挙げて取り組むことを念頭に、「【資料 4-1-4】 認証評価基準と対応組織」を定め、学内組織との係わりを明確にしている。

##### 【自己評価】

開学時から教授会の下に自己点検・評価のための委員会を設置しており、法人との連携のもとに、教職員が協働して大学運営の質的向上を図るための組織的な取り組みを行っ

ている。これまで、平成 24 (2012) 年度と平成 25 (2013) 年度の両年度において、「自己点検・評価報告書」を発刊しており、点検・評価業務は適正に実施されているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 4-1-6】学校法人滋賀学園規程集 (2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程)

【資料 4-1-7】平成 26 (2014) 年度 自己点検・評価委員会議事録

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【事実の説明】

本学は平成 21 (2009) 年春に開学され、平成 26 (2014) 年度に第 2 期生が社会に巣立った歴史の浅い大学である。学年進行過程における自主点検・評価業務の内容や範囲は、自ずと限定され、横断的かつ総合的な検証が困難な状況にあった。こうしたなかで、平成 24 (2012) 年度において、開学後の学年進行期における教学状況を総括した形で点検・評価を実施し、初版となる「平成 21 (2009) 年度～平成 24 (2012) 年度 自己点検・評価報告書」を作成した。【資料 4-1-2】

さらに、平成 25 (2013) 年度では、平成 27 (2015) 年度に日本高等教育評価機構の認証評価の受審を予定していることから、所定の評価指標に基づき、第 II 版となる「平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書」を作成した。本報告書では平成 24 (2012) 年度の点検評価で浮き彫りにされたさまざまな課題についての改善や対応策について可能な限り明らかにし、大学の体制整備に生かすこととしている。【資料 4-1-3】

なお、本学の自主的な点検・評価業務は、中期経営計画に則り別途作成する「事業実施計画」の進行管理を踏まえて、これらの取り組みを総括する形で、3 年ごとに点検・評価報告書を作成する予定である。

##### 【自己評価】

開学後歴史も浅く、評価内容に踏み込み不足が否めないが、できる限り実効性のある具体的な評価に努め、大学が抱える今日的な課題や改善事項が浮き彫りにされた。これらのうち、中・長期的な対応を要する事項については、中期経営計画に基づく事業実施計画に位置付けることとしている。

もとより、自己点検・評価は、日常業務の集大成であり、各組織・部署における自主的・自立的な点検・評価意識を呼びかけていきたい。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 4-1-2】平成 21 (2009) 年度～平成 24 (2012) 年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-3】平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書

#### (3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の自己点検・評価の取り組みは、平成 21 (2009) 年の開学後直ちに所轄の委員会が設置され、教学や大学運営に係わる事項を検証してきた。開学時は在校生が少なく、ま

た、教育課程も限定されたものであったが、これらの取り組みをもとに「平成 21 (2009) 年度～平成 24 (2012) 年度自己点検・評価報告書」を、また、平成 25 (2013) 年度においては、平成 27 (2015) 年度における大学機関別認証評価の受審を想定して、「平成 25 (2013) 年度自己点検・評価報告書」を取り纏め、理事会に報告の上、図書館に備置するとともに、本学ホームページ等で公表した。

18 歳人口の減少を背景として、高等教育機関の在り方が厳しく問われるなかで、学生や教職員を取り巻く社会環境も大きく変容しつつあり、不断の見直しは欠かせない。点検・評価結果をもとに事業実施計画を策定し、進展状況を見極めながら 3 年に 1 回のペースで自主的な自己点検・評価を行い、報告書を作成する。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

##### 《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

###### 【事実の説明】

自己点検・評価内容の説得性を高める上で、その背景となるエビデンスは極めて有効である。開学以降継続して開催してきた自己点検・評価委員会においては、当然のことながら、学内におけるさまざまな取り組みや印刷物、ホームページ等で公表している関連データ、アンケート調査などをもとに検証を加え、業務の精度と透明性の高揚に努めてきた。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、各検討機関である委員会の委員長及び関係部署の長が執筆し、自己点検・評価委員会においてエビデンスの妥当性や既述内容について協議・検討の上、評価報告書としてまとめあげている。

###### 【自己評価】

これまで 2 回にわたり実施してきた自己点検・評価は、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の「受審てびき」を踏襲して、エビデンスに忠実に点検・評価を行った。

採択したエビデンスは、記述を担当する各委員会において説得性と透明性を基準に評価検証を加えた後、連絡調整会議において確認している。

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

##### 【事実の説明】

本学は開学間もない小規模大学であり、さまざまな体制や仕組みづくりは整備途上であり、IR 機能をもった各種情報を収集分析する部署等は未設置の状況にある。自己点検・評価書の取りまとめに際しては、客観性を念頭に既存の統計資料や公的データをもとに新たに調書を作成するなどエビデンスの公正・透明性に努めた。

また、昨年度実施した学生アンケートの平均回答率は、概ね 70%台の高水準にあり、学生の満足度を知る有効な資料になっていることや、学長と学生代表による直接対話なども大学運営全般を把握するうえで、意義ある指標となっている。【資料 4-2-1】

この他、FD/SD 研修におけるさまざまな情報は、活力ある大学運営を思索する貴重な資料となっている【資料 4-2-2】

##### 【自己評価】

収集したデータ・資料については、「自己点検・評価委員会」で精査され、評価書作成の基礎的資料となっている。また、分析結果についても、学内の関係組織などを通して教職員に周知され、情報の共有化が図られている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】平成 26（2014）年度

「学生生活に関するアンケート調査」票と集計結果 【資料 2-7-11】に同じ

【資料 4-2-2】平成 26（2014）年度 FD/SD 研修会開催状況 【資料 1-2-6】に同じ

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【事実の説明】

自己点検・評価書の作成にあたり、全学的な取り組みを念頭においた「認証評価基準と対応組織【資料 4-1-4】」を定め、教授会傘下の各委員会において評価基準項目ごとに評価分析を行っており、評価内容については学内の教職員には十分周知されている。また、既刊の「自己点検・評価報告書」は、執筆に係わった関係部署をはじめ、学内の全教職員に配布している。

評価報告書の学外への配布については、現時点では実行していないが、図書館に配架して閲覧に供しているほか、「平成 25（2013）年度自己点検・評価報告書」は本学ホームページにおいて公表している。【資料 4-2-3】

##### 【自己評価】

自己点検・評価の結果については、報告書の学内教職員への配布のほか、ホームページや各種の刊行物を通して適切に周知されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-3】ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/>（自己点検・評価報告書）

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

視点の①から③において記述したように、本学はこの数年間は学年進行の過程にあったことから、総合的な視点からの自己点検・評価がなされていない。平成 24（2012）年度及び平成 25（2013）年度に実施した自己点検・評価の事務作業を通して得られた知見や反省を踏まえて、精度の充実、高揚を図っていきたい。

なお、各検討組織が全学の現状を総体的に把握するには調査データを一元的に集約するための IR 機能の設置が望ましく、これのあり方について検討を進める。

## 4-3 自己点検・評価の有効性

### 《4-3 の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【事実の説明】

平成 24（2012）年度及び平成 25（2013）年度に実施した自己点検・評価において、「改善・向上方策（将来計画）」として浮きぼりにされた教学や経営・管理運営上のさまざまな課題の対応策について「改善・向上事項への対応と評価」として取りまとめ、全学的な取り組みを行い、その経過等について教授会等で公表している。平成 27（2015）年度当初時点での評価において、今後とも継続して実施するものや未解決の事項については自己点検・評価委員会にて進行管理を行っていききたい。【資料 4-3-1】

なお、現在、法人が作成した中期経営計画の戦略的な推進に向けて平成 27（2015）年度を初年とする「びわこ学院大学中期目標・中期計画」を教授会が中心に調整作業中であり、本実施計画の実効性を高めるため、PDCA サイクル手法によりローリングを行う予定である。【資料 4-3-2】

##### 【自己評価】

自己点検・評価に係る改善・向上方策への取り組みは、PDCA 手法に準ずるものであり、このことにより、当面する諸課題等について教職員への浸透がはかれた。また、「びわこ学院大学中期目標・中期計画」を完成し、その進行状況を各部署でチェックすることにより、PDCA の仕組みの確立と機能性が確保できるものと考えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-1】自己点検評価結果に係る改善計画

【資料 4-3-2】びわこ学院大学 教授会資料（2015.4.22）

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

もとより、自己点検の意義は、大学のありのままの姿を多面的に評価分析し、検証を加え、新たな展開に結び付けていくことにあり、大学の体質改善と質の向上を図る上で、有効な手段である。

PDCA サイクルの仕組みをどのように展開していくかについては、具体化に向けて現在調整中であるが、基本とするところは、本学の教職員が報告書の内容を共有して自らが果たすべき役割を自覚することにある。平成 27（2015）年実施予定の「大学機関別認証評価」の受審を通して確認された事項については、改善・改革のため実施計画を策定し、PDCA 手法をもとに、効果的に改善策を進めるためには、推進体制が重要であり、既存の組織の活用と併せて、全学的な取り組みを進めるための推進体制について検討していきたい。

なお、スポーツ教育学科が完成年度を迎える平成 29（2017）年度以降の教育福祉学部における教育課程を検討するための組織として「教育福祉学部将来構想検討専門委員会(仮称)」を立ち上げ、前述した「びわこ学院大学中期目標・中期計画」を調整するための基本的枠組みを策定する。

#### [基準 4 の自己評価]

基準 4 自己点検評価については、本学は歴史的蓄積が乏しく、点検・評価の対象となる事例が少ないこともあって、細部に亘る目配りや踏込み不足が否めない。自己点検・評価委員会の運営においてはこうした点を配慮して、何らかの工夫がなされるべきであったと反省している。

近年、大学間の競い合いがより激しくなるなかで、大学の評価が厳しく問われる時代となっている。そのためには、教育内容、学生の満足度、キャンパスアメニティー、地域との係わり、教職員の支援の在り方などについて、大学一丸となって深く検証するとともに、強い意志力を持って取り組まなければならない。

平成 27（2015）年度の日本高等教育評価機構による認証評価の受審を契機として、これらの大部分については改善されたが、まだ不完全な部分も残されている。今後、更に大学の使命・目的及び教育目的が達成されるよう見直しを図っていきたい。

#### Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A 教育と福祉の統合・融合

##### A-1 教育と福祉の統合・融合

###### 《A-1 の視点》

###### A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究

###### A-1-② 教員免許状更新講習における現役教員への講習

###### A-1-③ 教育と福祉の統合・融合の試み

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を概ね満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 【事実の説明】

###### A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究

「不登校」、「いじめ」、「児童虐待」、「家庭内暴力」、「ニート」などの問題は、教育的視点と福祉的視点の双方からその改善のための手立てを模索していくことが必要である。本学部の名称でもある「教育福祉学」はこうした現在の子どもをめぐる状況の中で、教育と福祉の双方の視点の必要性が切実に求められていることに対応した学問である。本学では、これらの諸問題の解決の方向性を探ることを主題とする「教育福祉学」、「子ども学総論」を必修科目としている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

###### A-1-② 教員免許状更新講習における現役教員への講習

本学では、教員免許状更新講習を平成 23（2011）年度以降平成 26（2014）年度まで毎年夏期に 4 度実施している。受講者からは「おおむね良好」との評価を受けている。講習での開設科目としては、本学ならではの教育と福祉の融合という視点から、教育系、福祉系の各教員の専門性を生かしたテーマで講習科目を設定した。特に選択講習では、「教育と福祉（1）災害に学ぶ」、「教育と福祉（2）教育と福祉の統合」、「教育と福祉（3）性教育」といった、福祉的領域からの教育事象へのアプローチを主題とする独自性の高い科目設定を行っている。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

###### A-1-③ 教育と福祉の統合・融合の試み

1 月 21 日第Ⅱ講時、「なぜ・いま教育福祉学を学ぶことが必要なのか」のテーマで、本学の 3 人の教員をパネラーとして第 1 回目のシンポジウムを開催した。本学の教員及び 1、2 年生の参加のもと、パネラーから養護教諭、教育者、福祉職のそれぞれの立場から見た教育福祉学の課題について報告を受け、教育福祉学という研究視点・研究領域の意義ならびに教育福祉学部のカリキュラムで学ぶことが、現場に出てどのように役立つかということについて理解を深めた。

第 1 回シンポジウムは 2 年生の授業「キャリアデザインⅡ」の受講生及び 1 年生全員を対象に実施したが、今後も継続して教育と福祉の統合・融合を試みるためのシンポ

ジュウムを開催する予定である。さらに学内研究として「教育と福祉の融合」に関する研究チームを発足させる計画を予定している。【資料 A-1-5】



### 【自己評価】

本学では、教育福祉学部の理念に基づき、教育と福祉が統合・融合した識見を有する人材育成に向けて教育活動を展開している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 A-1-1】 2015 シラバス (p.30)「教育福祉学」シラバス 【資料 F-5】 より

【資料 A-1-2】 2015 シラバス (p.30)「子ども学総論」シラバス 【資料 F-5】 より

【資料 A-1-3】 平成 26 (2014) 年度 教員免許状更新講習実施要項

【資料 A-1-4】 講習評価書

免許状更新講習開設評価結果 一覧表

その他感想等 (自由欄)

【資料 A-1-5】 1/21 の教育福祉学部学内ミニ・シンポジウムの開催に向けて

1/21 の教育福祉学部学内ミニ・シンポジウム

キャリアデザインⅡ・レポート用紙

### (3) 改善・向上方策 (将来計画)

教育福祉学の確立は個々の教員の資質、力量に依存するのではなく、教育福祉学部子ども学科及びスポーツ教育学科全体として取り組んでいくものである。次年度以降はそのための 1 つの具体化に向けて、教育福祉学部子ども学科及びスポーツ教育学科の教育課程のあり方に関して検討する。また、教育と福祉の統合・融合をめざして行うシンポジウムの継続、充実を図る。

## 基準 B 地域連携・貢献

### B-1 地域連携・貢献

#### 《B-1 の視点》

- B-1-① 各種審議会、委員会への参画
- B-1-② 地域課題に関する講師派遣
- B-1-③ 地域関連講座と授業
- B-1-④ 学生の地域貢献活動

#### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

#### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 【事実の説明】

平成 26 (2014) 年度は、新たに加わった教員も含め、外部連携研究センターを窓口として、地域の課題解決に向けての企画・運営や各種講演会等の講師派遣、地域関連授業の開設を通じた連携や地域貢献を行った。平成 26 (2014) 年度における主なものは以下のとおりである。

##### B-1-① 各種審議会、委員会への参画

滋賀県保育協議会滋賀県保育士・保育所支援センター運営調整委員会委員、滋賀県教育委員会特別支援教育高等学校巡回相談員、滋賀県助産師協会組織強化委員、滋賀県母性衛生学会学会誌編集委員、滋賀県社会福祉人材センター運営委員会副委員長、京滋奈保育士養成協議会世話人、平成 26 (2014) 年度糸賀記念賞受賞実行委員会委員、愛荘町子ども・子育て支援会議議長、草津市社会福祉協議会地域福祉推進協議会副委員長、東近江市特別支援教育推進協議会議長、東近江市発達支援センター運営委員会副会長、東近江圏域障害者サービス調整会議重心体制整備検討部会部会長、東近江署警察協議会委員、東近江市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会委員、東近江市発達支援協議会委員長、社会福祉法人「ひかり福祉会」理事、東近江市青少年育成会議市民代表として、東近江市はもとより、滋賀県、県内他市の委員会、協議会に本学の教員が参画して、その運営に協力した。【資料 B-1-1】

##### B-1-② 地域課題に関する講師派遣

登校拒否・不登校問題全国連絡会第 19 回全国の集い in 滋賀（講演）、第 12 回地方自治研究全国集会滋賀大会第 12 分科会（助言）、滋賀県社会福祉協議会・ステップ I 研修（講師）、滋賀県教育委員会及び滋賀県体育協会「地域コミュニティ促進事業」（講師）、滋賀県中学校教育研究会理科部会（指導助言）、滋賀県生徒科学発表会中学個人の部（審査委員長）、滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会研修（講師）、滋賀県総合教育センター特別支援教育（講師）、滋賀県淡海子育てセミナー（講師）、滋賀県私立学校人権教育研修（講師）、近江八幡市子育て支援研修会（講師）、草津市教育研究所特別支援教育研修会（講師）、草津市社会福祉協議会・地域福祉推進協議会（報告・助言）、

草津市渋川学区社会福祉協議会研修会（講師）、草津市山田学区社会福祉協議会・地域福祉計画委員会（助言）、長浜市立古保利小学校・同長浜小学校特別支援教育研修会（講師）、大津市立上田上小学校・同青山小学校特別支援教育研修会（講師）、比叡山高校コーラス部（歌唱指導）、甲賀市立伴谷東小学校特別支援教育研修会（講師）、東近江市立御園小学校特別支援教育研修会（講師）、愛荘町立愛知中学校 PTA 会員研修（講演）、湖南市教育委員会性教育部会研修（講演）、東近江市連携事業「愛着関係が気になる子どもの保育と子育て支援」研究事業（参加）、東近江市小中校長研修会（講師）、東近江市立箕作小学校 10 分間運動実践（助言）、東近江市立八日市すみれ保育園（講師）、東近江市立みつくり保育園（講師）、東近江市立蒲生幼稚園（講師）、東近江市立能登川第一幼稚園（講師）、東近江市立湖東中学校「授業スキルの向上」研修（講師）、東近江市立野幼稚園 PTA 講演会（講師）、東近江市子育て会議（遊びブース担当）、東近江市立五個荘中学校吹奏楽部（指導）、東近江地域障害児（者）サービス調整会議（講師）において、本学教員の専門性を活かして東近江市をはじめとして、滋賀県、県内他市の地域の課題解決に貢献している。【資料 B-1-2】

### B-1-③ 地域関連講座と授業

#### ア 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

高校から大学への「学びの接続」「キャリア学習」の取り組みとして、滋賀県立高等学校 11 校の生徒 19 名を対象として、本学教員による大学連続講座「ソーシャルワーカーって何？社会福祉士ってどんな資格・仕事」「和太鼓どんどん」「糸賀一雄の障がい福祉から学ぶ」「自分のいい歌声を見つけよう～オペラってなに？～」「スポーツとくこころ>～こころとからだのつながりを体験してみよう～」を開講した。翌年度も継続予定である。【資料 B-1-3】

#### イ 高校生のキャリア形成支援のための高大連携講座

県立水口高等学校における「キャリア形成支援事業」の一環として、幼稚園・保育分野 2 名、スポーツ教育分野 3 名を対象として、本学教員により「音楽」「こども園あっぷる就業体験」「子どもと図画工作」「絵本について」「子どもと健康」「法と社会」「特別支援教育論」「福祉学概論」「スポーツ教育」「陸上競技」「ダンス」「器械運動」「リラクゼーション心理学」等の講義、体験活動を実施した。翌年度は 2 校に拡大する計画である。【資料 B-1-4】

#### ウ プレカレッジ

本学では、あらかじめ本学教員による高校生向けの特別な講義を準備しておき、高等学校からの要請に基づいて出張授業を実施するプレカレッジという仕組みがある。本年度も県立高等学校 4 校において「こころとからだを守る性教育」「コミュニケーション能力」「実力を発揮するには～メンタルトレーニングを体験してみよう～」「巣立っていく若者たち」の講義・体験授業を実施した。【資料 B-1-4】

## エ 公開講座

地域の方々を対象に本学教員による公開講座、「人はなぜ学習するのか」「パソコンCAD 初級講座 JW-cad を使いこなす」「スキンシップで親子遊び」「女性のメンタルと体の健康」「デコパージュでこころ豊かに」を実施した。合計 61 名の参加があった。【資料 B-1-5】

## オ おっぱい塾

毎週木曜日、音楽室、ピアノ練習室、子ども教育実習室、行動観察室がある実習棟のピエタス館において、午前 10 時から 11 時 30 分まで「東近江市キラキラおっぱい塾」が開催されている。本学の学生はこの活動にボランティアとして参加して、この活動を支えるとともに、子育ての実践を学ばせていただいている。【資料 B-1-6】

### B-1-④ 学生の地域貢献活動

教育ボランティア活動については、学生に対する教育的側面が強いので、後述する。

#### ア クラブによる地域貢献活動

ボランティアサークルは、授業で学んだことを生かしながら障がい児をサポートした、和太鼓クラブ、吹奏楽部は、幼稚園、学童における演奏活動、地元の中学校で和太鼓指導を行っている。フットサル部は「社会を明るくする運動」によって大津保護観察所長から感謝状を授与された。【資料 B-1-7】

#### イ スポーツ教育学科による地域連携と地域貢献活動

学校や地域社会におけるスポーツ教育の実態から課題と対応策を提示するとともに学校や地域社会の実態に応じたスポーツ指導の計画立案とその運営・指導等を学習する「スポーツ教育学基礎演習Ⅰ」を、滋賀学園高校、東近江市教育委員会スポーツ課、滋賀県立新旭養護学校と連携して行った。

滋賀学園高校の体育祭の運営や競技の内容、審判、応援団の取り組みを観察して、体育祭の計画の立案、運営・指導について学んだ。東近江市教育委員会スポーツ課課員、東近江市スポーツ推進委員を招いて地域スポーツの現状と課題を学び、演習として東近江市スポーツ課が実施するニュースポーツ出前授業に参加し、また東近江市立能登川南小学校 4 年生親子活動への出前授業を行った。滋賀県立新旭養護学校高等部の先生から障がいのある子どものスポーツの実態を学び、県内養護学校高等部の交流スポーツ大会において養護学校の先生とともにコートの設置、審判を行った。

今後、「スポーツ教育学基礎演習Ⅱ」においても、地域から学び、地域に貢献する体験的な学びを検討している。【資料 B-1-8】



### 【自己評価】

以上のことから、本学は建学の精神や学部教育・研究目的にしたがって地域と連携し、地域課題の解決に貢献していると判断している。

#### <エビデンス集（資料編）>

【資料 B-1-1】平成 26（2014）年度 各種審議会、委員会への参画

【資料 B-1-2】平成 26（2014）年度 地域課題に関する講師派遣

【資料 B-1-3】平成 26（2014）年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

【資料 2-1-5】に同じ

【資料 B-1-4】水口高等学校 キャリア形成支援事業

【資料 2-1-18】に同じ

平成 26（2014）年度 学外連携事業の取り組みまとめ

【資料 B-1-5】平成 26（2014）年度 公開講座まとめ

公開講座のアンケートまとめ

【資料 B-1-6】平成 26（2014）年度 紅葉祭パンフレット（p.12-14）

【資料 B-1-7】平成 26（2014）年度 びわこ学院大学クラブ地域貢献活動一覧

【資料 B-1-8】スポーツ教育学科における平成 26（2014）年度の学外連携事業について

### （3）改善・向上方策（将来計画）

小規模校の本学にとって、教員の専門性や人脈に偏りがあることはやむを得ない。しかしながら、各個人が持つ専門性を十分に吟味し、その特性を広く地域に情宣することによって、それぞれのネットワークがさらに拡大する可能性を持っている。そのためには、地域連携や貢献に対する外部連携研究センターを機軸にして、機能的かつ実践的な活動を展開する。

## 基準 C 実践力・人間力の育成

### C-1 実践力・人間力の育成

#### 《C-1 の視点》

#### C-1-① 「わくわくフェスタ」及び「BGU 運動会」の取り組み

#### C-1-② 教育ボランティア

#### C-1-③ 国際交流

#### (1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

#### (2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 【事実の説明】

#### C-1-①「わくわくフェスタ」及び「BGU 運動会」の取り組み

これは、乳幼児から小学校高学年までの子どもたちやその保護者を対象にした「遊び」をテーマとした学内行事であり、大学祭の期間中の 1 日を活用して実施している。また、地域の人びとが大学を訪れる地域交流の場ともなっている。アンケート用紙の配布数 400、回収数 235 であったが、1,000 人を超える来場があったと推定している。

わくわくフェスタは、実践力と人間力という点で次のような教育上の成果があると考えている。

##### ア 実践力

保育・教育における実践力を持った保育士や教員を育成することは、本学の使命である。本学では、講義や演習で学んだ内容を保育・教育の実践に活かす機会として「わくわくフェスタ」を位置づけている。『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『小学校学習指導要領』や講義、演習で学んだ、乳児から幼児、児童の発達過程の特徴を考慮した遊びを「わくわくフェスタ」として提供し、実際に体験することで、実践力の向上を図っている。

「わくわくフェスタ」の参加者のアンケートには、「子どもが楽しめるイベントがいっぱいで喜んで参加させていただきました」、「学生の積極的な関わりがあり、とても良かったです」、「保育園の手伝いをしています。今日は学生さんの新しい今風の楽しい保育を勉強させていただこうと思い、学園祭に来ました。壁面もばっちり可愛くてとてもお上手です。お話もペープサートもとても楽しませていただきました。ありがとうございました」といった感想が寄せられていた。

学生のアンケートでも「1 年生は先輩の指示を聞かな！という感じで、2 年生は引張らな！という感じで、いい緊張感かつ楽しさもあってよかったです」といった学年を超える学びや、「ゲームとクイズの間が少しつなげられなかったので上手くつなげればもっと楽しんでもらえただろうと思った。もっと子どもの目線にたって盛り上げていかなくちゃいけないなと思った」というスキルの工夫の学びを实践することで実践力を高める点において、一定の成果をあげている。【資料 C-1-1】【資料 C-1-2】

## イ 人間力

連携・協働する力としての人間力は、グループで連携し協力し合って企画を運営、実施する能力である。

「1年生の女子がなかなか作業に来てくれず、来ても話をしているだけで、注意しても改善されなかった」、「1年生で、注意してもちゃんとやってくれない人がいたので、その点がしんどく、2年生だけでやったほうがやりやすいのではないかと少し思った。」という意見もあった。しかし、「私たち2年生よりも1年生の方がしっかりしていてとてもたのしかったです。」、「2年生が準備を進めていると、1年生の子たちは自分から「これやります」とか進んでやってくれたことがよかったです。」、「自分が成長できる大きな機会であると思う。1、2回生合同ということで、普段交流のない方々とうまく人間関係をつくり連携をするかということがポイントだと思う。来年自分達が2年生の立場で動くことへの不安と楽しみがある。ぜひやりたい。」といった意見もあった。他者と連携、協力しながら教育活動を展開することは教員、保育士に求められる重要な資質、力量であり、来年度もわくわくフェスタの一層の充実が望まれる。

さらに、今年度の大学祭には学生の手によるBGU運動会が開催された。わくわくフェスタと同様に、この活動も学生の実践力、人間力の開発に有効な取り組みといえる。

【資料 C-1-3】

### C-1-② 教育ボランティア

本学では、学校、園でのボランティア、あるいは、社会教育分野、学校・園以外での子育て支援に関する事業のボランティアを通じて、1年生の段階から子どもとふれ合い、関わるという実践的な実務経験を奨励している。ボランティアに行く前には事前指導を受け、所定の時間をボランティアとして活動し、終了後にボランティア参加報告書の提出と教育ボランティア省察会への参加を経て単位認定を行っている。

さらに、小学校、幼稚園、保育所等での教育・保育・養護実習の実施要件として、教育ボランティアの単位を1単位以上修得することを課している。実習に行く前に、子どもに関する実践的な理解とともに、教育・保育の現場の実態、教員・保育士の職務内容、さらに教員、保育士としての自分自身の適性などについての理解と省察を図らせることがこの目的である。

教育ボランティア省察会では、本学出身の現職の小学校や幼稚園、養護の教員、保育士を招いて、教育ボランティアで実践したこと、学んだこと、教育ボランティアでの感動体験、採用試験体験談、教育現場の現状と教育実践の工夫、目指す教員・保育者像、学生時代の取り組み等に関してグループ別懇談会を行って、学生に対する動機づけ、意識向上を図っている。【資料 C-1-4】【資料 C-1-5】



### C-1-③ 国際交流

本学及び短期大学部は、中国常德師範学校、湖南外国語職業学院、湖南文理学院との間に友好協力協定を締結し、平成 24（2012）年度に国際交流委員会を設置して、短期大学部において、中国湖南文理学院から留学生を 2 名、友好交流協定に基づき常德師範学校から教員を 2 名、その他中国から留学生 1 名、平成 25（2013）年度は、湖南文理学院から留学生、特別聴講生を各 1 名、友好交流協定に基づき常德師範学校、湖南文理学院から教員を各 1 名、その他中国から留学生 1 名、ネパールから留学生 1 名、平成 26（2014）年度は、湖南文理学院から留学生を 1 名、その他中国から留学生 1 名を受け入れてきた。【資料 C-1-6】

留学生は本学のカリキュラムに従って学ぶだけでなく、本学の学生と相互に異文化間交流を行なっている。加えて学生支援課の支援で、滋賀県留学生交流会に参加、地元東近江市において夏祭りに参加、日本の家庭で食事会、餃子講習会を開く、中学校訪問、京都小旅行体験といった活動を行っている。【資料 C-1-7】

また、友好交流協定に基づいて来校した教員は、滋賀県を訪れる中国からの観光客に接客する商業施設で働く従業員に中国語講座を提供する地域貢献も行ってきた。【資料 C-1-8】

今後は留学生を四大でも受け入れ、また中国、ネパールだけでなく他の文化圏の留学生を受け入れることによって、本学の学生に多様な異文化間交流を学ぶ機会を提供するとともに、地元滋賀県に対する地域貢献事業を展開したい。



【自己評価】

本学では、学生の基礎的学力の向上対策にとどまらず、入学前学習、わくわくフェスタ、教育ボランティア、異文化間交流によって実践力・人間力を伴った総合的な学力の育成に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 C-1-1】平成 26（2014）年度 わくわくフェスタ 資料 【資料 2-5-5】に同じ

【資料 C-1-2】“BGU 運動会”企画案

【資料 C-1-3】わくわくフェスタ 2014 ふりかえりワークシート  
紅葉賀祭 ～わくわくフェスタ～2014 DVD25 分

【資料 C-1-4】教育ボランティア参加申請書（子ども学科）  
平成 26（2014）年度 教育ボランティア省察会  
省察会進行表—全大会ならびにグループ別懇談会の流れ—

【資料 C-1-5】平成 26（2014）年度 教育ボランティア事業報告

【資料 C-1-6】国際交流の経緯、(写真) 国際交流

【資料 C-1-7】留学生交流会の感想  
(写真) 留学生交流風景  
留学生の近況報告

【資料 C-1-8】新名神高速道路土山 SA 接客従業員に対する中国語講座実施報告

(3) 改善・向上方策（将来計画）

AO 入試、推薦入試によって入学する学生の比率が高い本学の学生は、主体的に学習や生活に取り組む習慣を持つ学生数が多いとはいえない。「学修の記録」を使用した指導の充実を図り、わくわくフェスタや教育ボランティア、異文化間交流に主体的に取り組ませて、学生の実践力や人間力の育成を図る。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	未実施
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

びわこ学院大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	学校法人滋賀学園 規程集（1-1）
	学校法人滋賀学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	2016 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則	学校法人滋賀学園 規程集（2-11）
	平成 27（2015）年度 びわこ学院大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成 28（2016）年度 学生募集要項、AO 入試のご案内	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	2015 学生ハンドブック、2015 シラバス	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 27（2015）年度 学校法人滋賀学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 26（2014）年度 学校法人滋賀学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-2】、 【資料 F-5】より抜粋
	2016 大学案内（p.62,69）、2015 学生ハンドブック（pp.170-172）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人滋賀学園規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事、監事、評議員名簿 理事会・評議員会開催状況（平成 26（2014）年度）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 （2-11 びわこ学院大学 学則）第 1 条	【資料 F-3】より
【資料 1-1-2】	2015 学生ハンドブック（p.4） 基本理念と教育目的	【資料 F-5】より
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成 26（2014）年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成	
【資料 1-2-2】	2015 シラバス（pp.30-32、pp.121-123）	【資料 F-5】より
【資料 1-2-3】	学校法人滋賀学園規程集 （2-11 びわこ学院大学 学則）第 1 条	【資料 F-3】より
【資料 1-2-4】	学校法人滋賀学園規程集 （2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程）	
【資料 1-2-5】	学校法人滋賀学園規程集 （2-47 びわこ学院大学 FD 委員会規程）	
【資料 1-2-6】	平成 26（2014）年度 FD/SD 研修会開催状況	
【資料 1-2-7】	学校法人滋賀学園規程集 （4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）	
【資料 1-2-8】	学校法人滋賀学園規程集 （4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程）	

びわこ学院大学

【資料 1-2-9】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 1-2-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	
【資料 1-2-11】	平成 26 年 4 月企画運営委員会配布資料	
【資料 1-2-12】	平成 26 年度 9 月および 12 月理事会議事録	
【資料 1-2-13】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	
【資料 1-3-2】	2016 大学案内	【資料 F-2】より
【資料 1-3-3】	平成 26 (2014) 年度 紫野 (広報誌)	
【資料 1-3-4】	ホームページ <a href="http://www.newton.ac.jp/bgu/">http://www.newton.ac.jp/bgu/</a>	
【資料 1-3-5】	平成 27 (2015) 年度 入学式での学長式辞	
【資料 1-3-6】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	
【資料 1-3-7】	2015 学生ハンドブック (p.4) 基本理念と教育目的	【資料 F-5】より
【資料 1-3-8】	2015 シラバス (p.2) デイブ・ロマホ・リシ、カキユラムホ・リシ	【資料 F-5】より
【資料 1-3-9】	2015 シラバス (p.23,27) 「キャリアデザイン I, II」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 1-3-10】	2015 シラバス (p.22,26) 「スタディスキルズ I, II」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 1-3-11】	平成 26 (2014) 年度 企業向けパンフレット	
【資料 1-3-12】	平成 26 (2014) 年度 紫茜 (同窓会誌)	
【資料 1-3-13】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	【資料 1-2-13】に同じ
【資料 1-3-14】	学校法人滋賀学園規程集 (2-14 びわこ学院大学 教授会規程)	
【資料 1-3-15】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
【資料 1-3-16】	学校法人滋賀学園規程集 (4-09 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 1-3-17】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 1-3-18】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 1-3-19】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	びわこ学院大学 学生募集要項	【資料 F-4】より
【資料 2-1-2】	オープンキャンパス参加状況	
【資料 2-1-3】	高校教員対象 平成 27 年度入試説明会 実施要項	
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス 2014 チラシ	

びわこ学院大学

【資料 2-1-5】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座	
【資料 2-1-6】	平成 26 (2014) 年度 出前授業 (プレカレッジ) 日程一覧	
【資料 2-1-7】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録 (県外)	
【資料 2-1-8】	平成 26 (2014) 年度 キャンパス見学会日程表	
【資料 2-1-9】	スポーツメンタルサポート (チラシ)	
【資料 2-1-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-09 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 2-1-11】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学試験の組織体制図 (平成 27 年度入試)	
【資料 2-1-12】	AO 入試実施要項、 AO 入試事前相談報告書 (スポーツ教育学科)	
【資料 2-1-13】	入試種別ごとの GPA (平成 26 (2014) 年度入学生)	
【資料 2-1-14】	『～夢へ向かって～入学前学習ノート』	
【資料 2-1-15】	入学者数、定員充足率 推移 (過去 5 年)	
【資料 2-1-16】	平成 26 (2014) 年度 本学参加の進路相談会等 一覧	
【資料 2-1-17】	資料請求者、進学相談会・学内イベント参加者の総数	
【資料 2-1-18】	水口高等学校 キャリア形成支援事業	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	2015 シラバス (p.2) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー	【資料 F-5】より
【資料 2-2-2】	子ども学科、スポーツ教育学科、各養成課程の各教育目標一覧	
【資料 2-2-3】	2014 学生ハンドブック (p.35) 科目配置表(2011～2013)	
【資料 2-2-4】	2014 学生ハンドブック (p.41) 科目配置表 2014	
【資料 2-2-5】	子ども学科、スポーツ教育学科、教養教育課程、 各養成課程のカリキュラムマップ	
【資料 2-2-6】	「2015 シラバス」における改善事項	
【資料 2-2-7】	平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書	
【資料 2-2-8】	平成 26 (2014) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)	
【資料 2-2-9】	平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-2-10】	平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会	
【資料 2-2-11】	平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	スタディスキルズ 第 2 回目授業 資料	
【資料 2-3-2】	学修の記録	
【資料 2-3-3】	オフィスアワーの時間帯 (学生用掲示資料)	
【資料 2-3-4】	『夢へ向かって～入学前学習ノート』	【資料 2-1-14】に同じ
【資料 2-3-5】	教職・就職対策講座事業 平成 26 (2014) 年度 教職支援課事業報告 平成 26 (2014) 年度 幼保採用・教員採用対策講座 講座、模試案内 [7 枚]	
【資料 2-3-6】	2015 シラバス (p.22,26) 「スタディスキルズ I, II」シラバス 2015 シラバス (p.23,27) 「キャリアデザイン II」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 2-3-7】	子ども学科全 1 年生対象音楽準備講座のお知らせ	
【資料 2-3-8】	実習オリエンテーション 資料 実習ガイダンス 資料	

びわこ学院大学

【資料 2-3-9】	「教科教育法 体育」における SA の取組み資料、 学生のレポート、取組風景 [写真]	
<b>2-4. 単位認定、卒業・修了認定等</b>		
【資料 2-4-1】	学校法人滋賀学園規程集 (2-11 びわこ学院大学 学則)	【資料 F-3】より
【資料 2-4-2】	2015 学生ハンドブック (pp.141-147) びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程	【資料 F-5】より
【資料 2-4-3】	2015 シラバス 各科目の下蘭「成績評価の方法」	【資料 F-5】より
【資料 2-4-4】	「成績評価基準」(2012 年度策定)	
【資料 2-4-5】	2015 シラバス 各科目授業計画の右蘭「予習・復習の欄」	【資料 F-5】より
【資料 2-4-6】	平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 2-4-7】	平成 26 (2014) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)	
<b>2-5. キャリアガイダンス</b>		
【資料 2-5-1】	2015 学生ハンドブック (p.30,34,38,44) カリキュラム	【資料 F-5】より
【資料 2-5-2】	実習参加要件 (学外実習オリエンテーション資料)	
【資料 2-5-3】	2015 学生ハンドブック (p.46) 授業科目読み替え表	
【資料 2-5-4】	2015 シラバス (p.23,27) 「キャリアデザイン I, II」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 2-5-5】	平成 26 (2014) 年度 わくわくフェスタ資料	
【資料 2-5-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 2-5-7】	2014 授業時間割	
【資料 2-5-8】	2015 授業時間割	
<b>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</b>		
【資料 2-6-1】	平成 26 (2014) 年度 卒業生の進路一覧	
【資料 2-6-2】	平成 26 (2014) 年度 卒業生の免許状・資格の取得状況	
【資料 2-6-3】	学生が就職した企業を対象としたアンケート調査	
【資料 2-6-4】	平成 26 (2014) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)	【資料 2-2-8】に同じ
<b>2-7. 学生サービス</b>		
【資料 2-7-1】	学校法人滋賀学園規程集 (2-35 びわこ学院大学 学生委員会規程)	
【資料 2-7-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-5 事務組織規程)	
【資料 2-7-3】	学校法人滋賀学園規程集 (2-37 びわこ学院大学 人権教育推進委員会規程)	
【資料 2-7-4】	学校法人滋賀学園規程集 (2-39 びわこ学院大学 ハラスメント防止委員会規程)	
【資料 2-7-5】	学校法人滋賀学園規程集 (2-45 びわこ学院大学 特別奨学生規程)	
【資料 2-7-6】	学校法人滋賀学園規程集 (2-58 びわこ学院大学 在学生対象成績優秀者 特別奨学生規程)	
【資料 2-7-7】	学校法人滋賀学園規程集 (2-59 びわこ学院大学 スポーツ特別奨学生規程)	
【資料 2-7-8】	学校法人滋賀学園規程集 (2-60 びわこ学院大学 スポーツ教育 S 種 特別奨学生規程)	
【資料 2-7-9】	平成 26 (2014) 年度 クラブ・サークル一覧表	

## びわこ学院大学

【資料 2-7-10】	平成 26 (2014) 年度 紅葉賀祭パンフレット	
【資料 2-7-11】	平成 26 (2014) 年度 「学生生活に関するアンケート調査」票と集計結果	
【資料 2-7-12】	平成 26 (2014) 年度 学長と学生との懇談会記録	
【資料 2-7-13】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学内禁煙推進計画	
<b>2-8. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 2-8-1】	2015 学生ハンドブック (p.164,165) びわこ学院大学教員名簿	【資料 F-5】より
【資料 2-8-2】	学校法人滋賀学園規程集 (2-13 びわこ学院大学 教員選考規程)	
【資料 2-8-3】	学校法人滋賀学園規程集 (2-2 びわこ学院大学 就業規程) 第 3 条	
【資料 2-8-4】	平成 26 (2014) 年度 教育研究活動等の業績申告票	
【資料 2-8-5】	平成 26 (2014) 年度 教育研究活動業績に関わる教員評価結果報告書	
【資料 2-8-6】	平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 2-8-7】	平成 26 (2014) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)	【資料 2-2-8】に同じ
【資料 2-8-8】	平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 2-8-9】	平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会	【資料 2-2-10】に同じ
【資料 2-8-10】	平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-11】に同じ
【資料 2-8-11】	教養教育課程カリキュラムマップ	【資料 2-2-5】より
【資料 2-8-12】	「2015 シラバス」における改善事項	【資料 2-2-6】に同じ
<b>2-9. 教育環境の整備</b>		
【資料 2-9-1】	大学設置基準 別表第三	
【資料 2-9-2】	2015 学生ハンドブック (p.170) びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図	【資料 F-5】より
【資料 2-9-3】	教室等の稼働状況	

### 基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>3-1. 経営の規律と誠実性</b>		
【資料 3-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-1-2】	2015 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神	
【資料 3-1-3】	学校法人滋賀学園規程集 (2-1 びわこ学院大学 組織運営規程)	
【資料 3-1-4】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
【資料 3-1-5】	学校法人滋賀学園規程集 (1-2 理事会会議規則) 学校法人滋賀学園規程集 (1-3 理事会業務委任規則)	
【資料 3-1-6】	学校法人滋賀学園規程集 (2-11 びわこ学院大学 学則)	
【資料 3-1-7】	学校法人滋賀学園規程集 (2-2 びわこ学院大学 就業規則)	【資料 F-3】より
【資料 3-1-8】	学校法人滋賀学園規程集 (1-7 文書取扱規程)	
【資料 3-1-9】	学校法人滋賀学園規程集 (1-15 経理規程)	
【資料 3-1-10】	学校法人滋賀学園規程集 (1-17 固定資産税および物品管理規程)	
【資料 3-1-11】	省エネ対策掲示	

びわこ学院大学

【資料 3-1-12】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画	【資料 2-7-13】 に同じ
【資料 3-1-13】	人権研修会・セクハラ研修会実施要項	
【資料 3-1-14】	学校法人滋賀学園規程集 (4-19 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン)	
【資料 3-1-15】	学校法人滋賀学園規程集 (1-10 個人情報の保護に関する規程)	
【資料 3-1-16】	学校法人滋賀学園規程集 (1-23 公益通報者保護規程)	
【資料 3-1-17】	学校法人滋賀学園規程集 (4-16 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程)	
【資料 3-1-18】	平成 26 (2014) 年度 避難実地訓練実施要項	
【資料 3-1-19】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 緊急時連絡網	
【資料 3-1-20】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	【資料 1-3-6】 に同じ
【資料 3-1-21】	危機管理基本マニュアル	
【資料 3-1-22】	2015 学生ハンドブック (p.170) びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図	【資料 F-5】 より
【資料 3-1-23】	ホームページ <a href="http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/">http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/</a> (教育/財務情報)	
【資料 3-1-24】	平成 26 (2014) 年度 紫野 (広報誌)	【資料 1-3-3】 に同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】 に同じ
【資料 3-2-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-2 理事会会議規則) 学校法人滋賀学園規程集 (1-3 理事会業務委任規則)	
【資料 3-2-3】	役員及び評議員名簿	【資料 F-10】 に同じ
【資料 3-2-4】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	【資料 F-10】 に同じ
【資料 3-2-5】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】 に同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人滋賀学園規程集 (2-34 びわこ学院大学 教務委員会規程)	
【資料 3-3-2】	学校法人滋賀学園規程集 (2-35 びわこ学院大学 学生委員会規程)	
【資料 3-3-3】	学校法人滋賀学園規程集 (2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 3-3-4】	学校法人滋賀学園規程集 (2-36 びわこ学院大学 図書館委員会規程)	
【資料 3-3-5】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 3-3-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 3-3-7】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 3-3-8】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	
【資料 3-3-9】	学校法人滋賀学園規程集 (4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)	

## びわこ学院大学

【資料 3-3-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
<b>3-4. コミュニケーションとガバナンス</b>		
【資料 3-4-1】	学校法人滋賀学園規程集 (4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)	
【資料 3-4-2】	学校法人滋賀学園規程集 (4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱)	
【資料 3-4-3】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-4-4】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-4-5】	平成 26 (2014) 年度 評議員会 次第	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-4-6】	学校法人滋賀学園規程集 (1-6 稟議規程)	
<b>3-5 業務執行体制の機能性</b>		
【資料 3-5-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-4 法人本部規程)	
【資料 3-5-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-5 事務組織規程)	
【資料 3-5-3】	学校法人滋賀学園規程集 (2-1 びわこ学院大学 組織運営規程)	
【資料 3-5-4】	学校法人滋賀学園規程集 (2-34 びわこ学院大学 教務委員会規程)	
【資料 3-5-5】	学校法人滋賀学園規程集 (2-35 びわこ学院大学 学生委員会規程)	
【資料 3-5-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 3-5-7】	学校法人滋賀学園規程集 (2-36 びわこ学院大学 図書館委員会規程)	
【資料 3-5-8】	学校法人滋賀学園規程集 (4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱)	
【資料 3-5-9】	外部研修会等参加状況	
【資料 3-5-10】	平成 26 (2014) 年度 FD/SD 研修会開催状況	【資料 1-2-6】に同じ
<b>3-6. 財務基盤と収支</b>		
【資料 3-6-1】	平成 27 (2015) 年度 予算編成方針の通達	
【資料 3-6-2】	平成 27 (2015) 年度 事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 3-6-3】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」...財務計画	【資料 1-2-13】に同じ
<b>3-7. 会計</b>		
【資料 3-7-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-15 経理規程)	
【資料 3-7-2】	平成 26 (2014) 年度 監事監査報告書	
【資料 3-7-3】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】より

びわこ学院大学

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (2-11 びわこ学院大学 学則) 第 1 条	【資料 F-3】より
【資料 4-1-2】	平成 21 (2009) 年度～平成 24 (2012) 年度 自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-3】	平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-4】	認証評価基準と対応組織の構図	
【資料 4-1-5】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 認証評価連絡会議設置要項	
【資料 4-1-6】	学校法人滋賀学園規程集 (2-38 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程)	【資料 1-2-4】に同じ
【資料 4-1-7】	平成 26 (2014) 年度 自己点検・評価委員会議事録	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 26 (2014) 年度 「学生生活に関するアンケート調査」票と集計結果	【資料 2-7-11】に同じ
【資料 4-2-2】	平成 26 (2014) 年度 FD/SD 研修会開催状況	
【資料 4-2-3】	ホームページ <a href="http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/">http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/</a> (自己点検・評価報告書)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	自己点検評価結果に係る改善計画	
【資料 4-3-2】	びわこ学院大学 教授会資料 (2015.4.22)	

基準 A. 教育と福祉の統合

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 教育と福祉の統合・融合		
【資料 A-1-1】	2015 シラバス (p.30) 「教育福祉学」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 A-1-2】	2015 シラバス (p.30) 「子ども学総論」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 A-1-3】	平成 26 (2014) 年度 教員免許状更新講習実施要項	
【資料 A-1-4】	・講習評価書 ・免許状更新講習開設評価結果 一覧表 ・その他感想等 (自由欄)	
【資料 A-1-5】	・教育福祉学部学内ミニ・シンポジウムの開催に向けて ・教育福祉学部学内ミニ・シンポジウム ・キャリアデザインⅡ・レポート用紙	

基準 B. 地域連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 地域連携・貢献		
【資料 B-1-1】	平成 26 (2014) 年度 各種審議会、委員会への参画	
【資料 B-1-2】	平成 26 (2014) 年度 地域課題に関する講師派遣	
【資料 B-1-3】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座	【資料 2-1-5】に同じ

びわこ学院大学

【資料 B-1-4】	水口高等学校 キャリア形成支援事業 平成 26 (2014) 年度 学外連携事業の取り組みまとめ	【資料 2-1-16】に同じ
【資料 B-1-5】	平成 26 (2014) 年度 公開講座まとめ 公開講座のアンケートまとめ	
【資料 B-1-6】	平成 26 (2014) 年度 紅葉賀祭パンフレット (p.12-14)	
【資料 B-1-7】	平成 26 (2014) 年度 びわこ学院大学クラブ地域貢献活動一覧	
【資料 B-1-8】	スポーツ教育学科における平成 26 (2014) 年度の 学外連携事業について	

基準 C. 実践力・人間力

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
C-1. 実践力・人間力の育成		
【資料 C-1-1】	平成 26 (2014) 年度 わくわくフェスタ資料	【資料 2-5-5】に同じ
【資料 C-1-2】	“BGU 運動会”企画案	
【資料 C-1-3】	わくわくフェスタ 2014 ふりかえりワークシート 紅葉賀祭 ～わくわくフェスタ～2014 DVD25 分	
【資料 C-1-4】	教育ボランティア参加申請書 (子ども学科) 平成 26 (2014) 年度 教育ボランティア省察会 省察会進行表—全大会ならびにグループ別懇談会の流れ—	
【資料 C-1-5】	平成 26 (2014) 年度 教育ボランティア事業報告	
【資料 C-1-6】	国際交流の経緯、(写真) 国際交流	
【資料 C-1-7】	留学生交流会の感想、(写真) 留学生交流風景、 留学生の近況報告	
【資料 C-1-8】	新名神高速道路土山 SA 接客従業員に対する 中国語講座実施報告	